

令和5年 第4回

# 身延町議会定例会会議録

令和5年12月11日 開会

令和5年12月15日 閉会

山梨県身延町議会

令和 5 年

第 4 回身延町議会定例会

12月11日

# 令和5年第4回身延町議会定例会（1日目）

令和5年12月11日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 議案第63号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 身延町上下水道事業審議会条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 身延町水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第66号 身延町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第67号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 議案第68号 身延町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第69号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第70号 身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第71号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第72号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第73号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第74号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第75号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第76号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第77号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第78号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第21 議案第79号 令和5年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第22 議案第80号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第  
3号)
- 日程第23 議案第81号 令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第24 議案第82号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ  
いて
- 日程第26 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

2番	深山光信	3番	佐野昇
4番	山下利彦		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹  
録音係 佐野 吏



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和5年第4回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまです。

このところ、朝の冷え込みが一層厳しくなっております。

日中は気温も上がり、寒暖差も大きくなっておりますので、皆さま方におかれましては体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。

さて、本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

---

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

2番 深山光信君

3番 佐野 昇君

4番 山下利彦君

の3名を指名します。

---

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの5日間にしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの5日間と決定しました。

---

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、定例会資料3ページのとおり、条例案12件、補正予算案8件、人事案件1件の合計21件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に配布した資料のとおりです。

次に、9月定例会以降の議会関係の諸行事については、定例会資料4ページから6ページまでとなり、資料により報告としますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 町長行政報告ならびに議案の説明について。

町長からの報告ならびに説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

おはようございます。

本日ここに令和5年第4回身延町議会定例会の開会にあたり、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位、ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年を振り返ってみますと、令和2年の感染拡大に伴い、私たちの生活を混乱に陥れていた新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に感染法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行をいたしました。

私たちの生活も、感染拡大以前の生活が戻ってきたと実感しているところであります。

学校での運動会、学園祭の開催や地域行事の開催、また外国からの観光客も目にする機会が増えてきました。

11月3日には、みのぶまつりが身延町総合文化会館において、盛大に開催されました。

昨年は町外からの出店をお断りするなどの制限を行う中での開催でありましたが、今回は制限をかけずに開催し、当日は町内外から多くのお客さまにお越しいただき、大変、賑やかに秋の一日を楽しんでいただけたと思っています。

また、みのぶまつりの開催にあたり、ご尽力いただきました実行委員会の皆さま、関係者の皆さまには、深くお礼を申し上げます。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず、令和6年度予算編成方針についてであります。

去る11月13日、令和6年度予算編成方針を管理職に対して示し、財政課から全職員に対して予算編成への取り組みについて詳細な事務取扱要領を提示いたしました。

令和6年度当初予算編成方針としては、まちづくりの指針となる「第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる4つの基本目標に基づき、この「第2期総合戦略」を確実に推進すべく、職員の英知を結集し、各アクションプランによる重点施策の予算編成に鋭意取り組みを指示したところであります。

令和6年度の本町の財政運営においては、人口減少に伴う納税義務者の減少に加え、原油高騰・物価高騰による経済の低迷により、昨年度と同様に個人ならびに法人所得は減少が見込まれ、地方税の落ち込みは厳しいものになると想定されますが、基幹的財源であります地方交付税は、交付税財源である国税について、昨年と同様に景気の回復による増収が見込まれることに伴い、臨時財政対策債発行を抑制し、交付税総額を適切に確保することがすでに国から示されております。

当然のことながら、厳しい財源の中ではありますが、本町が抱える諸問題について、スピード感を持って最大限の効果を上げる予算編成に努めてまいりたいと思います。

次に、教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えた若林裕子教育委員の後任として、先の第3回身延町議会定

例会において議会の同意をいただき、小林美絵氏を11月19日に任命をいたしました。任期は同日から4年間となります。

教育委員会の構成は保坂新一教育長、遠藤一彦教育長職務代理者、井上敬典委員、馬場泰委員、小林美絵委員でございます。

次に、身延中学校新校舎等整備事業についてであります。

昨年9月1日に行われた起工式から早や1年3カ月が経過し、新校舎建設工事の進捗率は11月末現在で86%を超え、外観の見た目にも完成の近づきが感じられるようになっております。現在は、内部の置床や腰壁の板材の設置、壁の塗装や天井ルーバーの設置などが行われ、外部では壁材の設置やベランダ手すりの設置など、全ての工程において最終仕上げ段階にきており、順調に進捗しております。

10月24日には、中学1年生49名を対象として新校舎の現場見学会を開催し、工事現場で働く現場監督や作業員からそれぞれが従事している仕事の紹介や質疑応答などを行うキャリア教育を実施いたしました。いろいろな仕事を知ること、生徒たちの将来従事する仕事の選択肢を増やす手助けになることを期待しております。

11月10日には県の総務部長をはじめ市町村課職員12名が現場見学を訪れ、翌週13日には山梨県議会土木森林環境委員会の議員9名に地元選挙区選出の笠井議員を含めた10名が「公共建築物等の木造・木質化の促進」をテーマとする現地調査を訪れています。また、翌日14日には千葉県鴨川市の市議4名が現場視察を訪れるなど、県内外から高い注目を受けております。

今後は来年4月の開校に向け、引っ越し準備等も本格的になってまいりますので、これまで以上に関係機関との調整を密にし、新校舎の業務体制がスムーズに移行できるようスケジュール管理を徹底するとともに、無事故で工事が完成するように心がけてまいります。

次に令和5年第3回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

さて、本会議定例会には、議案第63号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてから議案第74号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてまでの条例関係12議案、議案第75号 令和5年度身延町一般会計補正予算(第5号)から議案第82号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)までの補正予算8議案を提案いたします。

また、人事案件といたしまして、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて1人事案、合わせて21案件を提出させていただいております。

内容につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきますので、ご議決ならびにご同意をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます、私の行政報告および議案提案とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(上田孝二君)

町長の行政報告、ならびに議案の説明を終わります。

---

日程第5 議案第63号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第6 議案第64号 身延町上下水道事業審議会条例の制定について

日程第7 議案第65号 身延町水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

日程第8 議案第66号 身延町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第9 議案第67号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

以上の5議案は、環境上下水道課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由、ならびに内容説明を求めます。

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

それでは議案第63号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてから議案第67号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、一括して内容説明をさせていただきます。

なお、条例の詳細な説明は議員全員協議会で説明いたしましたので省略させていただきます。議案説明書をご覧ください。

はじめに、議案第63号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について、本条例を制定する背景および条例の内容をご説明します。

まず、全体の背景といたしまして、本町ではこれまで一般行政活動として上下水道事業を実施していきましたが、令和6年4月1日からは、当該事業は地方公営企業法の適用を受ける事業として移行いたします。

これが条例を制定する背景になります。

次に内容説明をいたします。

水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例は、水道事業及び下水道事業の設置、経営規模、組織、業務状況説明書類、その他必要な事項を定めるものになります。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

次に議案第64号 身延町上下水道事業審議会条例の制定について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

条例制定の背景につきましては、前の説明と同じですので省略いたします。

内容を説明いたします。

本条例は、令和6年度から地方公営企業法の全部適用とする上下水道の一体的かつ円滑な運営を図ることを目的とし、これまで上水道事業、下水道事業、それぞれ組織していた審議会を身延町上下水道事業審議会として新たに設置することに関し必要な事項を定めています。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第64号の内容説明を終わります。

次に議案第65号 身延町水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

条例制定の背景につきましては、はじめの説明と同じですので省略いたします。

内容を説明いたします。

本条例は、地方公営企業移行後の上下水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準について定めています。

施行期日につきましては、令和6年4月1日より施行する。

以上で、議案第65号の内容説明を終わります。

次に議案第66号 身延町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

条例制定の背景につきましては、はじめの説明と同じですので省略いたします。

内容を説明いたします。

本条例は、地方公営企業法の全部適用とする上下水道事業の剰余金の処分等に関し必要な事項を定めています。

施行期日につきましては、令和6年4月1日に施行する。

以上で、議案第66号の内容説明を終わります。

次に議案第67号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

条例の制定の背景につきましては、はじめの説明と同じですので省略いたします。

内容を説明します。

本条例は、身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴い関係する5本の条例を廃止し、13本の条例の一部を改正する条例になります。

以上で、上下水道事業への地方公営企業法の適用に関連する議案第63号から議案第67号までの内容説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第10 議案第68号 身延町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第69号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第70号 身延町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第71号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の4議案は、総務課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは議案第68号 身延町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

議案第68号の議案説明書をご覧ください。

提案理由といたしましては、職員の懲戒処分の基準を見直したため、身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提案する理由でございます。

背景といたしましては、職員の懲戒基準について見直しを進める中で、他町との比較を行った結果、近隣町および山梨県の基準と同様にすべきと判断したため、改正を行うものでございます。

内容といたしましては、条例中、第4条「停職の基準は、1日以上3月以下とする。」を「停職の期間は、1日以上6月以下とする。」に改正いたします。

なお、附則におきまして、この条例の施行の際に現に停職中の職員の取り扱いについては、なお従前の例によるという経過措置を設けます。

施行期日につきましては、条例の公布の日からとさせていただきます。

続きまして、議案第69号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案第69号の議案説明書をご覧ください。

提案理由といたしましては、令和5年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告を鑑み、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしましては、人事院が令和5年8月7日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会および内閣に対し勧告を行い、政府は人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、11月17日、参議院本会議において可決・成立いたしました。

また、山梨県人事委員会が令和5年10月17日、県職員の給与改定について県議会および知事に対し勧告を行いました。

地方公務員法第24条第2項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されているため、条例の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じて以下のとおり、給与条例の一部改正を行うものでございます。

第1条の主な改正点といたしましては、月例給は公民較差3,360円、0.91%になります。こちらを解消するため、勧告の内容を踏まえ、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた引き上げ改定を行います。

民間との間に格差があることを踏まえ、初任給を高卒1万2千円、大卒1万1千円引き上げるものでございます。

初任給調整手当を給料表の改定状況を勘案し、引き上げを行います。期末手当の内容を6月分の支給済1.20月に対し、12月分は1.25月とします。また、勤勉手当は6月分の支給済1月に対し、12月分は1.05月といたします。これにより、期末・勤勉手当の支給月数を4.50月とするものでございます。

第2条の主な改正内容につきましては、令和5年度の期末手当および勤勉手当の引き上げ率に合わせ、0.10月を令和6年度以降の6月分と12月分に平準化する改正を行います。

この条例は公布の日から施行します。

ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行いたします。

なお、適用時期は給料表の改定につきましては令和5年4月1日、期末勤勉手当の改正につきましては令和5年12月1日といたします。

続きまして、議案第70号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案第70号の議案説明書をご覧ください。

提案理由といたしましては、令和5年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告による身延町職員給与条例の一部改正に伴い、身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしましては、人事院が令和5年8月7日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会および内閣に対し勧告を行い、政府は人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、11月17日、参議院本会議において可決・成立いたしました。

また、山梨県人事委員会が令和5年10月17日、県職員の給与改定について、県議会および知事に対し勧告が行われたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じて行う一般職員の勤勉手当の率の改正に伴い、特別職の期末手当の支給月数も0.10月の引き上げを行います。

第1条の主な改正点といたしましては、期末手当を6月の支給済2.250月に対し、12月分は2.30月とします。これにより、年間の支給月数を4.50月といたします。

第2条におきまして、令和5年度の期末手当の引き上げ率0.10月を、令和6年度以降の6月分と12月分に平準化する改正を行います。

施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行いたします。

ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行いたします。

なお、適用時期は令和5年12月1日といたします。

続きまして、議案第71号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第71号の議案説明書をご覧ください。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律が一部を除き、令和6年4月1日から施行されることに伴い、身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしまして、国ではこれまで、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員の取り扱いとの均衡や、各地方公共団体における会計年度任用職員に対する期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされてきました。

今般、国の非常勤職員については、令和3年度までの間に勤勉手当が支給されていることや各地方公共団体において会計年度任用職員に期末手当を支給することが定着したことを踏まえ、国の非常勤職員との均衡および適切な処遇の確保の観点から、地方自治法が改正され、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となりました。

このため、本町における会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の改正を行うものでございます。

内容としたしましては、身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、第1条で、身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正を行い、第2条で身延町職員の育児休業等に関する条例の改正を行います。

内容は、身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、条例中、第3条にフルタイム会計年度任用職員およびパートタイム会計年度任用職員の支給に関する給与の中に勤勉手当を加えるものがございます。

第15条の2では、任期が6月以上のフルタイムの会計年度任用職員について、一般職の勤勉手当の支給にかかる給与条例の規定を準用するものであります。

第15条の2第2項では、任期が6カ月以上のフルタイムの会計年度任用職員とみなす場合の要件について準用するものがございます。

第23条の2では、任期が6月以上のパートタイムの会計年度任用職員について、一般職の勤勉手当の支給にかかる給与条例の規定を準用しつつ、準用する条例が常勤の職員向けであるため、パートタイムの勤務形態に合致させるための読み替えを行うものがございます。

第23条の2第2項では、任期が6月以上のパートタイムの会計年度任用職員とみなす場合の要件について準用するものがございます。

身延町職員の育児休業等に関する条例の改正については、条例中第7条第2項において育児休業中の職員に係る勤勉手当の支給対象から、会計年度任用職員を除外する規定となっているため、当該部分を削除し、育児休業中の会計年度任用職員を支給対象に含める措置を行うものがございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日からといたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第14 議案第72号 身延町税条例の一部を改正する条例についてを議題します。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山耕史君）

それでは、私からは議案第72号 身延町税条例の一部を改正する条例について、その内容を説明させていただきます。

議案説明書により、ご説明させていただきますので、議案説明書をご覧ください。

議案第72号 身延町税条例の一部を改正する条例について

提案理由から、まずご説明申し上げます。

令和6年1月1日から精神障害者・知的障害者が自ら運転して使用する車両を軽自動車税の減免対象とするため、身延町税条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景ですが、高齢化社会の進展等を踏まえ、県で身体障害者等への自動車税の減免制度の見直しを行い、精神障害者や知的障害者が自ら運転して使用する車両も令和6年1月1日以降、減免対象に追加されることとなった。

これに伴い本町においても減免制度を自動車税と同様に軽自動車税に適用することとしたところでは、

引き続き、内容についてご説明申し上げます。

1としまして、改正する内容としまして、これまでの軽自動車税の減免については、「身体障害者」ご本人が使用および所有する車両、または「精神障害者」、「知的障害者」の方が所有し、その家族が運転して使用する車両を減免対象としてまいりました。

本改正では、新たに「精神障害者1級」または「知的障害者A程度相当」の方が運転して使用する車両も減免対象に加えるための改正となります。

引き続き2の改正する条文ですが、3カ所ございます。

①といたしまして、身延町税条例第90条第1項第1号に記載されている（以下「身体障害者」という）の定義の部分を削除いたします。

②としまして、同条同項同号アの表記を「身体障害者」から「身体障害者等」とし、新たに身体障害者を含めた表記に変更します。

③としまして、第90条の2第1項の表記も「身体障害者」から「身体障害者等」の、②と同様に新たに対象者を含めた表記へ変更し、改正いたします。

最後に、施行期日につきましては、令和6年1月1日となります。

改正しました各条文の改正箇所等につきましては、議案と一緒に送付してあります参考資料、改正条例案新旧対照表の84ページから86ページまでをご参照いただき、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第72号 身延町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第15 議案第73号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由、ならびに内容説明を求めます。

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

それでは、議案第73号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、議案説明書によりご説明いたします。

議案説明書、議案第73号 身延町立学校設置条例をご覧ください。

提案理由 令和6年度から身延中学校が移転することに伴い、身延町立学校設置条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景等 身延町立学校施設整備計画に基づく、身延中学校の移転に伴い、現在の住所から新しい住所に変更となるため、所要の改正を行う必要があります。

内容 身延町立学校設置条例の一部を次のように改正します。

本則の表身延町立身延中学校の項中「身延町梅平1000番地」を「身延町下山9667番地」に改めます。

施行期日 令和6年4月1日から施行します。

以上で、議案第73号の説明となります。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

---

日程第16 議案第74号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由、ならびに内容説明を求めます。

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

議案第74号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明させていただきます。

お手元の端末のデータをお願いいたします。

提案理由を申し上げます。

身延中学校新校舎に新設される体育施設を社会体育施設として新たに追加し、また既存施設の名称を変更するため、身延町社会体育施設条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景等について、ご説明します。

新身延中学校の建設に伴い、新たに学校施設テニスコートと学校施設武道館が建設されたため条例に追加し、また中学校移転に伴い、下山グラウンドから学校施設グラウンドへと名称の変更をするものであります。これらの施設を社会体育施設として一般開放するため、条例に追加し変更するものです。

内容について、ご説明いたします。

新旧対照表は88ページからご覧ください。

身延町社会体育施設条例の一部を次のように改正いたします。

第4条第3項中「及び学校施設体育館」を「、学校施設体育館、学校施設テニスコート及び学校施設武道館」に改めます。

また、別表第1 下山グラウンドの項を削り、同表身延町民テニスコートの項の次に次のように加えます。「学校施設テニスコート 身延町立身延中学校」。

身延武道館の項の次に次のように加えます。「学校施設武道館 身延町立身延中学校」。

別表第2のグラウンドの表下山グラウンドの項を削り、別表第2のテニスコートの表に次のように加えます。「学校施設テニスコート 1時間 200円 500円」。

また、別表第2の武道館の表に次のように加えます。「学校施設武道館 1時間 400円」。

内容につきましては、以上となります。

なお、施行期日につきましては、令和6年4月1日となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議案第70号の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

大変申し訳ございません。先ほど、私のほうでご説明いたしました議案第70号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

内容説明におきまして、第1条の主な内容といたしまして、期末手当を6月分の支給済み2.25月と説明をいたしました。正しくは2.20月でございます。下のほうの表の表記は正しいので、そちらに合わせていただくようお願いいたします。

なお、議案説明書におきましても、2.25月と表記してございますが、2.20月の誤りでございますので、併せて訂正をお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（上田孝二君）

それでは続けます。

---

日程第17	議案第75号	令和5年度身延町一般会計補正予算（第5号）
日程第18	議案第76号	令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第77号	令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第78号	令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第79号	令和5年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第80号	令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第81号	令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第82号	令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上8議案は、補正予算案でありますので一括して議題とします。

担当課長から提案理由、ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第75号から議案第82号までの、令和5年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第75号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,313万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,286万5千円といたしました。

第2表 継続費の補正について、ご説明します。

第2表 継続費補正により、継続費の総額および年割額を変更いたします。

10款教育費、1項教育総務費、中学校建設事業において継続費総額を26億5,258万7千円から26億9,739万7千円とし、年割額は令和5年度分を15億9,155万2千円から16億3,636万2千円に変更いたします。

第3表 繰越明許費について、ご説明します。

第3表 繰越明許費により、翌年度に繰り越して使用できる経費を設定いたします。

6款農林水産業費、2項林業費、林業土木施設整備事業950万円は、治山流末水路整備事業について、標準工期が確保できないため、所要額を翌年度に繰り越すものであります。

また、対象工事は梅平地内治山流末水路整備工事であります。

第4表 債務負担行為について、ご説明いたします。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額を設定いたします。

令和5年度から令和6年度までの期間において、身延町スクールバス運行事業の実施に供する経費を2億2,887万8千円以内といたします。

2ページをお開きください。

第5表 地方債の補正について、ご説明します。

第5表 地方債の補正により、地方債の限度額を追加、変更、廃止いたします。

追加につきましては、旧合併特例事業債は平成30年度債の借換のため、限度額を4億8,960万円といたしました。利率見直しを行うため、借り換えが必要となったためであります。脱炭素化推進事業債、ゆばの里改修事業の限度額を500万円といたしました。対象工事につきましては、ゆばの里照明施設LED改修工事であります。

変更につきましては、臨時財政対策債は700万円を減額し、補正後の限度額を2,700万円といたしました。発行可能額の決定による減額であります。

廃止につきましては、旧合併特例事業債、平成29年度債借換は廃止といたしました。利率見直しを行ったところ、借入先が変わらず借り換えが不要となったためであります。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

11款地方交付税3億5,638万9千円を増額いたしました。これは令和5年度普通交付税の交付額決定によるものであります。

15款国庫支出金5,263万5千円を増額いたしました。

1項1目民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費負担金1,714万5千円を計上いたしました。これは民間保育園途中入所者の増および保育単価の改正見込みによる増額であります。

3ページをお開きください。

2項1目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金735万2千円を計上いたしました。これは振り仮名法改正に伴うシステム整備の補助金であります。

2項5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1,189万6千円を減額いたしました。これは社会資本整備総合交付金の交付額決定額に伴う予算現額であります。

2項6目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金3,660万4千円を計上いたしました。これは補助単価の改定に伴う増額であります。

16款県支出金235万5千円を増額いたしました。

1項1目民生費県負担金、子どものための教育・保育給付費負担金674万5千円を計上いたしました。民間保育園途中入所者の増および保育単価の改正見込みによる増額であります。

4ページをお開きください。

2項4目農林水産業費県補助金、新規就農者育成総合対策事業費補助金150万円を計上いたしました。これは就農時49歳以下で、新たに農業経営を開始する者に対して150万円を3年間支援する制度であります。補助率は10分の10であります。

3項1目総務費県委託金、県議会議員選挙費委託金763万6千円を減額いたしました。これは事業完了に伴う減額であります。

18款1項2目指定寄附金1, 570万5千円を増額いたしました。これは明治安田生命保険相互会社、日本軽金属株式会社、旧中富町出身の若宮正英さんよりの指定寄附金であります。

19款1項1目財政調整基金繰入金1億円を減額いたしました。これは普通交付税および繰越金の確定等によるものであります。

5ページをお開きください。

22款町債3, 220万円を増額いたしました。町債の増減額につきましては、第5表 地方債補正の説明のとおりでございます。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2款総務費について、説明いたします。

1項1目一般管理費568万3千円を減額いたしました。これは退職者1名および休職職員の1名が復職したことに伴う人事異動による人件費減額であります。

6ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費605万5千円を増額いたしました。主な内容ですが、委託料177万1千円を計上および負担金、補助及び交付金367万4千円を計上し、振り仮名法改正に伴うシステム改修業務委託および改修負担金であります。

4項3目山梨県議会議員選挙費993万3千円を減額いたしました。山梨県議会議員選挙が無投票に伴う事務費および事業費の減額であります。

7項1目地籍調査費637万円を増額いたしました。これは一般職員給与改定による増額分であります。

7ページをお開きください。

3款民生費について、説明いたします。

1項5目介護保険費、繰出金201万円を計上いたしました。これは介護保険・介護サービス特別会計への繰出金であります。

7目障害福祉費146万1千円を計上いたしました。主な内容ですが、手話通訳者等の派遣業務委託および障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修負担金であります。

8ページをご覧ください。

2項7目特定教育・保育施設費2, 740万1千円を増額いたしました。主な内容ですが、委託料2, 460万円を計上し、民間保育所保育業務委託であります。

償還金、利子及び割引料191万4千円を計上し、保育所等処遇改善臨時特例交付金返還金等であります。

4款衛生費について、説明いたします。

1項4目環境衛生費356万2千円を増額については、9ページをお開きください。負担金、補助及び交付金294万3千円を計上いたしました。これは合併処理浄化槽設置整備事業補助金および浄化槽設置整備事業宅内配管費補助金であります。

6款農林水産業費について、ご説明します。

1項3目農業振興費、負担金、補助及び交付金150万円の計上については、就農時49歳以下で新たに農業経営を開始する者に対して150万円を3年間支援するものであります。

2項2目林業土木費1, 200万円を増額いたしました。主な内容ですが、委託料250万円については、林道除雪業務委託費であります。また、工事請負費950万円については、梅平地内治山流末水路整備工事費であります。

10ページをお開きください。

8款土木費について、ご説明します。

2項1目道路橋梁維持費、委託料1,450万円については、町道除雪業務委託費になります。

2目道路橋梁新設改良費1,622万3千円を増額いたしました。主な内容ですが、委託料220万円の減額については、和紙の里駐車場等改修基本および詳細設計業務委託の入札差金であります。

また、工事請負費1,842万3千円につきましては、町道本町富山橋線道路改良および道路舗装工事に伴う増額分であります。

6項1目下水道総務費、繰出金1,191万3千円の減額については、下水道事業特別会計および農業集落排水事業等特別会計への繰出金の減額であります。

10款教育費について、ご説明します。

11ページをお開きください。

1項4目中学校建設費、工事請負費4,481万円の計上については、新身延中学校校舎建設・電気設備・機械設備工事に伴う増額分であります。

2項3目教育委員会学校管理費、需用費137万円の計上については、身延清稜・身延小学校の光熱水費であります。

3項3目教育委員会学校管理費、需用費124万5千円の計上については、身延中学校の光熱水費であります。

12ページをお開きください。

5項2目金山博物館費、需用費98万円の計上につきましては、金山博物館施設体験用砂金70グラムの購入費になります。

5目和紙の里費、委託料1,441万円の計上については、和紙の里改修およびサインディスプレイ詳細設計業務委託費になります。

7項1目学校給食費、需用費、燃料・光熱水費89万円を計上し、需用費(賄材料費)220万円の計上については、配送車の燃料費および給食センター施設の光熱水費および食材費高騰による賄材料費の増額分であります。

13ページをお開きください。

12款公債費について、説明いたします。

1項1目元金、償還金、利子及び割引料1億196万8千円の計上については、平成30年度債の借換を行うためであります。

13款諸支出金について、ご説明いたします。

4目公共施設整備基金費3億5千万円の積み立てを行います。基金積み立てにつきましては、前年度繰越金等の確定に伴い、今後の財政運営に備えた積み立てであります。

14ページをお開きください。

議案第76号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、説明させていただきます。

議案第76号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,163万6千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

4 款国庫支出金、1 項 2 目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金 2 万円を計上し、出産育児一時金へ充当いたします。

5 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金 7 万円を減額いたしました。

8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 5 8 万 5 千円を増額し、職員給与費等繰入金 5 3 万 5 千円を計上。出産育児一時金等繰入金 2 万円を減額し、ひとり親家庭医療費支援事業ペナルティ補填分 7 万円を計上いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 5 3 万 5 千円を計上いたしました。これは一般職員給与改定による増額分であります。

2 款保険給付費、4 項 1 目出産育児一時金については、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金による財源組み替えになります。

1 5 ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目一般被保険者医療給付費分についても財源組み替えになります。

議案第 7 7 号 令和 5 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、説明させていただきます。

議案第 7 7 号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4, 6 9 2 万 2 千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

3 款繰入金、1 項 2 目事務費繰入金 2 0 万円を計上し、一般管理費へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2 0 万円を計上いたしました。これは一般職員給与改定による増額分でございます。

1 6 ページをお開きください。

議案第 7 8 号 令和 5 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、説明させていただきます。

議案第 7 8 号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 3 3 7 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 億 6 5 8 万 1 千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

3 款国庫支出金 1 4 5 万 3 千円を増額いたしました。主な内容ですが、2 項 6 目介護保険事業費補助金、システム改修費補助金 1 3 2 万 5 千円を計上いたしました。補助率は 2 分の 1 であります。

7 款繰入金 1 7 8 万円を増額いたしました。主な内容ですが、1 項 2 目その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金 3 9 万円を計上し、事務費繰入金 1 3 2 万 6 千円を計上いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 款総務費、1 7 ページをお開きください。1 項 1 目一般管理費、負担金、補助及び交付金 2 6 5 万 1 千円を計上いたしました。これは制度改正・報酬改正に伴うシステム改修の負担金であります。

4 款地域支援事業費、1 款 1 目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費 3 3 万円を計上いたしました。これは一般職員給与改定による増額分であります。

5 款諸支出金、2 項1 目介護保険給付費支払準備基金費 3 千万円を計上し、介護保険給付費支払準備基金への積み立てを行います。

1 8 ページをお開きください。

議案第 7 9 号 令和 5 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について、説明させていただきます。

議案第 7 9 号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 9 0 万円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 2 3 万円を計上し、介護予防サービス計画事業費へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 款事業費、1 項 1 目介護予防サービス計画事業費 2 3 万円を計上いたしました。これは会計年度任用職員給与改定による増額分であります。

1 9 ページをお開きください。

議案第 8 0 号 令和 5 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、説明させていただきます。

議案第 8 0 号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 5 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 9, 2 9 5 万 2 千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

5 款繰入金 1 3 5 万 3 千円を減額いたしました。主な内容ですが、1 項 1 目簡易水道一般会計繰入金、水道維持費繰入金 1 8 2 万 5 千円を減額いたしました。

7 款諸収入、1 項 1 目雑入 2 2 2 万 1 千円を計上いたしました。これは町道古関田ノ上線集落道改良工事に伴う水道管移設補償金であります。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 款水道維持費、1 項 1 目簡易水道管理費 5 8 万円を計上および 2 款水道事業費、1 項 1 目一般管理費 4 3 万円の計上については、一般職員給与改定による増額分であります。

2 0 ページをお開きください。

議案第 8 1 号 令和 5 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）について、説明させていただきます。

議案第 8 1 号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 7 6 0 万 6 千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2 款繰入金 4 2 万 7 千円を増額いたしました。繰入金については、各施設の維持管理費へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

3 款戸別浄化槽整備事業費、1 項 1 目戸別浄化槽整備事業維持管理費 4 0 万 7 千円を計上いたしました。これは一般職員給与改定による人件費および戸別浄化槽ブロワー修繕費であります。

2 1 ページをご覧ください。

議案第 8 2 号 令和 5 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明さ

せていただきます。

議案第82号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,468万2千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項5目下部下水道事業使用料1,300万円を計上し、下部下水道事業維持管理費へ充当いたします。

4款繰入金1,234万円を減額いたします。主な内容ですが、1項5目下部下水道事業一般会計繰入金1,261万5千円を減額いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款2項維持管理費66万円を増額いたしました。主な内容ですが、一般職員給与改定による人件費33万円の増額分と下水道施設の光熱水費33万円であります。

以上で、議案第75号から議案第82号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時21分

---

再開 午前10時35分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

先に、財政課長から予算書の訂正がありますので、先に財政課長、よろしく願いします。許可します。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第75号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第5号）につきまして、表中の第4条に債務負担行為があります。ここの数字が第2表と書いてありますが、第4表でありますので訂正をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

それでは再開します。

---

日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを説明いたします。

諮問第2号の議案説明書をご覧ください。

提案理由といたしましては、令和6年6月30日に市川司委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

背景といたしましては、身延地区の市川司委員の任期が令和6年6月30日に満了となるため、新たに委員を任命する必要が生じました。

委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項に、委員は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方の中から議会の意見を聞いて候補者を推薦すると規定されております。

内容といたしましては、推薦しようとする委員は市川司さま。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

市川さまにつきましては、平成30年7月から人権擁護委員として2期務めていただき、積極的に委員として職務を遂行していただいております。

人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として職務を遂行していただく上で適任者であり、再任をお願いするものでございます。

なお、新たな任期につきましては、令和6年7月1日から令和9年6月30日まででございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

それでは、これから質疑を行います。

質疑については、同種類の議案については、その都度、同意を求めて一括して質疑を行いたいと思います。

一括質疑となった場合には、ご発言の際、質疑をしたい議案番号と質疑の内容説明をお願いします。

なお、常任委員会への付託については、定例会資料7ページの議案のとおり常任委員会へ付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみにとどめてください。

また、定例会資料8ページの議案については、委員会付託を省略の予定となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは質疑に入ります。

はじめに、議案第63号から議案第74号までの12議案について、委員会付託を予定している条例案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第74号までの12議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号から議案第74号までの質疑を終わります。

次に議案第75号から議案第82号までの8議案については、補正予算案のため一括して質

疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第82号までの8議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第70号から議案第82号までの質疑を終わります。

次に諮問第2号については人事案件であるため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については質疑を省略します。

以上で、諮問第2号の質疑を終わります。

お諮りします。

定例会資料7ページの委員会付託議案表のとおり、議案第63号から議案第75号まで、ならびに議案第78号の計14議案を常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

よって、常任委員会付託議案表のとおり、常任委員会へ付託します。

お諮りします。

定例会資料8ページの委員会付託省略議案表のとおり、議案第76号、議案第77号、議案第79号から議案第82号まで、諮問第2号の7議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会の付託を省略します。

---

日程第26 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、別紙、端末配布資料のとおり議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、別紙資料のとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

このあと予算決算常任委員会の現地調査が予定されておりますので、よろしくお願ひします。  
それでは、本日はこれもちまして、本会議を散会とします。

ご苦勞さまでした。

○議会議務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願ひします。

相互に礼。

ご苦勞さまでした。

散会 午前10時44分

令和 5 年

第 4 回身延町議会定例会

12月12日

令和5年第4回身延町議会定例会（2日目）

令和5年12月12日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

- |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 遠藤公久 | 2番  | 深山光信 |
| 3番  | 佐野昇  | 4番  | 山下利彦 |
| 5番  | 佐野知世 | 6番  | 伊藤雄波 |
| 7番  | 望月悟良 | 8番  | 田中一泰 |
| 9番  | 広島法明 | 10番 | 野島俊博 |
| 12番 | 渡辺文子 | 13番 | 伊藤達美 |
| 14番 | 上田孝二 |     |      |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹  
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが、広報編集委員会 深山委員長から広報の写真撮影のため、カメラ設置の要望がありましたので、これを許可します。

また、伊藤達美議員からノートパソコンの持ち込みの申し出がありましたので、これも許可しました。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 一般質問。

通告1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際しまして、資料配布の申し出があり、これを許可しました。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ただいまより、議長に提出をいたしました質問要旨に従いまして、一般質問を行います。

今回は5項目、14の質問を行います。必要に応じて再質問も行いますので、ご承知おき願います。

それでは質問に入ります。

まず最初の質問でございますが、これは例年行っている質問内容とほとんど変わりませんが、令和6年度予算編成についてであります。

国内の物価は、海外における原材料価格の高騰や米国の高金利による円安の進行により、輸入インフレが加速し、上昇率は2%を超えてきております。長い間、続いたデフレ経済から脱却したかに見えるわけでありませぬ。しかしながら、賃金の引き上げは物価の上昇率になかなか追いついておりませぬ。国民の実質賃金は低下をしており、家計は厳しい状況であります。

このため、政府は本年11月に物価高から国民の生活を守るために一般会計で13兆円を超える補正予算を閣議決定し、国会に提出をいたしております。所得税減税を含めまして、経済

対策の規模は17兆円を超えるかと思います。

一方、海外でございますが、米国の消費支出は堅調でございます。このため、国内企業は自動車を中心に米国への輸出が依然として高水準にあります。円安の進行もあって、利益が上振れをいたしております。

一方、中国経済は不動産を中心とする経済混乱、そして欧州経済はウクライナ紛争の長期化によりまして、いずれも成長率は鈍化傾向にあります。国内の輸出関連企業に影響も出てきているのは、事実でございます。

そういう中で、まず最初に来年度予算編成方針についてお伺いをいたします。

このような、今述べました経済環境の中で、来年度の本町の財政運営は、健全性、そして継続性を維持しつつ、人口減少により自主財源である地方税などの歳入減が一部で見込まれることから、予算編成は厳しいものになるというふうに推測をいたします。

令和6年度の予算編成は望月町政2期8年目、最後の予算でございます。町長予算編成に向けての基本的な考え方をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、来年度、私の2期目、最後の年度となります。

私の考え方とすると、1期1期で物事を仕上げたいという考え方がありまして、特に1期目は子育て支援、教育の充実もそうですね。2期目になりまして、今、中学校、給食センター、温泉施設整備、これも全て2期目でしっかりと仕上げます。

そういう中で、基本的な考え方とすれば、隣町のように緊急事態宣言を出すような予算編成は、私は絶対したくないと思っております。用意してある答弁を、まずは読ませていただきます。

第2次総合計画に基づき、町民生活に直結する多くの事業を継続的に展開していかなければなりません。これまでも、財源確保が厳しい状況が続いている中で、人員配置の適正化や事務事業改善等の行政改革に積極的に取り組み、着実に計画事業を推進し成果を上げてまいりました。

しかし、人口減少に伴う納税義務者の減少に加えまして、原油高騰・物価高騰による経済の低迷によりまして、町税収入の大幅な減収をはじめ、今後も厳しい財政状況が続くのは否めないと考えております。各施策を着実に成果へとつなげていくためには、既存事業の見直しをはじめ、行政運営を無駄なく効率的に推進していくことが必要であると思っております。

このことから、町政を担わせていただいた2期目最終年となります令和6年度の予算編成についての基本的な考え方については、4項目挙げております。

これは昨日も申し上げましたので、同じことを言っても仕方ないので、省略しますが、私とすれば全ての施策について、スピード感を持って、今やるべきことは今やる。そういう気持ちで臨んでおりますので、来年、最終年になりますけれども、しっかりと施策に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、またご支援をお願いして答弁とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に、政策的な経費であります。

人口減少が著しい本町にあつては、全ての施策は人口減少抑止のためにあるんだという、そういう基本的な考え方の下に、基幹産業育成策でありますとか、子ども子育て支援策、教育関連施策、観光振興策、社会基盤の整備などへの積極的な投資がさらに求められるかと思しますので、来年度予算における政策的な経費についての考え方をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

令和5年5月よりコロナも5類に移行され久しぶりに、所属長および担当リーダーを交えての令和6年度当初予算編成会議を11月13日に実施し、町長より令和6年度当初予算編成方針を示していただきました。

本町が抱えている大きな課題として、出生率の低下と若者の転出による少子高齢化と人口減少対策、過疎化がもたらす生活サービス供給の不足や、生活の根幹となる雇用の創出など、今後も一層の取り組みを推し進めていくことが必要であると考えています。

また、令和6年度予算における主な政策的な経費については、すでにスタートしています「西嶋和紙の里道の駅構想」および「現身延中学校校舎取り壊しや校舎跡地利用の活用」などを主な政策的事業として、令和6年度当初予算への予算措置を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

再質問でございますが、私、今、この中で述べるのを忘れてしまいました。行政サービス、喫緊の課題でございますけれども、行政サービスのデジタル化の推進について、来年度の予算措置への考え方をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

行政サービスのデジタル推進については、デジタル化の構築費用と構築後の経費も含めた中での検討を行い、令和6年度当初予算への予算措置を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に、公共施設の個別施設計画についてであります。

今後、人口減少によりまして、税源、一般財源と歳入減が予測されることから、予算規模は、

地方交付税などは景気の上昇によって増加する見込みがあるかとは思いますが、予算規模は縮小傾向になるだろうと考えますが、そういう中で公共施設、主にハコモノについては、民間活力導入でありますとか、統廃合による経費の削減を具体的に計画し、実施に移すべきであります。そういう中で身延町公共施設等総合管理計画、これは令和4年度の改訂に基づくものでありますが、身延町個別施設計画を来年度どのように進めていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

公共施設の統廃合や多機能化等、施設の再編などによる町民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、公共施設の規模の最適化や多機能化等の取り組みについては、全庁的な推進体制である関係課調整会議で協議を行っています。この取り組みについては、毎年2回実施しているものですが、副町長、教育長および施設所管課長により構成されています。施設所管課全体で、施設を取り巻く課題を共有する中で、具体的な対応を協議し課題の解消に向けて努めています。そして、担当課においては、個別施設計画に定められた方向性についても、PDCAサイクルによる取り組みとして、点検、評価を行っています。

また、想定される来年度の予算措置であります。関係課調整会議で協議を行い、事案の優先度また予算規模等を踏まえる中で、令和6年度の予算措置を考えてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ただいまの質問に関連をするわけでございますけれども、予算の最適な配分についてお伺いをいたします。

毎年予算化をされます継続事業については、やはりその効果を検証した上で、限られた予算の最適な配分を図るために、事業のスクラップ・アンド・ビルドでありますとか、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の「選択と集中」を徹底すべきであると考えられるわけであり、このことを来年度予算にどのように反映をされるのか、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

伊藤議員のおっしゃるとおり、予算編成においてスクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち徹底した見直しを行うことは重要であります。全庁的に例外を設けることなく、令和4年度ならびに令和5年度予算編成と比較検討を実施し、事業の必要性、効果、効率の改善やゼロベース的視点に立った見直し等、適切な事業評価を行い経常経費の削減を行っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

来年度の予算編成についての最後の質問になります。新庁舎の建設でございます。

大型の公共事業につきましては、令和5年度でほぼ終了でございます。残すは新庁舎の建設でございます。令和3年第3回定例会一般質問（令和3年9月2日）において、私が行いました公共施設の町の中心地域への移転に伴う新たなまちづくり構想に係る基本的な考え方について、私は町長に質問いたしましたが、これに対する答弁の中で、庁舎の移転・建設に関しては、「本庁舎は富士川の川幅が狭い護岸に位置することから、昨今の異常気象により豪雨災害に見舞われる危険性が高く、災害拠点の役割もこの庁舎というのは担うために、安全な場所への移転を検討しなければならない状況にある。本町の社会状況に合わせて段階的に進めていきたい」という答弁でございました。

当然、この発言につきましては、私はここ数年のうちに庁舎移転の検討を進めていくと理解をいたしますが、現状における町長の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、当時そういう答弁をさせていただきました。

新庁舎の建設につきましては、平成16年4月に結ばれました合併協定書において、暫定的に現代の庁舎、旧中富庁舎にすることが決められたわけでございます。

また、将来の新町の事務所の位置は、交通事情や他の官公署との関係など、町民の利便性を考慮する中で、町民の参加による審議会の設置など協議方法を含め、合併後速やかに検討を開始するものとすると言われてきました。

すでに合併して、来年度ですか、9月で20年を迎えるわけですが、庁舎の話が全然なかったわけではないんですけれども、これまで本町では町民に直結する他の公共事業を優先して行ってまいりました。特に合併後、下山小学校とか、現在、温泉施設、中学校、給食センターなど、そういうものを優先してきたということで、新庁舎については、具体的な方向性はまだはっきりお示しはできませんけれども、いずれ必要になるだろうということは認識をしているところでございます。

議員がご指摘のように、様々な公共事業が今年度で大体、終わります。これから、今言った富士川の問題もありまして、国による富士川の河川改修工事を想定する中で、改修工事との兼ね合いを考慮しつつ、検討を進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

町長の答弁、今いただいたんですけれども、現状ではこれ以上の答弁はなかなか難しいのかなと思います。建設に向けての環境が整い次第、町民参加の審議会、検討会議などの設置をできるだけ速やかに進めていただくようお願いをいたしておきます。

次に2つ目の質問であります。令和6年度のあけぼの大豆の減収に対する対応策、ならびに産地フェアについて、お伺いをいたします。

あけぼの大豆は、町の基幹産業として育成していくために平成27年度から、まち・ひと・しごと、ふるさと創生事業で予算化をされまして、6次産業化を目指して、旧原小学校にあけぼの大豆拠点施設を設けたわけでありまして、そして、あけぼの大豆振興協議会を設立いたしまして補助金を交付し、生産量の拡大、ならびに品質の向上に努めてきたわけでございます。

令和5年度は、あけぼの大豆生産者約330人、栽培面積は約36ヘクタールとなっております、JA山梨みらいへの集荷量、枝豆が約9トン。それから大豆が、令和4年度でございますが、8.3トンとなっているということでございます。

枝豆の集荷につきましては、令和3年が17トンと非常に多かったわけでございます。それから比較すると47%、大幅な減少でございます。コロナでありますとか、天候などの影響があったかと推測をいたしますが、この数字には一抹の不安が残ります。

例年10月に開催しているあけぼの大豆産地フェア、枝豆の販売でございますが、町内の西嶋、手打沢、宮木、八日市場、飯富、下山などの各地区で開催をされまして、知名度も非常に高まったことから、県内外から数多くの人たちが参加する町の一大イベントに成長をいたしております。

本年度は、あけぼの大豆産地フェアも町内各地12カ所の農地においてそれぞれ開催を予定しておりましたが、残念ながら4カ所のみでの開催となってしまいました。今年は生育が悪く、収穫量も期待できないことから、お客さまに販売することが難しくなったということが理由だと聞いております。

いずれの地区においても、例年並みの収穫は難しいのではないかと聞いておりますが、まず最初の質問でございます。このような状況の中で、昨年度を生産量を100とした場合、本年度の枝豆、大豆の生産量でございます。大豆につきましては、まだ最終的な数量は出ていないかとは思いますが、一応、今の時点でどのくらいの数字になるのか、お伺いをするとともに、減収が明らかであれば、本年の主たる要因はどこにあるのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

まず、「枝豆と大豆」の生産量ですが、資料の関係で農協出荷分についてお答えいたします。

枝豆は昨年度1万1,249キログラム、本年度は9,059キログラムで昨年度の約8割にとどまっております。

大豆についてですが、昨年度は8,305キログラム、今年度は現在収穫期であるため集計が終了しておりませんが、昨年度の7割から8割程度となる見込みです。

続きまして、減収の主たる要因でございますが、まず、粒が肥大する時期にあたる9月の気温が高かったこと、および降水量が少なかったことが挙げられます。

本年9月の切石の平均気温は、平年と比較いたしまして約3度高い25.2度。降水量は平年の約5分の1程度で56ミリとなっております。

例年9月は栽培期間中で降水量が多い時期に当たりますが、今年は想定外の日照りとなってしまう、水稻の収穫期と重なったため灌水しようにもできない状況となりました。

続いて、気温が高く推移した関係で、例年は防除を必要としていなかった10月以降にも、

高温期に発生する害虫ハスモンヨトウの発生が終息せず、食害による被害の発生が見られました。

産業課といたしましては、干ばつ対策については、枝豆出荷説明会の際に、またハスモンヨトウ対策については、啓発用チラシにて周知を行いました。

以上が減収の要因であると推測できます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に、そうであれば、その減少対策についてお伺いいたしますが、気候変動によりまして収穫量に変化が出るのは世の常でございます。とりわけ温暖化現象が顕著な事態の中で、そういう可能性は非常に高まっております。そうであれば、減少をできるだけ少なくするために対応策を常に講じておく必要があるかと思えます。当面、農協でありますとか、行政との連携が必要になってくるかと思えますが、その連携の方法についてお伺いをするとともに、その減収を補填するための農業災害補償制度についての加入について、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

まず、農協と行政との連携方法についてですが、基本的には各機関が現在実施している事業を営農活動につなげていくことが中心になると考えます。

農協につきましては、「経営実態を踏まえた技術、経営指導」「共済メニューの提案」といった事業を実施しております。

峡南農務事務所をはじめ県機関については、「農業に関する技術的指導」「農業災害の調査、対策」「農業気象災害の技術的指導」「鳥獣害防止対策」「町や農業者への補助金導入」等といった事業を実施しております。

町としましては独自事業、国県の補助を導入しての事業を継続しまして、農業者の支援を行ってまいりますが、今後はそれぞれの機関が持つ専門的な機能を、適宜営農活動につなげていくことや、事業の周知をさらに進めていくことが重要と考えます。

続きまして、農業災害補償制度（農業共済）についてですが、この制度は「農業災害補償法」に基づきまして、自然災害、病虫害、鳥獣害等によって農業者が受ける、収穫量の減少等の損失に対し国と農業者（加入者）の拠出に基づく保険の仕組みにより補填するもので、農業者の相互扶助を基本的な考え方としております。品目ごとに、原則として農業者の意思で加入するものです。

本町では、「水稻生産実施計画書・経営所得安定対策申請書」を対象者に配布する際、農業共済組合で作成いたしました「農作物共済」の啓発パンフレットを同封し周知しております。

なお、枝豆は対象外であることや、作付面積の下限など加入条件もあり、どなたでも加入できるというものではありませんが、今後ホームページ、広報紙等での有効なPR方法を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ぜひともこの減収対策については、恒常的に町でもって対応策を講じていただくようお願いをいたしておきます。

次に、産地フェアにおけるイベント中心域の設定についてでございます。

10月開催のあけぼの大豆産地フェアにつきましては、各地区生産者の農地において、現在実施をされております。分散型のイベントでございます。主に予約したお客さまに対して、枝葉付きあけぼの大豆を販売いたしております。予約なしの飛び込みのお客さま、スポットのお客さまはどちらかという対象外かと思えます。

しかし、飛び込みのお客さまも身延町のファンになってもらうために、私は大事にしておきたい。身延町のどこそこへ行けば予約なしでも、あけぼの大豆が手に入る。そんな案内や情報提供ができるよう、お客さまの利便性を図るために、イベントの中心域を設定したらどうだろうかと常に思っております。せっかく身延町へ来たお客さまが、あけぼの大豆を買わずに引き返すようなことがあってはいけないと思えます。町民みんなが案内係、総ガイド運動になり、お客さまをイベント中心域へ誘導していただくよう、そしてあけぼの大豆との交流を深めてもらい、楽しい時間を過ごしてもらいたい。来て見て食べて、そしてお買い上げをいただき、お帰りをいただくということでございますが、そういう中で10月中旬の土曜日、日曜日等については、そんなイベントの開催を、私は計画されるようご提案申し上げますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

産業課といたしましては、産地フェアは生産者が自主的にそれぞれの農地において開催するものを中心に考えております。

また、予約した方でなくても、あけぼの大豆の枝豆を購入できる施設としては「道の駅しもべ」「ゆばの里」「JA中富直売所」があります。これらの施設を活用し、販売の拠点として効果的なPR、有効活用を検討していきたいと考えます。

ご質問の「中心域を設けての10月中旬のイベント開催」については、関係団体の意向等をお聞きしながら、考察していきたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

再質問でございます。

近年、あけぼの大豆枝豆の認知度が非常に高まりまして、このイベントによりまして本町への集客に大きく貢献をしてきております。そうであれば、私は市川三郷町、歌舞伎文化公園で6月上旬に毎年開催をされる甘々娘収穫祭、トウモロコシでございますが、そのように全町を挙げて、このような大型のイベントにこの産地フェアを拡大いたしまして、身延町への更なる

誘客を図るべきだと考えますが、当局の見解を再度伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

全町挙げての一大イベントとのご質問ですが、産業課といたしましては、現在の形態の産地フェアを活かしつつ、生産者の皆さまのご意見を伺いながら考察をしていきたいと考えます。

また、身延町への誘客につきましては、来年度に向けて、立川駅でのイベントを継続開催し、枝豆やあけぼの大豆加工品の販売やPRを行うこと、それからインターネット上でのご案内や情報発信を計画しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ぜひとも、いろいろなイベントを通して、身延町の認知度を高めるようご努力をお願いしたいと思っております。

次に、ライドシェア実証実験に向けての研究会設置についてであります。

一般ドライバーが自家用車を用いて有料で顧客を送迎するライドシェアに巡る議論が活発でございまして、岸田内閣総理大臣は10月23日の臨時国会冒頭の所信表明演説でライドシェアの課題に取り組むと述べております。

ライドシェアについては、自動車の相乗りサービスでございまして、空いた座席を他の利用者とシェアを共有して、通常支払う運賃より安い金額でタクシー代わりに利用できる仕組みであります。

この概念は欧米で広く普及しておりまして、インターネットの進化によって事業化がさらに進展をし、米国企業Uberなどの配車サービスが登場したことにより一般化しております。

ところで、わが国の道路運送法におきましては、第2種運転免許を持たない一般ドライバーが有償でお客さまを運ぶことは白タクに当たるとして原則禁止をされております。

しかし、例外的に一定の条件の下、地域や期間を限定してこれを認めております。道路運送法第78条第2号でございまして、いわゆる自家用有償旅客運送制度であります。具体的には、公共交通機関が乏しい公共交通の空白地帯である過疎地でありますとか、都市郊外の交通弱者救済のために例外的に認められ、運用をされております。この制度を活用する自治体やNPO法人は現在、全国で約700団体あるということでありまして、日本経済新聞11月7日付け、3面記事であります。身延町の町営バスもこれに包含をされるかと思っております。

これを一律に解禁した場合は問題点も多いかと思っております。運行管理の主体をどこにするのか、安全管理や車両の整備など、責任ある体制をどのように構築すべきなどがございます。そしてライドシェアを解禁するためには、国が道路運送法を抜本的に改正する必要がありますが、これには時間を要するわけがございます。

一部の地方自治体では、現行制度の範囲内、これは安倍元総理が掲げた国家戦略特区の適用も含めてでございますが、可能な限り取り組みを探り始めております。地元住民が自家用車を使って運行し、高齢者などを配車アプリを使って指定区域内で利用できる自家用有償旅客運送

制度を目指すというものであります。

そこで実証実験について、まずお伺いをいたしますが、私は前回の一般質問で、身延町においても本町に適合した自家用有償旅客運送制度の実現を考えてもよいのではないかと質問を行いました。交通防災課長は「導入にあたっては関係者との十分な協議が必要である」という答弁をいただきました。

しかし、国はここにきて法改正を含め前向きに検討するという考え方を示しております。できるだけ私は早い段階で、身延町に適した身延方式によるライドシェアの実証実験を検討すべきであると考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

ライドシェアにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、国がタクシー不足対策の新たな交通手段として導入に向けて議論をしておりますが、事故を起こした際の補償や車両点検、乗車前のアルコール検査など安全管理をどこまで義務付けるのか、ライドシェア導入には様々な課題も多いと聞いております。

実証実験の検討も含め国の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

再質問であります。

重ねて申し上げますが、身延町における「ライドシェア」は一般的に言われるものとは異なります。地方自治体や公的な団体が運行主体となって、地域住民が有償ボランティアにより軽自動車を活用して、地域の高齢者など移動の自由が制限されている人たちを戸口から戸口へ運行地域や時間を限定して送迎するというものであります。すなわち交通空白地帯において、交通弱者のために実施するものと言っていいかと思えます。

私はこのような方式で、町内において地域を限定して実証実験を計画したらどうかと常々考えておりますが、当局の見解を再度伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

地方自治体等が運営主体となるということは、登録ドライバーを募るところから始まりまして、その方が適切な方かどうかを見極めること、保険も含めた車両の安全管理、顧客の登録管理、予約の管理など様々な業務と責任が発生いたします。通常業務として町が行えるとは考えにくく多額の委託費用が発生することになります。

先ほども答弁いたしました、国の動向を注視していきたいと思えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

そうであれば、私は、研究会の設置についてでございますが、実施に向けて一歩前進をするために、本町の現状に適合する身延方式による「ライドシェア」はどうあるべきかについて、学識経験者を含めた研究会を、私は設けるべきだと考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、ライドシェアにつきましては、国で導入の是非について議論を行っております。法律改正等、国の動向を注視していきたいと考えております。

本町では、すでに乗合タクシーを実施しており、財政面からどちらも実施と言うわけにはいきませんので、ライドシェアを導入するというのであれば、乗合タクシーの廃止も考えなければならぬと考えております。

本町に適した交通手段を吟味したいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

身延町に適した公共交通についての検討については、本来であれば、今、設置している地域公共交通活性化協議会が行うべきものでございますが、そこに参加をしている委員、それぞれ職を持っておりまして、多忙であるということから、私はあえて学識経験者による研究会等を設置して、そして身延町に最適な公共交通、交通弱者を守るための施策を提案するものでございます。当局の見解を再度伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

本町の公共交通に対する学識経験者による研究会の設置についてですが、現在の公共交通サービスの計画、実施につきましては、協議会で協議し実施してきております。

今後の身延町にどのような交通手段が必要なのかも含め、協議会で委員の意見を伺いながら思慮してみたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

高齢化が進む中で、移動の自由が制限をされる高齢者、非常にとても増えてきております。戸口から戸口へ乗合タクシーが行っていただければありがたいという意見を多々聞いております。ぜひとも、そういう高齢者、交通弱者の意見を皆さん方、聞いていただいて、身延町に

見合う公共交通の在り方を早急に考えていただくようお願いをいたします。

次に、基金の在り方とその運用でございます。

基金とは、年度間の財源の不均衡の調整でございますとか、特定の目的のために資金を積み立てたもの、または特定の目的のために定額の資金を運用するために設けられるものであります。財源は一般会計から拠出をされ、複数年かけて事業に充てる仕組みでございます。設置の根拠は地方自治法に基づき、町の条例にそれぞれ規定をされております。

令和4年度においては、本町では31の基金が設けられておりまして、令和4年度末の基金残高は88億円近くでございます。県内でも町村では、たぶんトップであったかと思えます。それから市町村を含めてもトップクラスの基金残高でございます。

しかしながら、基金によっては運用すべき金額が増えていないものもございまして、当初の役割が終わったのではないかと思われる基金もございます。

そういう中で、基金の目的と実績についてお伺いをいたしますが、31ある基金のうち次の基金、福祉教育学校等就学奨励基金、育英奨学基金、文化芸術振興基金について、その目的と直近の実績、予算増減によるものでございますが、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

「身延町福祉教育学校等就学奨励基金」の目的につきましては、福祉教育学校等への就学を奨励し、将来にわたる福祉活動の推進と基盤づくりを図るため、設置された基金であります。直近の令和4年度につきましては、2人に対して合計6万円の支給実績がありました。

「身延町育英奨学基金」の目的につきましては、教育機会の充実と支援のため、身延町教育振興に係る寄附金等を原資として、運用する基金であります。直近の令和4年度につきましては、支給実績がありませんでした。

「身延町文化芸術振興基金」の目的につきましては、本町の文化活動および芸術活動の振興に資するため、財源を確保するための基金であります。直近の令和4年度についても、実績がありませんでした。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

再質問であります。

いずれも設置目的、これは素晴らしいものでございまして、合理的な内容であるかとは思いますが、私には実績がない基金については、廃止も検討してよいのかと思っておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

3つの基金につきましては、寄附金等を原資として運用する基金でありますので、実績がな

い基金とって廃止する考えはありません。

また、寄附者からのご意向に沿った事業等があれば、財源を確保するための基金でもありますので、有効に使用させていただきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に、基金の運用についてお伺いをいたします。

令和4年度の決算におきましては、基金運用による果実（実績）、いわゆる利子及び配当金でございます。これは241万4千円でございます。単純に利率換算をいたしますと、年利0.027%でございます。この低金利は、財務省・日銀によるデフレ解消のためのゼロ金利政策が長らく続いた結果でございます。

しかしながら、ここに来て10年物長期国債の金利（新発債）、新しく発行する国債でございます、長期国債でございますが、0.8%から0.9%まで上昇をしてきております。そこで88億円を超える基金の昨年度の運用と、これからの運用、ならびにその成果目標についてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月会計管理者。

○会計管理者（望月融君）

お答えいたします。

日本銀行がゼロ金利政策を導入してから20年以上が経過しています。その後、景気回復を図るための政策の一つとして、日本銀行と民間の金融機関との間でとられています「マイナス金利政策」によって、日本は超低金利時代となっています。

本町では、これまでに公金の管理運用を行うために、資金管理および資金運用に基準を定め、その運用にあたってきております。現在、特定目的のために維持管理する基金ですが100件を超える預金種類別に管理しています。その大半が、金融機関に対する1年の定期預金で、そのほとんどの預金の利率が0.002%の最低利率から、最高利率が0.025%までの間において管理運用をしております。

なお、債券での運用としまして、果実運用型基金である地域福祉基金のみ、債券での管理を行っております。

この債券につきましては、金利が下落している今、逆に国債が買われて価格のほうも上昇しておりますが、債券運用を行うにあたり、満期前の中途解約や売却処分を実施しなければならぬときなど、リスク管理に留意が必要となってきます。

これからも基金の運用・管理につきましては、町村会が専門調査会社に外部委託しています取引金融機関の経営状況に基づく調査事業をもとに、金融機関の評価・分析を活用しながら、町の資金管理および運用基準の定めの中にもあるよう、確実に元本が保証され、リスクを最小限に抑えるための方法を取り、現在、低金利が続いているところですが、可能な限り少しでも高い運用益の確保を目指すとともに、公金を安全・確実かつ有利で効率的な運用・管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

公のお金でございます。当然、元本が保証されるということが運用の前提でございます。今、会計管理者が述べたとおり、短期1年での運用になろうかと思いますが、少しでも金利が得られるよう、ご努力をお願いしたいと思います。

次に、上下水道事業の公営企業会計の移行についてであります。

まず、移行に伴う財務、ならびに会計の処理についてお伺いをいたします。

令和3年第4回定例会一般質問、令和3年12月13日でございます。「身延町上下水道の公営企業会計への移行について」、私は質問をいたしております。その中で「進捗状況とその概要」について説明を求めたところ、答弁は「令和元年度が基礎調査の実施、令和2年度・令和3年度に固定資産の調査、令和4年度・令和5年度に法整備および会計システムの構築等整備を行う。そして令和6年度に公営企業会計に移行できるよう準備を行っている」という、そういう答弁でございました。

当然に来年度から公営企業会計に移行するわけでございますけれども、そのための準備作業、これは大変なことであろうかとは思いますが、全て完了するものと理解してよろしいか、まず伺うとともに、また公営企業会計に移行することによって、財務・会計の処理の仕方が大幅に変わります。作成する書類、それから担当する職員の専門性も求められます。どのように変わるのか、まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

まず、ご質問の法適用における準備作業は予定どおり進んでおります。令和6年度に入ってから作成すべき帳票作成および決算書調製、消費税申告関係書類の作成以外は完了すると認識しております。

次に事務処理につきましては、公営企業会計が複式簿記となり、普通会計方式とは異なること、また地方公営企業法に則った様式となることに基づき、主に財務、会計関係書類が変わってきます。そのため公営企業会計システムを導入し、会計事務を所管課で行うことも含め、公営企業運営に専念できるよう組織改編を検討しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に料金の引き上げについて、水道料金等を含めてでございます。

前回の令和3年第4回定例会の一般質問の中で、「移行に伴う町民の負担増は」との質問に、環境上下水道課長は「公営企業会計としての健全性や収益性等を鑑みの中で、人口の推計等将来の展望を見据えて、使用料金等においても検討が必要であると考え」と答弁をいたしておりますが、この「使用料金等においても検討が必要であると考え」との答弁は、地方公営企業の原則であります受益者が受益量に応じて経費を負担すべきであるという公平性の観点から、

必要に応じて料金の引き上げも想定すべきものであるというふう理解してよろしいか、お問い合わせいたします。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

本町が初めて設置する地方公営企業とは、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、地方公営企業法の適用を受ける事業を営む企業となりますので、ご質問のとおり、自主的な生産経済活動を原則としつつ、公共性との調和を図ることが肝心だと考えます。

現在、地方公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少に伴うサービス需要および使用料収入の減少や、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大および各種料金の値上がりに伴う事業コストの増加により、急速に厳しさが増えています。

来年度からの公営企業会計への移行を機に、事業に係る資産、コスト、将来負担などを客観的に把握し、これを積極的に情報開示しながら、将来にわたり安定的な住民サービスの提供が可能となるよう、事業コストの削減等に努めながらも、料金の適正化の検討も必要になるものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

非常に悩ましい問題でございまして、課長の答弁のとおり、来年度から地方公営企業法の全部適用、財務、人事、給与、採用、これが移行するわけでありまして、企業会計方式によりまして、上下水道事業の財務状況を正確に把握することができるわけでございます。しかしながら、正確に経営状況が分かるからといって、収支を均衡させるために、安易に料金に反映させるべきではないと考えております。これら事業は、とりわけ水道事業については住民のライフラインでございます。生命の綱であります。とりわけ、中山間地における事業は都市部の事業と異なって、福祉的な側面を併せ持つものでございます。

今後、人口減少がさらに進み、設備の老朽化による投資と相まって、これは一自治体でこれら事業を維持するのは極めて難しくなるのではないかと、非常に悩ましい問題でございますけれども、推測するものであります。

料金収入では黒字を保てず、一般会計から税金を補填せざるを得ない、一部、今現在も行ってございますけれども、補填せざるを得ず、自治体による上下水道事業の運営は、ますます困難になるものと考えられます。

そこで、これら事業の行政の広域化等も含めて、これら事業のこれからの在り方についても今後検討が必要になるかと思っておりますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

上下水道事業収入である料金の改定につきましては、利用者の負担に考慮しながら、総体的

に適正価格を精査する必要があると考えております。今まで運用してきた施設の状況も年々老朽化し更新が必須であること、人口減少による使用料収入の減少など課題は多く、より多角的視点に立ち、なお、利益のみではなく福祉的な観点も踏まえた地域の実情に合った料金設定が必要であると考えております。

また、将来的な上下水道事業の運営につきましては、近隣町との情報共有を一層密に行い、広域連携が図れる部分を模索しながら経営コストの縮減に努め、過疎地域でのライフラインの維持に係る経費に対する財政措置等に関する要望意見を上部団体に積極的に届けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

公営企業会計、地方公営企業法、全部適用でございますが、今その作業を行っております。大変な作業だと思います。ぜひとも皆さんでご協力をしていただいて、4月1日から新たなスタートを切るようお願いをいたしたいと思っております。

また、水道料金については、非常にこれは悩ましい問題でございます。行政の広域化等も含めて、併せて水道事業の在り方も検討をしていただければありがたいと思っております。

以上、私の本日の5項目、14の質問をこれにて終了させていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時56分

---

再開 午前10時10分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告2番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、大項目4問について質問いたします。

まず1項目、姉妹都市鴨川市との交流事業について伺います。

当町と千葉県鴨川市は、平成20年2月20日に姉妹都市協定を結びました。それぞれ合併前の旧身延町、旧天津小湊町が姉妹都市協定を行っていた関係を継続したものであります。

相互に交流を深め、みのぶまつりには来町していただいたり、以前には若者同士の出会いの場の交流事業だったり、子どものころの記憶によりますと、夏休みなどは相互に子どもたちの

交流があったり、様々な人的交流事業を行っておりました。

コロナ禍により交流は途絶えておりましたが、昨年10月には鴨川市長をはじめ、議員団の表敬訪問を受け、交流再開が本格化し始めました。その議員団交流以来、私は個人的に鴨川市議の方と相互に連絡を取り、電話やSNS等で交流を続けてまいりました。

情報を共有する中で、大人の交流再開だけではなく、こういう時代だからこそ、身延の子どもたちと鴨川市の子どもたちの交流事業も復活したいとの申し入れを受け、共通認識を持つに至りました。

学校単位や年齢単位、スポーツ活動単位など様々な交流の仕方が考えられますが、子どもの相互の交流となりますと予算的な面も含め、安全性など様々な問題が生じ、事前の準備に時間と労力がかかなり必要ともなります。

それぞれの市町で連絡を取り合い、事前調整などが必要だと思われませんが、現時点での取り組み状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

合併前の旧身延町と旧天津小湊町が姉妹都市協定を結んでおり、新身延町、新鴨川市となったあとも姉妹都市協定を結び、両市町の交流が行われております。小中学生を対象とした交流事業の再開に向け、数年前に検討をしておりましたが、学校統合や新型コロナウイルスが蔓延した影響で、実施に至りませんでした。取り巻く状況が落ち着いてきたことから、交流事業再開に向け庁内で調整をし、その意見をもって今年10月に鴨川市に伺い、担当者レベルでの打ち合わせも実施したところでございます。この打ち合わせで決定したことは、大まかになりますが次のとおりとなります。

令和6年度から交流事業を再開し、スポーツ少年団の交流とする。

10名から15名程度の参加者とする。

夏休み期間中とし、2泊3日の日程で行う。

令和6年度は身延町が鴨川市へ訪問する。

身延町の担当は生涯学習課生涯スポーツ担当とする。

交流事業の経緯を学習するため、久遠寺や誕生寺・清澄寺を見学する。

このように取り決め、現在は交流できるスポーツの種目や日程の調整等を行っております。また、令和6年度当初予算に交流事業の経費を計上させていただく予定ですので、令和6年第1回定例会の際は、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ただいまの答弁ですと、実施に向けて、かなり具体的に進捗しているように思われます。

先日、鴨川市議の会派の方、4名の方が当町に現地視察にお見えになりました。そのうちの1名の方が小学生のときに身延に交流事業で来たことが鮮明に記憶に残っていて、そのような経験、体験をぜひ今の子どもたちにもしてあげたいと熱く語っておりました。

そのような体験は、子どもたちの将来に非常に役立つと思われますので、議会といたしましても前向きに予算審議には取り組んでいきたいと思っております。

続いて、次の質問になります。

去る11月3日のみのぶまつりには、残念ながら諸事情により鴨川市からの出店はありませんでした。副市長、課長のお二人が来賓でお見えになっておりました。

平川潔副市長のあいさつの中で、被災時には支援物質を当町が届けた過去のお話や現在の両町の交流の継続および発展が将来の両町の財産に必ずなるとの旨のお話を拝聴し、人口3万人である鴨川市の皆さまは、われわれ身延町が鴨川市を思っている以上に、わが身延町のことを大切に考えてくれているのではないかとの思いを感じました。

鴨川市も観光に力を入れ、こちらは温暖な大海原、こちらは寒さ厳しい山間地と気候こそ違いが顕著であります。日蓮上人由来の地、またどんぶり街道とおらが井と、どんぶりに特化した食の提供、体験型観光スポットなど、当町と共通の話題が数多くあります。まさに姉妹都市と言うにふさわしい関係が構築されているのではないのでしょうか。

そこで、コロナ禍が収束しつつあり、現在、経済活動も正常化した今、観光や物流・物販などにおいても交流を再開し、活性化を行うべきと考えますが、今後の取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

議員のご指摘のとおり、例年鴨川市からみのぶまつりへの参加、訪問をいただいております。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが第5類に移行したことから観光交流につきましても、ぜひとも再開したいと考えております。

観光キャンペーンの実施、イベントへの参画など、どのような形態となるか今後の検討となりますが、双方の担当者レベルにおいて実施に向けて前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ぜひ、今の答弁にありましたように、両市町にとって相互に経済波及効果が生み出すような経済交流を早期に実施していただきたいと考えております。

続いて、次の質問、大項目2問目になります。中学校新校舎完成後について伺います。

新中学校校舎町民見学会の実施について伺います。

本年、第2回定例会の一般質問において、保護者以外にも様々な町民より完成した木造の素晴らしい校舎を見学したいとの声に対して、町民の皆さまも見学できるような場を設け、広く見学者を募集するような企画を考えていただきたいと提案させていただきました。

施設整備課による、しっかりとした工期管理の下、校舎の完成進捗度も8割以上の現在、完成を見据えて、そのような企画はなされているのか。また、具体的に対象者、時期、規模等、現段階の状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

身延中学校新校舎建設工事の進捗率は、11月末現在で86%を超え、完成に向けて順調に推移しております。

ご質問の校舎見学会の実施につきましては、新校舎の竣工式を3月22日の午前中を予定しており、校舎見学会はその日の午後に実施する予定です。在校生や保護者、町民の方を対象とし、開催についての詳細につきましては、広報みのぶ3月号にてお知らせする予定です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になりますけれども、3月22日の午後実施予定との答弁で、今ありました。保護者、生徒等は学校が始まってからも入れるんですけども、一般の町民の方はなかなか入る機会がないんですけども、申し込み者が多数の場合にはどのような対応を取るのか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

見学会は、在校生や保護者、町民の方を対象として定員は設けません。設定しました時間にお越しになられた方を順番にご案内し、混雑状況を見ながら入場者数を調整したいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

3月22日は、たしか平日、金曜日だったかと思われます。日程的にはかなりタイトな状況かと思われますけれども、休日の実施なども検討していただけたら、多くの町民が参加できるのかなとも考えますので、そのへんについても検討していただけたらと思います。

続いて、次の質問にまいります。

本年第1回定例会一般質問答弁において、令和5年度にアスベスト含有調査を行い、調査結果をもとに解体設計を作成し、令和6年度に解体工事を実施する予定との回答でありましたが、予定どおり令和6年度解体工事実施との認識で間違いはないのか。

また、跡地利用については、町民が集い、有効に利用できるように施設を検討するとの答弁でもありました。8カ月が経過した現在の状況と今後の計画について伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

今年実施しましたアスベスト調査結果を踏まえ、現在解体工事の設計を行っており、来年度1年をかけて現中学校校舎、プール、部室、身延小学校体育館、身延給食センターの5つの施設を解体します。

また、現校舎の用地の一部には私有地が含まれており、跡地利用を検討するため、用地測量を解体工事と並行して実施する予定です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

跡地利用については、具体的に進行していなくて、設計をするという回答であると認識しております。来年度1年かけて解体作業を実施予定であるならば、騒音やほこり、大型車両の通過など様々な問題が地元梅平地区に及ぶことが予想されます。

また解体実施のための、そのような住民への説明会の実施、また跡地利用についての地元住民の声の聴取などの場の必要性を感じるわけでありますけれども、地元住民の説明会などの実施の予定はあるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

工事の実施につきましては、仮設防護フェンスの設置や交通誘導員の配置など、最大限安全に配慮し行います。梅平地区には、来年度、請負業者が決まりました段階で回覧文書にて周知する予定です。

また、先ほどお答えしたとおり、現身延中学校の用地には私有地が含まれており、地権者の意向もありますので、現段階で住民説明会を行う予定はありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

その跡地につきましては、かなり入り組んだ形で所有者が分散しておったり、町の土地もかなり少ないということは理解しております。非常に跡地利用についても様々な障害があることは理解しております。ただし、現状、あの周辺の人も含めて、われわれ町議会議員の力が足りないのかもしれませんが、いまだに中学校を解体するのかということを知っている方もいますし、中学校どうなるんだという方、解体すら知らない方もいるのが現実です。地元の議員といたしまして、様々な面で説明はさせていただいておりますけれども、現状、町民のスタンスはそのような形ですので、丁寧な地元への説明というのは今後も必要かと思っておりますので、そのへんにつきましては再度検討していただけるよう、よろしく願いいたします。

続いて、次の質問に移ります。

健康増進施設しもべの湯、学校給食センター、新身延中学校校舎建設と周辺整備、それぞれ大型公共建設の整備を担ってきた施設整備課であります。それぞれの施設は完成後、維持管

理等は担当課に移管しております。

年度内に中学校新校舎も完成し、竣工式後は学校教育課に移管されることと思っておりますけれども、施設整備課の業務といたしまして主立ったものは、今後、移転後の旧身延中学校校舎および附帯工事の取り壊し事業、および取り壊し後の整備を残すところになるのかなとも考えております。

そこで、来年度以降の施設整備課の業務内容はどうか。新たな業務、先ほども同僚議員から質問がありましたけれども、新庁舎建設に向けての調査業務等を担っていくのか、そのへんについて伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

来年度の各課の人員配置などについては、これから検討を進めるところなので、あまり具体的に申し上げられませんが、施設整備課につきましては、議員のご質問にあるとおり、現身延中学校校舎および付帯施設の取り壊しと跡地整備が主な業務となります。

なお、新庁舎建設に関する事業は、先ほどの伊藤議員のご質問に町長がお答えしたように、今後検討に入るところでありますので、現段階では、庁舎管理を担っております総務課を中心として進めていく考えでおります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

中学校の解体は来年度行われるわけです。これにつきましては、おそらく大型な事業になりますし、解体する物件が5カ所ある状態で、分離発注というのはおそらく不可能であり、一括で発注する形で金額もかなり莫大なものになり、JVを組んでの解体、一般競争入札が予想されます。地元の建設業者の方も当然、指名入札に入れるような仕組みづくりはしていただきたいと思いますけれども、しっかりと安全を守っていただき、工事を実施していただきたい。

また、庁舎はどうするのかという町民の声がいろんなところで聞こえております。先ほど、同僚議員の質問にもありましたけれども、今後庁舎を建設にするにあたっては、やはり町民に広く情報を開示しながら、町民の声を聞くと。また将来を見据え、この身延町の10年後20年後を動かしていくであろう若手職員、主管クラスの若手職員の方の意見なども取り入れながら計画を進めていただきたいと思います。

以上で、大項目2個目の質問を終わります。

続いて、3項目になります。観光庁・文化庁などの国の民間対象補助事業について伺います。

コロナ感染症も5類へと移行し、人の流れもかなり戻りつつあります。しかし、身延山久遠寺をはじめとする当町観光地の人の戻りは、私の感覚では6割から7割ぐらいではないかと感じております。観光立町身延を掲げる当町の観光に携わる事業者は、かなり疲弊している現実があります。国や県、町の支援メニューはどうなっているのか。事業立て直しや業務形態の変更、具体的に申しますと、団体のお客さまから個人のお客さまへの対象客層のシフト。また、訪日外国人の急激な回復への対応、ご高齢の方や障害のある方がより安全で快適な旅行をする

ためのバリアフリー化などの環境整備など、様々な支援メニューが用意されていることを意外と一般の方は知りません。

観光庁のホームページには、「観光を通じた地域の活性化を図るためには、観光関係者のみならず、地域住民も含めた地域の幅広い関係者が連携し、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある地域づくりを実践していくことが不可欠です」との記載があり、観光地域づくりに活用できる関係省庁の支援メニューが用意されております。その数は、ざっと数えた感じでは60以上、観光地域づくり法人DMOや、自治体などがそれぞれ取り組みに役立つ支援施策が集約されております。

そこで伺います。

このようなメニューを当局内での共有状況、また事業者への周知方法、活用実績について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

観光庁においては、観光立国の復活に向けた基盤の強化、地域の魅力向上と持続可能な観光地づくりと高付加価値化、インバウンドの受け入れ環境整備・高度化事業など、コロナ後の観光産業の再始動に向けて各種補助事業を実施しております。補助対象者は自治体、DMO、そして直接民間事業者を対象とする事業が豊富にあり、事業者に対する個別の周知はしていませんが、身延町観光協議会には情報共有しております。補助金活用に関する相談があれば随時紹介しております。

令和5年度に民間事業者等が申請主体となり採択された事業につきましては、町では10事業について把握しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

個別への周知は困難であるということは理解できます。それぞれの事業者が申請し、採択された事業について、現在、身延町では把握しているという話でありますので、それらの成功事例などは別の事業者にもフィードバックしていく必要があるのかなとも考えます。採択された事実だけではなく、その後が重要だと思われまますので、採択後の事業の経過についても見守っていただけたらと思います。

次の質問にまいります。

観光庁の補助事業で、すでに採択され、事業実施に移行している訪日外国人旅行者周遊促進補助事業やインバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業などは、それぞれの宗教法人であったり、株式会社であったり、任意の協議会であったりが取り組んでおります。それらについては、個人またはそれらの団体の申請であったり、コンサルの持ち込みであったりもしております。それらの事業は、事業者が独自に申請を行い、個人的な責任の下、事業が行われているものと理解しております。

一方、本年度4月より取り組みをはじめ、身延町観光協議会が申請した地域一体となった観

光地、観光産業の再生、高付加価値化事業につきましては、応募者が町内全域に渡り補助申請額も大きなものとなっており、観光課がそれぞれの申請者の書類の作成、修正など伴走支援を行ったことは承知しております。

慣れない申請手続きを手伝っていただき助かった、何回も手直しがあつたが最後までフォローしていただきありがたかったなどの声は聞いております。申請日締め切り間近には、身延支所の観光課の明かりが連日、夜遅くまでついている様子を車で通りながら見て、非常に苦労をかけているなど感じておりました。

そこで、本事業の観光課としての取り組みと申請と採択状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

地域一体となった観光地、観光産業の再生・高付加価値化事業につきましては、観光需要の拡大、収益・生産性向上等の実現を図り、地域・産業の稼ぐ力の回復強化を図るため、宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DXの取り組みに対する補助事業でございます。

本町におきましては、事業者数23者が参画し身延町観光協議会が申請主体者として申請したところ、このほど地域計画の採択を受けたところであります。

観光課につきましては、同協議会事務局として申請者の提出書類の取りまとめを行いました。難しい作業ではございましたが、事業者の意向に沿って事務処理を進めることができたと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

この事業につきましては、事業者それぞれの考え方に違いがあり、取り組みや補助申請の金額などもさらに違いがあり、また事業者も下部、身延地区、今、答弁にありましておき23事業者を取りまとめる作業は非常に困難を極め、私自身も会議に参加させていただきましたが、会議の中では事業者より町当局、観光課の職員に対して厳しい言葉があつたことも事実であります。非常に困難な事業で、無事採択されましたこと、また観光課の担当の職員の皆さまの取り組みには、この場を借りて改めて謝意を申し上げます。

次の質問にまいります。

この事業が採択された現在、23事業者による事業総額は11億円を超える形、補助金の総額もおそらく3億5千万円前後という大型なプロジェクトとなり、申請した宿泊業者においては、劇的な事業的变化、活性化がハード面では見込まれます。採択後の事業者個人の高付加価値事業への取り組みには、事業者本人が清算業務を行うなど、事業者個人の責任となるわけがありますけれども、補助金申請に不慣れな事業者もかなりいることが見込まれ、観光課による継続的な伴走支援が必要とも考えます。また、同様に地域としての取り組みについては、町の支援も必要かと思われまます。

そこで、採択後の継続的な観光課としての事業者個人への支援の取り組みおよび地域計画遂行のための支援について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

採択後の事務手続きにつきましては、交付申請から事業実施後の実績報告に至るまで、個別事業者が主体的に手続きを行うこととなりますが、相談や支援につきましては、必要に応じて対応したいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

実施計画に基づいた事業の実施、清算申請などは、事業者個人の責任であることは事業者説明会でしっかりと説明していただき、明確にした上で電子申請の仕方など事務処理上のお手伝い、相談には対応していただきたいと思います。

次の質問にまいります。

あらゆる分野でデジタル化が推進されております。観光分野においても急速に変化しており、DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションは不可欠となってきております。例えば、顧客との連絡、予約、情報提供、マーケティング、観光スポットの運営や連携、持続可能性の向上など、様々な側面でDXを活用づけることにより、観光客の体験が向上し、顧客満足度が高まります。さらに、DXを通して誘客につながる可能性も高まります。

インバウンド客が急激に回復、増加している現在、デジタルモバイル等のツールの利用環境の整備、例えば高速インターネットアクセスやモバイルネットワークの普及、高品質なインフラ整備が誘客への強みとなります。

そこで、本町の観光におけるデジタルインフラの整備状況と今後の取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

観光地のデジタルインフラにつきましては、デジタルモバイルツールの利用環境として身延山三門、本栖湖、本栖高校など主要な観光スポットへのWi-Fi整備をしております。今後、必要に応じて拡大を検討してまいります。旅行者の滞在環境の整備に向けた高品質化につきましては、各事業所において整えていただくことが効果的であることと併せて、バランスの良い整備の方策を検討する必要があると考えております。

また、観光庁では観光DX化につきましては、業務のデジタル化による効率化だけでなく、デジタル化によって収集されるデータを活用し、ビジネス戦略の検討や新たなビジネスモデルの創出といった変革を行うものと位置付けられていることから、DX化につきましては、データ収集・解析といった部分が重要視されております。

町では今年度、人流データを導入しましたが、こうしたデータ集積を観光業務に活用するほか、観光ビジョンの策定にも反映したいと考えております。

また、今後、観光協会等でも導入に向けて検討されておりますが、内容を精査した上で必要な支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

人流計測システムを使用し、人流データを導入したという答弁でありますけれども、データ収集のための具体的な利用実績について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

今年度導入した人流計測システムにつきましては、スマートフォンのアプリから取得したGPSなどの位置情報を統計加工したデータを活用するもので、分析したい施設やエリアを指定し、指定したエリアの日別来訪者推移、居住地、来訪時間帯、滞在時間、性別、年代等、日本国内のデータを収集できます。

現在のところ、町内において実施したイベント等の開催日のデータを中心に、どこからどのくらいの来訪者があったのか、来訪者の年齢層、属性、また周辺施設の周遊状況などを検証し、振り返りの資料として活用しております。

数値につきましては、参考値ではありますが、来訪者の傾向が把握できるため大変参考になります。今後も理解を深めながら、より効果的な活用ができるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

人流システムについては、単年でなく何年か事業をしていただいて、データを蓄積して今後の観光の誘客に結びつけていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

観光地の情報のデジタル化、具体的には、Webサイトやモバイルアプリを利用した観光スポット情報、アクティビティ、イベント情報の発信、アクセス方法など観光のDX化が必須であります。

その中でも、ソーシャルメディア、SNSやブログなどを活用して誘客につなげる情報発信、デジタルマーケティングの強化は不可欠であります。

しかし、町内の他の観光スポットに比べ、身延山観光協会のホームページなどは非常に使いにくく、情報発信の面では弱く感じます。また、同様に下部観光協会のホームページも情報発信については脆弱に感じ、インバウンドを意識した多言語化やスマートフォン対応での情報の見やすさなどの改善は急務であると考えます。

しかしながら、両協会とも専門的な知識を持った人材がいないこと、予算的な処置が必要なことなどが課題となり、改善が進まない現状があります。

そこで観光のDX化などに専門知識のある観光課の指導やアドバイス等が必要だと考えますが、そのへんについての取り組み、また今後の対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

観光DXには、情報収集によるデータの分析・利活用とともに、旅行者が旅先を選ぶ段階である「旅まえ」、旅行中の利便性を向上させるための「旅なか」の情報提供の充実は重要でございます。

また、観光DX化とともに今後増加が予想されるインバウンド対策が必須の課題となっております。観光協会等のホームページにおいても、多言語化のサービスが求められておりますので、インバウンド対策の強化に向けた取り組みに対し、支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ただいまの答弁ですと、しっかりと支援していただけると理解いたしました。今後の両協会のインバウンド対策を含む観光DX推進に対する人的、予算的な措置をお願いしたいと思います。

次の質問にまいります。

観光におけるDX化は、何度も話しておりますけれども、地方経済にとって新たな成長の機会を提供します。そこで、町観光協会や商工会などがデジタルトランスフォーメーションを推進し、地方の観光業を持続可能かつ競争力のあるものにするための取り組みを積極的にサポートすべきであると考えます。これにより、将来的に地域経済の発展と地元のコミュニティの繁栄につながっていることとなります。

そこで、観光業に携わる人たちのDXに対応できる能力向上のためのデジタルスキルを育成する講習会などの取り組みについて、伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

観光DXの導入により、旅行者に対する利便性の向上による消費機会の拡大と情報管理の高度化により観光産業の生産性の向上が期待されます。こうした動きに伴って、町、観光関係団体、民間事業者においてもデジタル人材の育成、活用支援の必要性が増すものと想定されます。

観光DXの推進にあたっては、真に必要な整備は何か十分精査した上で適切な整備を進める必要がございます。今後も情報を収集し、必要な事業を推進してまいります。

デジタル人材の育成等支援体制につきましては、今後の推進状況に応じて関係機関と連携して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

先頃、山梨県は観光振興の基本施策を示した次期山梨観光推進計画の素案をまとめたとの報道もありました。宿泊業界のDX化を推進すると明記され、DX推進で収益力を高め、働き手に還元される好循環づくりを目指すとしています。観光立町身延の観光のDX化は急務だと考えます。補助金等を積極的に利用していただき、取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

大項目4問目、最後になります。高齢者の自動車免許自主返納を支える体制について伺います。

2011年から2020年にかけて、75歳以上の自動車免許の自主返納件数は10倍以上に増加いたしました。2011年にはわずか3万件だった自主返納件数は、2020年には35万人にも急増しました。最も社会的に影響を与えたものは、東京都池袋で母子が巻き込まれた高齢ドライバーによる事故であります。

高齢者の免許自主返納は、本町のような公共交通機関が不十分な地域においては、返納する側にとっては足を奪われ、移動手段がなくなる。具体的に言いますと、買い物に行けなくなる、病院に行けなくなる、友人宅に遊びに行けなくなるなどの理由があり、慎重にならざるを得ない現実があります。

しかし、高齢者の自動車事故が連日報道される現在、山梨県でも先月、先週8日には甲府市役所の事故、昨日も甲斐市であったり、笛吹市の高齢者による事故が報道されております。

そのような中、高齢者が安心して免許証が返納できる仕組みづくりは必要不可欠であると考えます。その1つが乗合タクシーであり、当町では運転免許証自主返納者高齢者支援事業として、65歳以上の免許自主返納者には、1年間限定のみのお乗合タクシー無料券配布事業を行っております。

そこで、昨年度の無料券配布実績および本事業実施後の無料券配布総数を伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

身延町高齢者運転免許証自主返納支援事業は、高齢者の運転による交通事故の減少を図り、運転に不安を抱える高齢者に運転免許証の自主返納を促し、返納した方にみのお乗合タクシーの1年間無料券を発行して支援する事業です。

令和4年度の無料券交付数は19件で、令和2年度の事業開始から令和5年11月末までの無料券総配布数は65件となります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

今の答弁ですと、年間20人前後が免許証自主返納者事業無料券配布事業に申請しているとの答弁であると理解しておりますが、実際の免許証の自主返納者は、さらにその倍近くいるの

ではないかなと推測します。

それを踏まえて次の質問に移ります。

生活の足として定着しています乗合タクシー事業であります、高齢者からは不満の声も聞こえる現実もあります。過去の一般質問において、改善点や課題が取り上げられてきました。道が狭くて家の近くまで来ない、限られた場所までしか行けない、土日祝日には利用できないなどの声があります。

当然、現状の車両での運行形態では、全ての問題を解決できるはずもありませんが、現行の乗合タクシー事業の運行について、高齢者への行政サービスの観点と免許自主返納の促進の観点から利用状況や課題についてどのような評価をしているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

乗合タクシーの利用状況ですが、1台当たり月平均で221人、1日平均11人の方が利用されており、利用割合は買い物は45.2%、通院が35.5%と買い物と通院が利用割合の8割を占めております。免許証返納により、無料券の申請をされた方も新たに登録していただき、買い物等にご利用いただきたいと思います。

高齢者夫婦や高齢者の一人暮らし世帯では、免許返納後の交通に不安を感じ、免許返納をためらうということも耳にしております。また、免許証を返納したが無料券の申請をしていない方もいると思いますので、広報、ホームページ等で周知を行いまして、免許証自主返納支援事業の促進に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

この事業の周知徹底はもちろんのことでありますけれども、通院、買い物で8割を占める数字を見ますと、高齢者の移動手段の確保は行政需要としてかなり高いと感じます。また、さらに高齢化が進みますと、それらの行政需要はさらに高まってくるのではないかとということも考えられます。そのような状況の中では、需要に対しての供給側のシステムのグレードアップは不可欠となります。

そこで次の質問、乗合タクシーに対する行政サービスとしての町民高齢者の利用者の要望は、先ほども申しましたけれども、絶えることはありません。現状のシステムで改善ができないのであるならば、乗合タクシー事業のデメリットを補完する別の手段の構築も考えていかなければなりません。町営バス、乗合タクシー、公共交通機関など、高齢者が利用しやすい交通手段を用意して選択肢を増やし、自家用自動車に代わる移動手段にしてもらうことが返納を促す上で最も重要であり、行政の務めであるかとも考えます。

そこで免許証自主返納者への乗合タクシー、例えば1年間の無料券配布事業以外に、今話題の、先ほどの同僚議員の話にもありましたライドシェアの実証実験やタクシー券の配布、例えば初乗り運賃610円券を20枚配布など、町内タクシーの利用促進も兼ねた助成制度などについての調査・研究について伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

タクシー券の配布ですが、タクシーの利用を促し、タクシー事業者の経営を支える一助になると思いますが、実施には財源が伴いますし、初乗り運賃分を超える運賃を負担してまで利用されるかは不明であります。

現在、国で議論をされておりますライドシェアの動向も注視していきたいと考えております。以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

高齢者の足の確保というのは、私も両親が高齢でありまして、免許を返納した関係で、われわれは同居しておりますので、私が車で乗せて行って用を済ますこともできます。ただし、老人の一人暮らしであったり、老人世帯では免許証がなくなってしまうと、本当に買い物も行けない、どこにも行けないということで、実際は危ないなと自分で思いながらも運転している現状があるかと思えます。

身延町独自の施策として、先ほど同僚議員も言いましたライドシェアの実証実験、エリアを狭くして実施してみるとか、非常に難しい問題でありますけれども、調査・研究は今からしておくべきだとも考えております。当然、お金もかかることですし、財源もかかること、国の施策として、ある程度方向性が定まってくれば、町としての取り組みも見えてくるかと思えますけれども、それまでの間にも調査・研究をしていただきたいと思っております。

また、乗合タクシーにつきましても、私自身も利用しようと思ひまして、この定例会までに乗って感想を言おうかなと思ったんですけれども、乗れませんでした。申請をしてありますので、また自分自身が乗って改善点等を見つけて町にもフィードバックしていきたいと思っております。

交通支援というのは、非常にこれから重要になる施策だと思いますので、調査・研究のほうはしていただきたいと思ひます。

以上をもちまして、私、遠藤公久の一般質問は終了いたします。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時13分

○議長（上田孝二君）

全員そろっていますので、休憩前に引き続き一般質問を再開したいと思います。

次は通告3番、伊藤雄波君の一般質問を行います。

伊藤雄波君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

4項目あります。1番目、児童の登下校時の熱中症対策についてお伺いします。

毎年暑さの日数は、軒並み最多更新をし続けました。2023年には、真夏日は90日以上、夏日は140日以上を記録しました。その中には猛暑日も数日、含まれていますが、そこで児童の暑さ対策として、日傘の提案をしたいと思います。

1つ目の狙いとすれば、もちろん熱中症対策ですが、傘の品質によっては、マイナス5度からマイナス6度ぐらいの温度差があると公表しているメーカーもあります。また、2つ目の狙いとすれば、傘を差すことによって一人ひとりのソーシャルディスタンスが保て、令和2年度から始まった新型コロナ対策にも有効であるのではないだろうか。最近、またコロナのニュースもかなり出てきてはいるので、そんな取り組みがいいのかなと思っています。

また、熱のこもりやすいマスクや学校の帽子、こういったものも傘を差すことによって着用はしないで、校庭に出るとき、傘を差さないときは帽子を着用という形で、帽子はカバンに吊るして持っていくみたいな、それで傘を差すということ、そういう学校がいくつかあるようです。一定の効果があつたことを公表しているところもあります。

また、子どもたちの感想も非常に良いという、今まで差さなかったときよりも差したときのほうがはるかに涼しいという感想を述べている児童もいるようでした。

いずれにしても体感温度をいかに下げることができるかが非常に大切だと思います。朝一の授業から集中して発揮できるようにしたいということです。

そこで質問です。

年々上昇する気温、そんな中で熱中症の児童も増えてきました。日中の紫外線や直射日光から身を守るために日傘を差して登下校をする取り組みをすべきと考えますが、もともと新型コロナ感染対策にも利用された傘ですが、徒歩児童への無償提供の実施検討について、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

熱中症対策として、日傘の使用が厚生労働省などから推奨されていることは承知しております。学校を所轄する文部科学省からは、登下校時の日傘の使用の在り方について、地域の実情等に応じて、各学校およびその設置者が合理的に判断すべきものであると考えているとの見解があります。

全国的には、自治体で児童用に貸し出す日傘を購入したり、日傘の使用を勧めているケースもあるようです。一方で、日傘を差すと児童の視界が遮られ、交通事故に遭う危険性が高まる懸念や振り回して目に入る危険性もあり、勧められないとの声もあるようです。

町内の小学校における登下校時における熱中症対策としての日傘の使用については、保護者を含め学校関係者から話題に上がったことはなく、要望は出ておらず、登下校時、外遊びと外にいるときには、帽子の着用を指導しているとのことです。

年々、夏の暑さが増す中で、登下校時の子どもの健康をどう守るのか、学校、保護者など関係者での議論が深まれば、日傘の無償提供も含め、検討していく課題と考えます。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

確かに反対の声もあることは聞いています。交通事故に遭う危険性があると言っていましたが、私は運転手の立場から見れば、逆にその傘を差して登下校する生徒を見れば、そのほうが見やすく、非常に存在感があり、注意をします。また、全員が差すことによって、目に入る危険性というのは少なくなると思います。

今日の朝も雨が降っていましたが、傘というのは通常差して登下校するという、しっかりしたルール作りをすれば、使用しても問題はないと思います。また、傘を差すことによって、こんなニュースもありました。突然、熊が遭遇したそうです。そして持っていたものは傘だけだったので、その傘を見た熊が、傘を高く上げたらUターンして、その場から去った、そういう体験談をお話しするニュースもありました。自分よりも大きな存在感のあるものに対しては、熊は避けていくのではないだろうかという専門家の意見もテレビで放映していました。

まずは子どもたちの健康と安全を考え、日傘、これは雨天両用もあるかもしれませんが、日傘と同僚議員が前回提案していただいたバックパックの使用とこのセットで、まず子どもたちが実感するサービスではないですけれども、検討していただきたいと思います。

先日、清稜小学校のほうに調査してみました。徒歩での児童が一番遠い子で学校までの徒歩時間30分かかるそうです。下山小学校でお伺いに行ってきました。やはり30分ほど、一番遠い子は歩いて通っているそうです。登下校しているそうです。

身延小学校では、約35分、ちょっと遠いらしいです。大野と門内の奥のほうから徒歩で学校へ通う、35分間かかるそうです。あの夏日、猛暑日のことを考えると、すごいことだなと。今日みたいにこのように寒くなったこの頃では、イメージはちょっと湧かないかもしれませんが。でも、学校での打ち合わせでは、先生方が児童はものすごい汗だくで登校してくるそうです。かわいそうになるので、学校の先生方、早く来た先生が早々にエアコンを入れてあげて涼しく教室をしてやっているそうです。でも、想像してみてもらえば分かるんですけど、汗だくの状態でエアコンの効いた中、体にいいわけがないと思いますよ。そこには、傘とはまた違った取り組みが必要になるのではないのかなと、先生方のお話を聞いたら感じました。検討していただきたいと思います。

次に、健康増進施設について伺います。

令和5年第1回身延町総合教育会議が行われ、その中でスポーツ健康増進施設の利用状況について、細かい説明もされていました。

そこで質問です。

2023年4月28日オープンより約半年が過ぎました。先日、入館者数の状況を出していただきました。月平均9,119人、当初の計画段階では入込客数の想定を事業者が9千人と見込んでいたので、おおむね想定どおりの来客者ということです。この入館者数で、どのくらいの売り上げがあったのでしょうか。年次計画としての売り上げ見込みがあったとは思いますが、今までの売り上げは見込みどおりなのか。また、数字が出ているのであれば、お答えくだ

さい。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

身延町健康増進施設しもべの湯の入館者数につきましては、伊藤雄波議員の言われるとおり、ほぼ計画どおりの数字となっております。土日、祝日を中心に来館者があり、これまでに一日の最多来館者は716人となっております。

ご質問の売り上げにつきましては、事業者からプロポーザル時に提出された収支計画では、初年度につきましては、月平均約1,360万円の売り上げを見込んでおります。売上額につきましても、入館者数と同様、ほぼ計画どおりの数字となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

入館者数と売り上げともに見込みどおりということで安心しました。決算時にはもちろん、もっと詳細で出てくるとは思いますが、それがちょっと楽しみな、今、中間報告ではあります。

ただ、施設だけが盛況であるということでは駄目です。それと併せて周辺の食堂や宿泊施設も上向きでなければならないです。どのような影響があるのか、私なりにちょっと周辺、調査してみました。当初は不安もありましたが、オーナーですね、4月オープン以降のお客さまも増えて、すごく喜んでいました。私も周辺で何度も満席を経験したこともあります。オーナーたちも風呂へ行く前に寄って、今から行くんだとか、行ったあと、つるつるな顔で、今、行ってきたんだとって、食事に訪れるお客さんもいるようです。非常にオーナーたちは喜んでおりました。

また、宿泊料金の中にジム、入浴チケットなども含んでサービスしている宿泊施設もあるようです。そういった企業努力をして喜ばれている宿泊施設もあるようです。

健康増進施設ができて、町全体で相乗効果が上がる、これは非常にうれしいことだと思います。

施設を何度か利用する中で、土曜日の午後、駐車場が満車で湯之奥金山博物館まで行き、炎天下に往復することは断念し、施設入口で待機したこともありました。10分ほどで駐車場に停めることはできましたが、そこで質問です。

土日、祝日における駐車場の混み具合の様子はどうですか。湯之奥金山博物館駐車場からの距離はさすがに遠く感じ、町は今後の対応策を、この駐車場に関して考えているのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

4月末のオープン以来、入浴やジム、食事利用など町内外の大勢の方に利用していただいております。施設前には81台分の駐車スペースがありますが、週末や3連休のときなどには時

間によって駐車場が満車となることが、これまでありました。建物前の駐車スペースが満車の場合には、金山博物館横のリバーサイドパーク駐車場を案内しております。このリバーサイドパーク駐車場から施設までは、徒歩で5分ほどかかる距離となっております。この距離が近いのか遠いのかは個々の主観によりますが、より施設に近い場所に駐車場があることが理想だと考えております。

健康増進施設先の下部川の河川敷につきまして、県と河川占用の協議をした経緯がありますが、計画高水位、ハイウォーターレベルとも言いますが、これをクリアする築堤が必要である等、様々な条件を整えることが必要となっており、許可を出すことは難しいとの回答をいただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

確かに個々の主観には、もちろんよるところです。私は、ちょっと見た目でも分かりますが、心臓が弱く、身体が弱いもので、施設のお風呂で汗をたっぷり流したあと、その後また徒歩で車で、クーラーの効いたところに入るといことは、非常に乗るのは控えてはいますけれども、いずれにしても駐車場の心配をしないと行けなくなるような、そんな盛況な施設になっていたければ、それはうれしい悲鳴です。

だから今後、そういうふうなところを注視してみて、必要だなという時期が訪れればうれしいなというふうにも思います。

下部温泉郷、または健康増進施設をまだまだ町内外に知ってもらいたいと思いますが、その中の1つで質問です。

身延町スポーツ健康増進施設条例に、農林水産物直売所利用料500円を規定されていますが、朝市をやることであろうと思いますが、朝市はいつ開くのですか。また、町が主催しなければ開かないのではないかと、私は思います。サンロード側と協議の下、年間計画を策定し、定期的開催を目指すべきではないかと思いますが、お答えください。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

下部地区では以前、朝市を金山博物館入口で「下部朝市」として開催しておりました。このことから、健康増進施設での朝市につきましても、下部観光協会にお声掛けし、下部観光協会・事業者・町の3者で今後の運営方法について会議を開催し、朝市実施について検討しております。実施に向け検討する中で、詳細な点について解決しなければならない事柄があり、現在、解消に向け話し合いを重ねているところでございます。

町としましては、早期に朝市が実施できるよう、事業者と下部観光協会の意見を取りまとめの中で、朝市によって、下部温泉郷が今以上に賑わうよう鋭意努力してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

この朝市の件というのは、建設前から情報としてありました。その計画があったはずですが、解決しなければならぬ事柄があると言いますが、もう1年以上経って、ちょっとスピードがなさ過ぎるのではないですかと思います。本来なら、あけぼの大豆の時期にも非常にニュース性がありますので、開催したかったようにも思います。月1回でも月2回でもいいと思います。早急に朝市の開催を進めていただきたいと思います。

続いて、質問になります、行政が町民の健康増進のために実行できる施設として検討が行われ、町民アンケートの結果に基づいて事業化されたにもかかわらず、町内の入浴のみの利用者は17%、これは少な過ぎるのではないのでしょうか。この数字を見て、どう分析し、町は今後の対策として、どのような計画や考えがあるか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

しもべの湯入館者数につきまして、4月から10月までの集計で、町内の入浴のみの利用者は土日を含めて集計した場合は約17%、平日のみの集計では約30%となっております。

中部横断道が全線開通したことや、現在は第3次サウナブームと言われ、若い方や女性にもサウナがある温泉施設が人気となっており、特に休日には遠方からの来館者が多くなっていると考えております。

ご質問にある今後の町内利用者の促進につきましては、町内者向けのPRの工夫、2階のスタジオメニューの工夫等、事業者と協力する中で、より一層、利用促進が図れるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

この17%と、この少ないということの分析を本来聞いたので、分析をしてほしかったんですが、PRの工夫をするというふうに答弁されていましたが、この施設のことはほとんどの町民が知ってはいると思います。ニュースというか、もうかなり告知され、いろんな人に噂が出るくらいPRではなく、この施設の存在は、町民は知っています。また、行きたいとも言っている、これも何人も聞きます。ですからPRではなく、どうしたら来られるのかとか、来ていただけるかというものを提示してもらいたいと思います。

再質問になりますが、その中でも町は工夫して、身延町営温泉施設無料回数券交付事業、それを何枚発行して、何枚利用されているのか。また、スポーツ健康増進施設無料回数券、障がい者に出したものですよね。これはどのくらいの人数の申し込みがあったか。そんな中でお答えいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

町営温泉施設無料回数券交付事業では、約2,900人の方に5枚ずつ配布しているもので約1万4,500枚交付しており、8月から11月までの4カ月間で合計701枚、利用されました。

また、スポーツ健康増進施設無料回数券の申込者数は12月1日現在で64人です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

やはり少ないですね。町が告知して配ってはいけるけれども、なかなか足を運んでいただけない。このサービスの問題だけではなく、これもどうしたら来られるかがキーになると思います。これを解決することが健康増進施設の成功につながるのだと確信します。

ちなみに、こんな案はどうでしょうか。身延町の町営バス使用規定がありますが、その中の町および町の関係団体が主催する行事に町民が参加する場合、また身延町集落敬老事業補助金交付規定、そんなのがあります。これらの規定を組み合わせ、集落ごとに日を設けて高齢者健康増進施設に誘客する、入浴に関わる費用は配布無料券がありますので、それを使っただき、補助金1千円について食事を提供してやる、そんな形の企画も考えられます。そして3時間程度の滞在を目安にする、こんな方法もちょっと考えていただきたいと思います。

まずは来てもらうことが、とにかくそれが一番、その健康増進施設の意義というものだと思います。

いずれにしても、執行部と議会ともども、やはり解決策を今後、検討していかなければならないと思います。

次に移ります。河川整備について伺います。

気候変動による温暖化が進む今、どこで線状降水帯が発生するか分からず、日本全国で被害を確認しています。身延町内でも危険箇所は、もちろんあります。その中で、雨河内川は危険なところで隣接する民家・町営団地・しもべ荘などがあります。雨河内川近くの住民は、非常に不安に感じています。土石流および流木や洪水で町道の使用ができなくなることも懸念される今、以前の区長要望の中でもありましたが、町の回答は経過観察となっています。

平成30年と今では、災害の規模が上がっています。国道300号に抜ける迂回時の検討、または雨河内川の河川整備はどんな状況かを、経過をお答えください。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

伊藤議員のおっしゃるとおり、近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しております。本町においては、幸いにも大きな災害が発生しておりませんが、今後いつどのような災害が発生するか、分からないことも事実であります。

山梨県県土整備部砂防課で公表しております、令和5年9月25日時点の土砂災害警戒区域等の指定状況は、山梨県内の土砂災害警戒区域が7,540カ所、うち特別警戒区域が6,302カ所で、本町の土砂災害警戒区域が931カ所で県内最多で、特別警戒区域が661カ所で県内2番目に多い指定となっております。

雨河内地区においても、土石流や急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、ハザードマップでも住民に周知しているところでもあります。

平成30年の区長要望の国道300号へ抜ける迂回路の建設につきましては、急峻な山を越える道路またはトンネルの建設、常葉川を渡る橋梁の新設、隣接するJR身延線への影響、常葉川沿いの道路の新設など、課題が多い状況となっております。

現在の町道につきましては、山の斜面と隣接している部分で、モルタル吹付工や落石防護柵などの斜面崩壊の対策工事を施工しております。

また、一級河川雨河内川につきましては、しもべ荘の上流に大きな砂防堰堤が3基設置されており、平成12年に設置された最上流の砂防堰堤は、土石流などの発生時に大きな石や流木をせき止める透過型構造となっており、土砂災害への対策が施されております。

最下流の堰堤の改築工事につきましても測量設計が終了いたしまして、工事実施に向け、現在調整中とのことです。

今後も道路の安全点検や県の河川パトロール等も実施をお願いし、状況観察に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

ハザードマップで警戒区域が非常に多いことはもちろん、私も承知しています。そこを建設課で全てパトロールをするということは、もちろん限界があると思います。ゆえに、町民の情報、そういったものは私たちもそうですけれども、アンテナを高く上げ、町民からの情報収集が必要であろうと思います。

土石流等への対策が施されている雨河内川の堰堤の状況や迂回道新設には、常葉川への橋梁設置、川沿いへの道路新設、状況によりJR身延線への影響等があることなどは承知しました。確かにJR線は大変な問題で、これは今も昔も変わっていないようです。

平成30年度、区長要望やしもべ荘建設時に話が出ているように、土石流災害が心配な雨河内川に隣接する地域です。しもべ荘からは、町が土地の賃料をいただいている以上、しっかりサポートしてあげないとならないと思います。ぜひとも現状の道路や隣接する急傾斜地の崩壊対策工事の実施や同様な高齢者施設等に直結する道路、河川の安全点検などのパトロール、対策工事などの実施を行っていただきたいと思います。

それと現地に行ってみると、施設のすぐ横にはその川が流れているんですけども、それが急な川なので、ちょっと低い状態で見ると、河川と目線が同じぐらいの高さだというふうに感じるぐらい上流の河川というのは高い位置にあります。

そんな恐怖感がある中で、施設の横には、先日行ってみましたら、コルゲート管、コルゲート管というのは、道路の仮設道路を造るためのドラム缶の大きいものなんですけど、それを1メートル以上もある大きいコルゲート管が上から流れ着いていました。

また、5メートル以上ある鉄骨がやはり河川に、上流から流れてきているんですね。上流でしっかりとその堤防、堰堤なんかの作業をやっていたにもかかわらず、そういったものが流れ込んでくると、それを恐怖に思うのは当然で、私も、もし住んでいる地域であるならば非常に驚きで、びっくりするだろうなと。だからこういうものに対して、今後も注視していただき

たいと思います。

それでは、次に最後になりますが、合併に伴う公共施設の変化についてお伺いします。

身延町公共施設等総合管理計画、令和5年3月改訂分がありますが、公共施設の状況に学校、グラウンド、支所など単独施設、複合施設合わせて92施設とあります。先日、放映された内容とはちょっと食い違いがあったので、町内外の人の中から、テレビを見たら何人かに声をかけられて、富士川町は44施設、中央市は63施設、身延町は264施設もあるのはなぜと質問され、ちょっと答弁に困ったことも含め、今回の質問とさせていただきます。

市川三郷町の「財政非常事態宣言」のニュースが数多く流れました。そのニュースの中で、合併に伴う公共施設の数がテレビ画像で表示されましたが、身延町は現在264施設と公表されました。その詳細を教えてくださいたいと思います。お願いします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

現在の身延町公共施設数であります。264施設であります。3町合併当時291施設から27施設を複合化、除却してまいりました。

264施設の分野別施設数であります。学校教育施設13施設。庁舎等行政関連施設20施設。社会教育・コミュニティ施設12施設。スポーツ施設21施設。町民文化施設13施設。子育て支援施設5施設。福祉施設20施設。公営住宅35施設。医療施設4施設。その他（観光施設を含む）が121施設であります。

今後の財政負担を減らすため統合、除却による公共施設数の削減計画につきましては、公共施設等総合管理計画および各種の個別施設計画における公共施設等の管理に関する基本方針と各施設の方向性によるものとし、利用者や対象地区との丁寧な議論をしながら、公共施設の複合化、集約化、あるいは除却などを実施していきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

分かりました。再質問ですが、今おっしゃった中のその他で121施設とありましたが、そこをもう少し細かく具体的に教えてもらえますか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

その他（観光施設を含む）121施設の詳細であります。主な施設として、みのぶ自然の里宿泊管理棟、バンガロー、屋外炊事場、陶芸工房、和紙工房、キャンプ場スペースキャビンなどを一つひとつカウントしており、合計しますと121施設になります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

分かりました。施設の中の細かい施設もカウントされるということですね。そのようなところまで数に入っているので、今回の公表の数が多くなったというふうに理解します。これで納得できました。

私の質問は以上です。これで終わります。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時51分

---

再開 午後1時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告4番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告に従いまして、一般質問をいたします。

第1問目なんですけども、公営企業の不採算事業への繰出基準について伺います。

この件につきまして、町内の公立病院が実施している不採算医療に対する国からの財政措置の総額とその使われ方について、6月の議会および9月の議会におきましてさせていただきました。そのときの答弁が、やはり算出資料がなくて、金額の把握ができないということと、それから町全体の運営資金に充てることは財源として然るべきだということとか、あるいは交付税は自治体の裁量で分配できるんだということで、そこにとどまりまして一般質問の内容であります財政措置の総額について、明確な答弁がいただけなかったものですから、ちょっとしつこくなりますが、水道事業も来年4月から行われる予定ですので、そういうことも念頭に、公営企業の不採算事業への繰出基準の繰出金というのは非常に重要な、公営企業を運営するにつけて重要なものですから、再度取り上げさせていただきました。

病院に関しましては、医療業務の在り方や、そして町、あるいは公立病院の決算に大きく影響してくることなんですね。それと同時に、公営企業の独立採算制の原則に基づき、企業経営をする上で土台となる重要な経費負担の原則に当たるものですから、非常に私としては重要視しているところでございます。

そんなことで、町へ入る交付金の総額と、その後の配分や、それから病院への繰出金の総額、これらについて改めて質問させていただきます。

また、来年度から水道事業にも公営企業会計が導入されます。公営企業としての水道事業に対して、町からの繰出金に対する考えと予算作成時期におきまして、この件についての予算総額、これはいくらになるのか質問させていただきます。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

令和5年第2回定例会での答弁と重複いたしますが、不採算医療に対する特別交付税算入額については、町からの数値を報告する普通交付税の算定過程と違い、飯富病院が直接県へ報告した数値をもとに計算がなされるため、町には算出資料が存在しません。また、特別交付税は全国の地方自治体の情勢を鑑みて分配される上に、全体額を一括に交付されるため、交付額の根拠や内訳を確認することができません。したがって、不採算医療確保のための財政措置の金額の把握は、困難であります。

また、身延町も令和6年度から水道事業および下水道事業に公営企業会計が導入されます。公営企業に対して町からの繰出金に対する考えは、事業運営に要する経費は、料金収入で賄えなければならないという「独立採算制の原理」および「経費負担の原則」が適用されると考えております。

また、一般会計からの繰出金総額につきましては、令和4年度決算額でお示しさせていただきます。

水道事業の繰出金は3億1,886万9千円であります。また、下水道事業（農業集落排水事業等特別会計を含む）の繰出金額は2億5,845万2千円であります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

私は、議員になって2年、言い続けてきましたけれども、いつもその答弁なんですけど、私は難しいことを言っているとは全然思っていないんですね。先ほどの分からないということに対しては、ここに飯富病院の副管理者であります身延町長もいらっしゃいますし、通して病院に聞いてもらえば分かることですし、また市町村課のほうでは把握しておりますので、市町村課に聞いていただければ、簡単に分かることなんですけど、どうしてそういうことで確認していただけないのか、非常に疑問に思います。

私が聞きたいというのは、答弁の中に不採算医療に対する財政措置は自治体の裁量で分配できるという答弁が、財政課長、町長から言われました。この裁量というところに、身延町が過疎地における民間病院では決して手をつけない不採算医療、介護の在り方の姿勢そのものの表れだと理解しております。

国の繰出基準が国の裁量であるならば、身延町の裁量はどの程度なのか、そのへんを比較したかったわけです。さらに、先ほどの答弁の中に上下水道の繰出金について、独立採算制の原則、あるいは経費負担の原則が適用されるとありますけれども、先ほど示された3億円、2億円というのは、不採算行為に対する繰出基準における経費負担の原則に整合性が取れているのか、お聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

交付額の根拠や内訳を確認することができません。山下議員から最初の一般質問をいただいたときに、市町村課には確認しており、何回も同じ答弁をさせていただきました。

次に、山下議員は水道事業および下水道水事業への繰出金について、整合性が取れているのかとの再質問であります。整合性は取れておりません。なぜなら、料金収入では賄えない不足部分を補うため、国からの繰出基準より多く繰り出しを行っているためであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

市町村課からの説明につきましては、明確な資料があつて、これは今の副町長が財政課長のときにその資料をお渡ししてあるんです。そういうことも含めて、市町村課からの、聞けば分かるというような形になりましたけれども、教えてもらえなかったということですので、さらにちょっとこの質問につきましては、継続させていただきます。

次に移ります。

公営企業としての簡易、下水道事業の在り方について質問させていただきます。

令和6年4月より簡易水道、下水道事業に公営企業会計が導入されます。すでにシステム導入の市町村においては、人口減に伴う料金収入の減少と老朽施設の改修費用増加による財政状況から水道料金値上げの実施や検討が相次いでおります。現状の経営を続けた場合、30年後には住民への販売価格が3倍になるという試算をした地域もあります。

何も対策を取らずに、毎年の赤字を料金収入で補おうとする場合、山梨県内の2042年度の供給単価は2022年度の1.5倍と試算されております。

以上の状況から、来年度水道事業に公営企業会計システムの導入にあたりまして、3月定例議会におきまして、上下水道の使用料金の単価につきまして一般質問いたしました。

このときの答弁としましては、利益のみではなく、福祉的な観点から運営審議会の答弁をいただきながら慎重に料金改定を進めていくというものでした。来年度の予算を策定する12月現在におきましても、運営審議会での具体的な単価の審議をされておられません。

著しい人口減少による使用料金の減少や、下水道加入率の異常な低さと一般会計からの繰入金考えた場合、事業性を求める公営企業会計の決算をどのように考えるのかが求められております。

水道料金は議会の議決を経て条例で定めなければなりません。来年度の予算案作成時に積算の設定料金と、その具体的な算出根拠の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、現在の料金につきましては、町合併時からの専門部会、運営審議会の審議により決定したものを踏襲しており、現時点で、令和6年度当初からの水道料金等の見直しは予定していないため、審議会での審議はしておりません。

料金の改定については、公営企業会計へ移行したあと、新たな会計方式における決算状況を踏まえながら、総体的に適正価格を精査する必要があると考えております。その後に審議会に諮問答申をいただき、議会の議決をお願いしてからの料金改正となりますので、相応の時間が必要となります。

今まで運用してきた施設の状況も年々老朽化し更新が必須であること、人口減少による使用料収入の減少など課題は多く、より多角的視点に立ち、なお利益のみでなく地域の実情に合った料金設定とともに、合理的な経営を目指していく始まりとして公営企業会計移行があると認識しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

今の答弁では、来年度は水道料金を変更しないというようなニュアンスに取れましたけども、ただ、よく一般会計、それからそのほかの8つの特別会計、全て黒字ですという言い方で報告するケースがあり、私はそのたびにそういう表現が正しいのか、いかななものかというふうに思うわけですね。給水人口および1人当たりの使用量の減少、それから自治体間の料金格差の問題、将来的に楽観できない水準の有利子負債の問題を抱える令和4年度の公会計の現金ベースでの決算報告は繰入金等を考えると、4億円から5億円の赤字なんですね。そういう経営実態が示されています。それに今回、公営企業会計を導入するとすると、設備の老朽化、更新設備への対応、耐震化設備の実施、水道管の維持管理など、資産管理における減価償却費などマイナスにおける資本的収支が加わります。公営企業会計決算は、さらに厳しさを増すことは明白であります。

こういう状況におきまして、全国に目をやれば、宮崎市は山間の過疎地に住む集落には施設の老朽化対策として、浄水場と配水池を管路で結ばず、給水車で結ぶ運送送水に切り替えています。今後、合理的な経営を目指す方法の一つとして検討していただき、およびあらゆる面から必死に合理化を考えていただくことをお願いして、この質問を終わります。

次に、消防団の寄付受領行為について質問いたします。

私も来年の3月で2年務めさせていただきました町の副団長を拝命して職責を終わりますけれども、そんなことで、この山梨日日新聞に載った「消防団寄付 改善をどこまで」という見出しの記事には、非常に思い入れのある感覚で拝見させていただきました。今年になって3回ほど同じ内容のものが載ったと記憶しております。

内容は、消防組織法において、消防団は市町村が設置する行政組織であり、団員は非常勤特別職の地方公務員になる。このため、消防団員が住民から直接寄付を受領する行為は違法性が指摘されている。今回の新聞への掲載内容は、消防団を管理運営する市町村の行為に対する考えや対応、検討の動きなどの調査結果が掲載されたものであります。

そこで質問ですけれども、新聞紙上から判断しますと団員が寄付を受領している分団・部の把握について、また法に抵触するおそれがあるとの認識について、中止するという考えについて等の各調査項目に対し、身延町という名前がどこにも載っていないわけですね。身延町はいずれのアンケートにも回答していないと判断しています。「把握していない」のか、「分からない」のか説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

令和5年2月に山梨日日新聞社から「市町村消防団の寄付受領に関するアンケート」の回答依頼があり、アンケートに回答しております。

団員が寄付を受領している分団・部の把握については、受領を把握しておりませんので「いいえ」と回答しております。

法に抵触する恐れがあるとの認識については、消防は昔から自治会、地域住民と本来の消防活動以外の活動も行っており、消防と地域のつながりは地域によって様々であることから、違法性の判断が難しいため、「分からない」と回答しています。

また、中止する考えはあるかについては、国ではっきりとした違法性が認められれば中止させる考えはあることを回答しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

消防組織法において、消防団は市町村が設置する行政組織であることから、寄付行為の把握はすべきであります。また、違法性の認識について、消防団の活動内容と結びつけるのではなくて、非常勤特別職の地方公務員の寄付行為について、どう考えているかということをお聞かせしております。また、明確な違法性が示されるというのは、どういう形を示しているのか。ほかの市町村においては、条例を制定し中止しているところもあります。その点、考えをお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

非常勤特別職員の地方公務員は、地方公務員法の適用を受けないため、寄付行為に制限等はありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ちょっと今、早く分らなかったんですけど、先にいきます。

必要な経費の予算措置の考え方について、質問いたします。

「協賛金」や「活動費」として住民から寄付を募る行為の対応について、消防庁、県防災課担当者の見解は、市町村が消防団幹部と適切な運営方法を協議し、必要な経費は予算措置すべきだというものでした。

非常勤特別職の地方公務員とされ、報酬や手当は条例で定め、備品の費用は市町村が予算化されています。寄付受領行為が違法性を指摘される中、消防組織のトップである町長は明確な

考えと方針を団員にすべきだと考えますが、このことについて対応を伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

町は「身延町消防団の設置等に関する条例」に基づき、消防団を設置しております。

消防組織法による消防団の長は消防団長として町長が任命し、団を指揮監督するとなっております。寄付受領行為への方針は消防団で協議し、団員に示すべきと考えます。

先ほど答弁いたしました。消防団は昔から自治会、地域住民と本来の消防活動以外の活動も行っており、消防と地域のつながりは地域によって様々であることから、町が深く関与するものではないと考えますが、法に抵触する恐れがあるとの見解もあるようですので、国から明確な違法性が示されれば中止させる意向はございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ちょっと驚きましたけれども、そうすると、団長、ならびに私は副団長をしましたが、この件については、私たちに相談していただけたか、回答する前に。消防組織法によりますと、消防は市町村長が管理すると書いてあるわけですね。そして、町長である管理者が任命した正副団長および団員の協議の上、寄付行為の把握や方針を明確にするのは当然だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

山下議員が違法と考える消防団の寄付行為の把握をするにあたり、現副団長であります山下議員が、消防団役員会の中で問題提起をしていただき、協議し、団としての方針を決めた上で町と協議をしていただきたいと思いますと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。ちょっとずれますけれども、重層的支援体制事業を県下でいち早く導入した山梨市というのがあるんですけども、私ここには注目しているところなんですけれども、この市の回答が、中止させる考えはない。寄付受領を今後も認める理由として、消防団は地域防災に欠かせない存在で、地域の実情に即した対応が必要と回答しています。私は非常に良い回答だというふうに、今の現状を捉えたときに、そう思いました。ただ、明確な回答がないわけで、ちょっとはしごを外されたというのはちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、そんな感じでちょっと質問させていただきました。いろいろありがとうございました。

次に、身延町地域公共交通活性化協議会について質問します。

身延町地域公共交通活性化協議会の規約によると、構成員は身延町の会計管理者、建設課長、それから道路管理者、警察署長、商工会会長、老人クラブ連合会会長、そして住民の代表となっています。

このメンバー、すごいメンバーが集まるというふうを感じるわけですがけれども、令和4年度の開催回数と主な議案の概要説明を求めます。そして現在、旧町単位から各1名の委員が参加だが、委員の選考基準は何か。また幅広く住民の声を聞ける体制とし、協議会と住民との懇談会の開催は必要と考えるけども、懇談会の開催についての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

令和4年度の身延町地域公共交通活性化協議会の開催は、新型コロナウイルス感染防止のため書面開催により2回開催し、協議内容は予算決算の承認、補助事業の承認、身延地区を高校生以下の利用料金無料などです。

委員は、規約の第6条に「協議会は別表1に掲げる委員をもって組織する」とあり、地域公共交通の利用者は3号の委員になります。

利用者代表の選出ですが、公共交通の知識がある方も含め、利用者の中から下部、中富、身延各地区1名を選出し、依頼をしております。

幅広く町民の声を聞く体制といたしまして、協議会と町民との懇談会は考えておりませんが、アンケート調査など何らかの方法を考えたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

令和4年度は・・・。

○議長（上田孝二君）

ちょっと待ってください。再質問ですか。それを先に言ってください。

○4番議員（山下利彦君）

再質問です。

令和4年度は、先ほどのすごい方が集まる会議、協議会があるんですけども、これらの人たちが今まで実際に参加しているかどうか、しているのかどうかということと、身延地区高校生以下の利用料金無料について、これはほかの地区ではどういう状況なのか。また、住民の要望に幅広く耳を傾けるとは行政の本来の姿と考えますが、アンケートに頼り、生の住民の声を聞く懇談会の開催を考えない、その理由は何でしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

身延町地域公共交通活性化協議会の委員の皆さまは、会議に出席していただいております。また、都合により欠席となる場合は代理の方が出席をしていただいております。

乗合タクシーの身延地区は、定時定路線方式を採用しておりまして、路線バスと運行形態が似ていることから、高校生以下の利用促進も図るべく無料といたしました。中富・下部地区はデマンド方式であることから、一般利用者の利用が阻害されることも考えられるため、行っておりません。

身延町地域公共交通活性化協議会の委員は、公共交通事業者、道路管理者、学識経験者、公共交通の利用者等で構成されております。幅広く意見を聞く中で、公共交通にかかる協議がされていると考えております。また、利用者の声は、実際の利用者から運転手や予約センターを通じて聞いておりますが、必要に応じてアンケート調査などを考えていきたいと思っております。

したがって、町では懇談会の開催は考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。次に移ります。合理的で経済的な公共交通サービスの形について。合併して約20年経過しているが、旧町からの送迎体制が色濃く残っている。循環型バス路線や不採算路線、重複路線などは、住民ニーズの正確な把握や社会背景に合わせ、常に合理的で経済的な形に変えていかなければなりません。住民ニーズへの効率的な対応への評価と総事業費・負担金など、近年の決算状況の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

平成20年から乗合タクシーを開始してきましたが、地域に合わせて定時定路線方式、デマンド方式として実施をしてきました。

身延地区は、もともと民間のバス事業者で運行していた路線が廃止となった路線をカバーする意味などもあり、定時定路線方式として運行しております。基本、運行経路を進みますが、今までも利用者の要望を聞く中で、できる限り枝道まで入る対応もしております。

不採算路線、重複路線といえは全ての路線が該当いたします。採算を取るのであれば、路線の見直しもさることながら、料金の値上げは必然となります。

令和4年度の総事業費ですけれども、5,541万1,586円で、歳入は町からの負担金5,081万7,563円、運賃収入459万3,900円、雑収入123円となります。

歳出は事務費5万5,970円、事業費5,535万5,616円となります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問です。

先日、町民と議員との懇談会において、古関の方からスポーツ温泉施設に行く足がないと。足というのは行くだけで足りるわけではなくて、スポーツをして帰るまでの最低2便、必要なわけです。こういう声が近くの古関でもされていないということ。それから、先ほどの答弁の中

で全ての路線が不採算路線、重複路線であり、採算を取るには料金の値上げが必要であると。何か開き直ったような答弁ですけども、協議会を通して重複路線ならば重複しないように、また極端な不採算路線ならば廃止をするという考えが必要であると考えます。

そして、私は原則として、採算のとれる健全経営の地域公共交通の姿というのは、小さい住民の声を全て吸い上げた、それに100%対応する住民の声と、その要望事項を解決していく。それは両立しなければ健全経営はできないと考えておりますけれども、この考え方について課長の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

先ほどおっしゃられました、「古関の住民からスポーツ施設への交通機関がない」との要望ですけれども、当然ご存じかと思いますが、古関からは町営バス古関循環線が利用できまして、時間はかかりますが、片道200円で下部温泉駅まで行くことができます。周知不足かもしれませんが、議員からご案内いただいたことと存じます。

町は、町民福祉の観点から公共交通サービスを行っております。山下議員の極端な不採算路線なら廃止を考える必要があるとお考えでは、本町の全ての公共交通は廃止となります。また、採算性を考えるなら、1回あたり乗合タクシーは3千円、身延線は1万円、古関線は2,200円、飯富本栖湖線は行き先で料金が変わるため、約10倍の料金をいただく料金設定が必要となります。

したがって、繰り返しになりますが、町では町の公共交通を町民福祉の観点も加味しながら、引き続き公共交通を運営していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

今の路線の改革もそうなんですけれども、先ほどの、前の質問のようにアンケートに頼るのではなくて、住民の直の声を聞くという姿勢はどうしても必要だと思います。そういう声を実現していくことが不採算路線をなくすものになると考えております。

次の質問に入ります。地域公共交通総合連携計画の作成について伺います。

6月議会の一般質問に対して、協議会の事業としては、地域公共交通総合連携計画の作成を挙げてもらいました。この計画は法定協議会を設置し、住民や交通事業者との協議を重ね、自治体を中心になって作成するものです。現在のこの計画の進捗状況の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

6月定例会での答弁では、地域公共交通活性化協議会の活動内容として、地域公共交通総合連携計画の作成に関することや計画の実施に関することを答弁いたしました。地域公共交通総合連携計画ですが、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が平成26年と令和2年に

一部改正されまして、地域公共交通総合連携計画は地域公共交通網形成計画を経て、地域公共交通計画に変わっております。

進捗状況ですが、資料を取りまとめ素案をまとめている状況です。今後はパブリックコメントを行い、公共交通活性化協議会に諮った後、ホームページで公表する予定となっております。以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問です。

計画の素案のまとめは、どこが行っているのか。法定協議会は開催されているのか。その後、パブリックコメントとありますけども、町民のための計画であり、高齢者、子ども、障がい者の車イス利用者など、権利利益の保護の観点から審議会や懇談会の開催による声を聞く対応というのは、先ほど同じように幅広く聞いて作成するのが必要だと思いますが、開かないというのはどういう理由があるのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

計画の素案のまとめは、交通防災課で行っております。

計画の作成にあたり、広く一般から意見を募ることを目的にパブリックコメントを実施いたします。広く一般の声を聞くことがパブリックコメントと認識しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

なんか頑なに住民の声を聞かないというふうに取れるんですけども、そういう方針なら、また違う形で質問させていただきますが、次に人口減少対策の移住・定住政策につきまして質問いたします。移住・定住につなげる窓口対応につきまして。

移住・定住を考えているが、家探しに苦労する人は若者から高齢者まで幅広く、背後に困難な事情が隠れている場合があります。低所得の母子家庭、要介護、心身の障害、DV、外国人など、多くは支援が必要な状況であります。これらの個々の問題への対応を含め、身延町の魅力発信と同時に生活支援体制など総合的に提案し、移住・定住につなげられる窓口対応は、非常に重要なものです。

住宅政策、これは空き家だけではなくて、町営住宅の件につきましても、また社会保障政策など縦割り行政をつなぐ包括的な支援体制である重層的支援体制事業を構築するか、しないかで、窓口体制は大きく差が出てくるものと考えます。支援体制の構築を含め、窓口対応の考えの説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、町民をはじめ、移住を考える方々には様々な事情があり、行政の支援を求める方も存在いたします。そのような中で、低所得の母子世帯、要介護、心身の障害、DVなどの対応にあたりましては、専門的な知識や経験を有する担当による個々に応じた繊細な対応が必要とされます。

本町では、それぞれの窓口が必要に応じて横の連携を取り、お客さまの要求に合わせて対応を行っており、縦割りと横の連携の長所を生かした体制を取っております。

生活環境は変化しており、課題も多様化しております。今後もお客さまのニーズに合った窓口体制の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。移住・定住のための窓口に来た住民に対する受付は、聞かれたことだけを返答するだけでは、一見いいようですが不十分です。希望をかなえるため、質問になり、関連した事柄をどれだけ多く、窓口に来た方に情報提供できるかが質の高い受付体制だと思います。ぜひ、そのような指導をしていると思いますが、さらに指導していただいて対応をお願いしたいと思います。

次に、空き家対策先進事例として空き家対策のプラットフォームについて質問いたします。

「空き家対策プラットフォーム」とは、空き家対策の取り組みを推進する上で、市町村の空き家担当部署のみによる対応ではなく、空き家対策に関する専門的な知見を有する地域の事業者や周辺の市町村との広域的な連携をすることですが、この事業への取り組みについて考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

空き家対策につきましては、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況を背景といたしまして、生活環境の保全やその活用促進などを目的とする「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月に制定されています。

空き家は、その所有者等の責任において適切な管理が行われることが前提にある中で、倒壊などの保安上危険となるおそれのある状態や著しく衛生上、有害となるおそれのある状態などの適切な管理が行われていない危険空家対策と、移住・定住の促進を図る空き家土地バンク事業により活用の促進を行っております。

本町の相談窓口は、危険空家対策に関連するものを建設課が所管し、空き家バンク等の利活用に関するものを企画政策課が所管しており、その内容に応じて連携を取りながら対応しております。

また、その対応はプラットフォーム的機能と同様に、危険空家に関しましては、民間の解体

事業者や建築関連事業者との取り次ぎを、利活用に関しては売買等の取引をサポートする山梨県宅地建物取引業協会、資金に関しましては、独立行政法人住宅金融支援機構との協定による対応を行っており、そのほかにも必要に応じて弁護士会、司法書士会などとの取り次ぎも行っております。

今後も必要に応じた連携を確保することで、プラットフォーム的機能を有した対応を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

町で空き家という物件をどれだけ把握しているかということが非常に問題だと思います。紹介できる物件がどれだけ多く持っているか、そういうことが非常に重要になってきます。

所有している物件の売却や相続方法など、相談を不動産会社との連携により、空き家バンクへの登録を促す親族へのアプローチは重要だと考えます。またはそれが危険空き家、特定空き家削減につながるものと同時に紹介できる空き家がより多く、町がストックできる体制になると思いますので、ぜひその点につきましても、今以上にストックを多くしていただくようにより多くお願いいたします。

次に、町営住宅の方向性につきまして、6月定例議会一般質問に対する答弁は「町内の町営・町有15団地のうち6団地で政策空き家とし、入居募集を停止しています。ライフサイクルコストの縮減を図っていく」という答弁です。

町営住宅の現在の入居率と将来的な入居率が低下する中、人口減少下で自治体は行政サービスの畳み方として、公営住宅の削減を考えているのか。

一方で、安否確認、生活相談サービスなど、高齢者が安心して暮らせる住環境のサービス付き高齢者向け住宅が増えています。2025年には、人数の多い団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になる。この子どもに当たる世代は兄弟が少なく、未婚率も高い。男女を問わず介護に直面する町民は確実に増えます。現状の住宅の機能改善と福祉との連携による町営住宅行政の実践は高齢化が著しい身延町には必要な施設と考えますが、生活環境の変化への対応について、どう考えるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

6月定例議会の山下議員からの一般質問で答弁したとおり、長寿命化の図れない老朽化した住宅につきましては、今後除却を進め、他の住宅につきましては、予防保全的な維持管理や修繕等を実施し、適切な更新およびライフサイクルコストの縮減を図っていきたく思います。

また、公営住宅は、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で供給されるものとされております。

山梨県内において、サービス付きの公営住宅の有無につきまして、県にも確認いたしましたが、現時点ではないとの回答をいただいております。

現在、入居されている方々の中にも、介護等の認定を受けながら行政サービスを利用される

方もおられます。必要に応じて、福祉部門との情報共有等も行っている状況で、今後も継続をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

サービス付き公営住宅ではなくて、サービス付き高齢者向け住宅であります。県内に61カ所あるようですが、生活環境が変化している、今までと違って変化している、これに対して柔軟に町営住宅の在り方も考えていただくよう、お願いいたします。

次に、町営住宅の家賃について伺います。

住宅に困窮する社会的弱者の受け皿として役割が高まっている町営住宅ですが、高齢所得に対する明け渡し条例も規定されています。家賃の算定方法は、公営住宅法によって定められ、収入が10万4千円以下の3万4,400円の家賃から、最高9万1千円と定められています。同じ部屋で家賃が9万円とは異常だと考えます。誰でも気楽に入居できる定住移住政策に効果のある家賃の在り方について検討する必要があると考えますが、このことについての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

山下議員のおっしゃるとおり、公営住宅の家賃は、公営住宅法第16条の規定により決定し、その算定方法は公営住宅法施行令第2条で定められております。

自治体が家賃を独自で定められるものではありません。

ご質問の家賃の額とおっしゃられているのは、国で定める家賃を算定するための基礎額で、月々の家賃は家賃算定基礎額に市町村の地価状況を勘案して、政令に基づき、国土交通大臣が市町村ごとに定めた市町村立地係数、住宅の床面積から算定される規模係数、建設後の経過年数から算定された経過年数係数、住宅の存する区域およびその周辺の地域状況や設備などから算定される利便性係数を掛けて算出した金額が家賃となります。

先にもお答えいたしました、公営住宅におきましては、法で定められた算定に基づき、家賃を決定することとなっており、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で供給をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

追加の質問ですけれども、これは町長に答えてもらいたいんですが、その町営住宅に対する入居条件というのが、生活に困窮している方とか、あるいは連帯保証人が県内にいる人とか、母子家庭とか生活保護、障がい者の世帯などというふうに条件が非常に多くて、入りづらい。それから所得が増えると家賃が増えて出て行かなければならないと。部屋が埋まっている場合ならともかくとして、優先順位を付けるのは弱者に対していいんですけれども、現状、閉鎖さ

れている住宅もかなり多い。部屋もガラガラ。現在の身延町が県下で人口減少率が最も高いという非常事態に平時の条件を頑なに適用し、退去や入居制限の受付は移住・定住政策の面から人口減少対策に逆行するものと考えますが、急な質問で申し訳ございませんが、率直なご意見をいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

本来であれば、課長が答える答弁になっていましたけれども、これは先ほどの答弁と同じです。法で定められている中で入居者が決定されますので、現時点、身延町独自での緩和とか、そういうことはできませんので、それについては、これから国に対しての働きかけとかで対応するしかないと考えています。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

周りにいろいろなサービスがあったとしても、この身延町に住むことができなければ、いろいろな方策が生きないわけですから、ここに住んでもらうための努力というのを空き家のストックをたくさん持つとか、入居の条件を緩めるとか、そうしてここに住んでもらうことをしなければ、そのあとに続く政策というのは無駄になってしまうと思いますので、ぜひその働きかけもよろしくお願いいたします。

最後、公共施設の総量管理と職員の定数管理につきまして伺います。

公共施設維持管理費の削減につきまして、身延町公共施設等総合管理計画において、その中で現在、老朽化が進み、使用頻度が低い除却対象施設については、スクラップ・アンド・ビルドの基本に備えた施策の実施により、維持管理費の削減は積極的に図るべきだと思います。

現在の除却対象施設の数と維持管理費の合計金額および、今後の計画を明確にした削減計画についての説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

個別施設計画対象施設の年間維持費の総額につきましては、令和4年度決算額で5億1,735万6千円になります。

今後の財政負担を減らすための統合、除却による公共施設数の削減計画につきましては、公共施設等総合管理計画および各種の個別計画における公共施設等の管理に関する基本方針と各施設の方向性によるものとし、利用者や対象地区との丁寧な議論をしながら、公共施設の複合化、集約化、あるいは除却などを実施していくこととなります。

令和6年度における施設の除却につきましては、現身延中学校校舎およびプール・身延小学校校体育館・身延給食センター・旧大須成小学校校舎等を予定しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

財政課長には申し訳ないんですけども、時間がありませんので、再質問は取り下げさせていただきますが、まずいですか。いいですか。

○議長（上田孝二君）

再質問ですか。

○4番議員（山下利彦君）

それを取り下げて、次に移りたいと思いますが。

○議長（上田孝二君）

通告どおりにいってもらえれば。

○4番議員（山下利彦君）

では令和6年度の除却予定施設に関しまして、その管理費をどのぐらい削減できるんでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

除却対象施設ではなく、あくまでも個別施設計画対象施設の維持管理費であるので、ご理解いただくようお願いいたします。

現時点で除却対象と方向性を示しているのは9施設であります。令和6年度の除却対象施設は、これから精査していきますが、不要となっている施設は、なるべく経常的経費がかからないよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。次の質問です。味噌加工施設の集約化について伺います。

今回、指定管理事業として味噌加工施設の新設が計画されております。身延町内には10数年前に大子山入口に町が建設し、農協が管理運営し、現在も稼働している味噌加工施設があります。また、以前より市之瀬地区にも味噌加工施設があり、今後、指定管理事業の道の駅しもべに移管する可能性があります。

味噌の原料となるあけぼの大豆は、地元のスーパーや近隣の道の駅、さらには東京など県外などに枝豆として幅広く販売されております。

昨日のあけぼの施設の拠点施設の現地調査におきましても、全収穫量のうち枝豆が50%、味噌が25%、その他加工品が25%とあります。

町が建設に係る3つの味噌加工施設は農協などと提携しながら集約化し、効率的な運営を目指すべきと考えますが、この点について考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

まず、あけぼの大豆の生産量ですが、資料の関係で農協出荷分についてお答えさせていただきます。

令和4年度の枝豆と大豆合計出荷量は1万9,554キログラム。平成25年度の1万7,629キログラムと比較しますと、各年度の収量差もあろうかと思いますが、約2千キロ近く増加しております。

また、令和元年から令和4年度の実産量に占める大豆出荷の割合は、おおむね35%となっております。このことから今後、気象条件等の要因で、一時的に生産量が低下することであっても、大豆の実産量は安定して増加していくものと考えております。

次に、今年度整備を進めている「味噌加工施設」と「市之瀬味噌加工所」、八日市場の「JA山梨みらい農産物加工所」の農協と連携しながらの集約化についてということでお答えいたします。

「市之瀬味噌加工所」につきましては、加工用施設の一般貸出を行っておりまして、下部温泉郷の旅館や一般家庭の皆さまが利用しております。

今後、いずれかの施設への移管を検討する場合も、一般貸出の機能を考慮して進めてまいりたいと思います。

今年度、整備を進めております「味噌加工施設」につきましては、食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、危害要因を除去、または低減させるための工程管理(厚生労働省の示すHACCPに沿った衛生管理工程)が必要ですので、動線に配慮した居室の構造、備品の配置などを行う予定でおります。

八日市場の「JA山梨みらい農産物加工所」につきましては、味噌の実産量は年間0.8トン程度と少量で、JAなかとみ直売所での販売を主にしております。

町としましては、「味噌加工施設」の整備を行い、年間12トンを生産し、広く全国規模の市場拡大を目指しております。

以上です。

○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

○4番議員(山下利彦君)

再質問です。

市之瀬味噌加工所は旅館や一般用、八日市場の加工所はJA中富の直売所用途、どちらも少量です。今回の加工施設は年間12トンの生産ができる大型のもので、管理衛生管理行程が配備されています。少量加工施設2カ所の管理修繕費削減や衛生面から今回の加工施設に集約すべきだと考えますが、集約しない理由はどんなことでしょうか。

○議長(上田孝二君)

松田産業課長。

○産業課長(松田宜親君)

お答えいたします。

先ほどもご説明いたしましたが、「市之瀬味噌加工所」につきましては、加工用施設の一般貸出という役割を担っており、今後いずれかの施設への移管を検討する場合も、利用者の利便性を考慮して進めてまいりたいと思います。

「味噌加工施設」につきましては、「厨房」と「味噌貯蔵室」の一般貸出は衛生管理上、行い

ません。大量生産に特化した施設です。

このように、2つの施設は異なる目的を持っておりまして、集約する計画ではございません。

次に「JA山梨みらい農産物加工所」については、農協によって運営されている施設ですので、町が施設存続や生産量について調整することはありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。次に移ります。歴史民俗資料館の集約化と再利用につきまして伺います。

八日市場の歴史民俗資料館には、西嶋和紙に関する製造道具や富士川舟運の古文書、町内で発見された化石や縄文土器、中富地区に伝わる民具・農具を収蔵展示されています。しかし、この資料館は職員が常駐しておらず、開館まで20分待たせる受付体制でございます。

一方、西嶋和紙の里の西嶋和紙コーナーへの、その資料に収蔵されている和紙製造道具の展示は重要であり、ほかの展示物も「みずきふれあい館」の広い展示スペースに展示し、資料館の集約を図るべきだと考えますが、このことについての町の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

歴史民俗資料館には、町内で発見された化石や縄文土器民具などを収蔵しており、寄贈品が8割、寄託品が2割となります。収蔵の目的としましては、収蔵品の劣化を抑えることを一番の目的としております。

劣化の原因として考えられていることは、空気中の汚染物質が収蔵品の素材と反応して錆びたり、照明や紫外線が含まれた外光を浴びることで変色・退色が起こります。また、虫やカビによる劣化もあります。収蔵に与える影響を最小限に抑えるための保護が大切ですので、収蔵品の活用につきましては、細心の注意を払い検討していく必要があります。

また、資料館に入館を希望される方には事前予約をお願いしております。予約のない方で入館をご希望の方は、隣接の大聖寺のご住職さまに開館対応をお願いしております。対応できない場合は、下部地区公民館から担当が出向くこととなりますので、20分前後お待ちいただくこともあります。このことにつきましては、町のホームページで周知しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ここで時間が来ましたので、山下利彦君の一般質問は終了とします。

また、山下利彦君につきましては、ここ何回も時間が経過するというので、一般質問の最初の通告のときにも注意しているもので、今後こういうことがないように、町執行部のほうで答弁書を作成するのに大変な時間を要しています。厳重に注意します。

○4番議員（山下利彦君）

最後までいけなくて、総務課長には非常にご迷惑かけました。今後、気を付けたいと思いま

す。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時02分

---

再開 午後 2時21分

○議長（上田孝二君）

それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

先に山下利彦君より、一般質問の訂正の申し出がありましたので許可します。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。2点、改めてお詫び申し上げます。

1点目は、子育て支援課長に対する再質問の答弁と、それから総務課長への答弁、非常に貴重な時間を使って作成していただいたにもかかわらず、質問ができなかったことについてお詫び申し上げます。

また、3月の議会では、申し訳ございませんが、再質問させていただきます。

2点目ですが、一番最初の公営企業の繰出金のことにつきまして、私と市町村課のリーダーと一緒に作りました繰出基準についての資料、これをリーダーのほうから町へ持って行って説明したほうがいいですよと言われた資料、ちょうどこのぐらいの厚さになるわけですがけれども、これを財政課のカウンターに私、置いて頼んでまいりました。その受け取った方が、私は確認もせず、今の遠藤副町長が財政課長のときというふうに言いましたけど、大変な間違いでございまして、10年ほど前のことですので、ちょっとその当時の財政課長の名前も確認せずに、遠藤副町長の名前を使ってしまったことに対しまして、重ね重ね訂正とお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（上田孝二君）

それでは通告5番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

1つ目は、サテライトオフィス誘致プロジェクトについて伺います。

道の駅しもべに、コワーキングスペースがオープンして1年以上経ちます。様々なチラシを作成し、企業誘致を呼びかけています。お試しオフィスとして「自然の里」、宿坊では端場坊・武井坊・岸之坊・覚林坊など紹介しています。

道の駅しもべには時々伺っていますけれども、使われている様子がうかがえません。

そこで道の駅しもべ、そしてお試しオフィスも含め、実績はどうか伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

道の駅しもベコワーキングスペースの利用実績は、リニューアルオープンをしました令和4年度は28人で、令和5年度は11月末日時点で162人となっております。

身延町サテライトオフィス誘致サイトで紹介しております、お試しサテライトオフィスは、それぞれの事業者が独自にWi-Fiや会議スペース、プロジェクターなどを完備し、お客さまのテレワーク等に対応して営業しているもので、令和4年11月1日から令和5年10月31日までの利用実績を確認しましたところ、1事業者につきましては0人、その他の事業者は把握をされていないとの回答をいただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

誘致資料では、外部の企業を巻き込み、資源とテクノロジーを組み合わせることで活性化を進めると言っています。そして、あけぼの大豆や観光資源、また防災にも活用するとあります。

例えば、あけぼの大豆では無駄のない栽培をしたい、安定した栽培をしたい、計画的な栽培をしたい、省力化機械化を進めたい、在庫管理の可視化をしたい、このようにあります。

ターゲット企業としては、システムやサービスを提供できる企業・構築できる企業・可視化できる企業はありませんかとなっております。

進出メリットとして、町長の取り組み施策としても掲げており、まだまだ知名度も生産量もこれから取り組み次第で拡大する可能性が高く、関連する企業の参入メリットが高いとあります。

観光資源とテクノロジー、防災とテクノロジーなど、これらを含め、問い合わせ等の成果はどうか伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

国では、地域での新しい働き方や仕事を生み出す強力なツールとしてサテライトオフィス、テレワーク等の普及を推進しており、地方のサテライトオフィス誘致の取り組みや、サテライトオフィス開設等を考える企業へ向けた支援を行っております。

本町におきましても、総合戦略の「しごと創出」の取り組みとして、サテライトオフィスの誘致を推進しております。

ご覧いただきました「身延町サテライトオフィス誘致プロジェクト」のホームページは、総務省主催のセミナーにおいて紹介された先進事業者の支援事業により組み立てたサテライトオフィス誘致戦略の一つで、その内容は、企業側から見た魅力「収益につながる魅力がある」ことに働きかけることを狙いとし、本町の資源や課題などをPRしております。

ご質問につきましては、問い合わせ件数が3件で、サテライトオフィス設置の成果には結びついていない状況でございます。

誘致を進めていく中で、サテライトオフィスは、民間のビジネスの場として設置定着する動

きが強く、行政の一時的な支援だけでは難しいところもあると感じておりますが、前向きに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

サテライトオフィスを考えている企業にとって何がメリットなのか、企業目線で考える必要があると思います。都市部にある企業ですから、働きやすい労働環境や通勤、移動時間の削減による業務効率、コスト削減、また従業員の生活環境、育児や介護のため働きにくく、離職率が高い、このように苦慮している企業も多いと聞いています。

都市部で働いている社員が豊かな自然に囲まれた身延に移り住み、ストレスの軽減、そして子どもたちの優れた教育環境や介護の充実をアピールいただき、サテライトオフィスをお試しただいて、オフィスの開設をしていただく。地域活性化のため、雇用を生み出すことが目的です。今後も力を入れてお願いしたいと思います。

再質問いたします。

3件の問い合わせがあったとのこと、どのような問い合わせ内容だったのか、非常に気になります。お聞かせください。また、目的を達成するために今後どのように推進するのか、さらに何をやる必要があるのか、どんな考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

まず1件目は、空き校舎を使用したオフィスの設置と、他の事業者向けのサテライトオフィス提供事業を行いたいというIT関連事業者からの問い合わせで、空き校舎の無償貸与が条件であることから、設置には至りませんでした。

2件目は、借上げ社宅の事務管理代行業を行うオフィスを設置したいというお問い合わせで、ご希望に合わせて設置場所の提案等をいたしましたが見送るとの結果になりました。

3件目は、身延山周辺に外国人観光客向けのオフィスを設置したいという旅行代理店からの問い合わせで、内容に応じた対応を行いましたところ、検討して具体化する際は改めて連絡をいただけることとなっております。

現在、企業誘致・サテライトオフィスの誘致の取り組みは、ホームページ、チラシ、マッチング等においてPRを行っており、毎年数件の問い合わせを受けていることから、一定のPR効果があるものと考えております。

今後も同様のPRを継続する方針であり、来年度につきましては、各企業宛てに直接PRメールを配信する事業を現在、検討しております。効果的な手法があれば導入し、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。道の駅しもべの利用実績、今期11月末までに162名。今後、期待できる数字だと思います。利用していただいたお客さまに感想などアンケートをお願いしてはどうでしょうか。

また、町内企業や工業団地の企業訪問をして問題点、困りごとなどを情報収集することやワーケーションやサテライトオフィスなどの取り組みを積極的に進め、成功している市町村の情報収集や現地で確認するなど、情報の分析、アイデアを盗むことも必要だと思います。そして、可能性があることに対しては、お金を使うことも必要だと思います。

先ほど行政の一時的な支援だけでは難しいとおっしゃっていましたが、企業に寄り添って、最後まで支援をしていただきたい。

先ほど企業訪問の話をしましたけれども、以前、ユニプレスが身延から撤退するというとき、そのときにすぐ飛んできてくれて、メッツは大丈夫ですかと。こういうときだけでなく、先ほど言いましたように、たびたび企業の声を聞く、これは町民の声を聞くのと一緒だと思います。ぜひそういう意味では、様々なところに寄り添って、企業にも寄り添って情報を収集し、成果に結びつけることをよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

次に、身延町強靱化計画について伺います。

国は平成23年に発生した東日本大震災の経験から国土強靱化基本法を公布・施行され、県の強靱化計画も見直され、本町でも大規模災害への備えのため想定されるリスクごとに計画された防災・減災の指針となる「身延町強靱化計画」を令和3年3月に策定しています。そして、直面する可能性のある大規模災害に対して脆弱性評価をして施策を明確化し、各種計画に具体化していくとしています。評価では「起きてはならない最悪の事態」として、29の項目を設定しています。最重要項目で人命の保護を最大限確保では、建物の倒壊、火災による多数の死傷者、浸水による多数の死傷者、大規模な土砂災害による多数の死傷者など6項目を挙げています。

質問します。

災害はいつ発生するか分かりません。今かもしれません。「一人の犠牲者も出さないまちづくり」安心・安全な地域の構築に向けて、人命に関わる最重要の項目は各種計画に具現化して落とし込まれ推進されているのか、進捗状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

身延町強靱化計画の「起きてはならない最悪の事態」の「大規模自然災害が発生しても人命の保護を最大限確保」については、身延町総合計画・後期基本計画の中で「防災体制の強化」「地域防災力の向上」「要配慮者対策」の3つを柱として取り組むこととしており、防災リーダーの養成や自主防災組織資機材整備費補助金を活用した自主防災組織の防災資機材の整備促進、防災拠点、一般家屋等の耐震強化を図るための家屋等の耐震診断、身延町地域防災計画の見直し等を行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

先ほどのサテライトオフィス誘致プロジェクト資料にも防災関係が落とし込まれていました。身延町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、その地形的条件から災害時の危険度が高く、緊急性が高い、県内市町村で最も多い死傷者が発生するおそれがあり、その対策が急務となる。午前中のお話でも、本町は危険箇所が非常に多いという内容の話がありました。

しかし、現状は防災無線が聞こえない。それに代わる伝達方法がほしい。避難所の可視化、安否確認、迅速な情報収集、危険箇所の可視化、要配慮者へのサポートがしたいとあります。誘致ターゲット企業として、これらが構築できる企業となっています。緊急性を要している内容ですが、できていません。どちらか企業はいませんか、企業が手を挙げてくれるのを待っている内容です。そんなときではないと思います。抽出された施策に優先順位を付けてスピード感を持って動くことが重要だと思います。どのようにお考えなのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

先に、再質問ですか。

○3番議員（佐野昇君）

いいえ、これは質問項目です。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

サテライトオフィス誘致プロジェクトの「自然資源（防災）×テクノロジー」による身延町活性化計画にある実現したい項目ですが、企業が誘致でき、誘致企業により実現できれば良いのですが、なかなか企業誘致が進まない現状です。

その中で実現したいことの「防災無線が聞こえない」を解消に向け、防災アプリの導入を考えております。スマホやタブレットに防災アプリをインストールすることにより、町外にいても防災無線を聞くことができ、身延町の状況を知ることにより町内にいる親族に避難をすすめるなどができます。

なお、企業誘致が進まない現状で、町としては町内の既存の企業に役割の一役を担っていたらとありがたいと感じております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

追加質問します。

リスクマネジメントの考え方では、緊急事態が発生した場合には、初動対応を適切に実施して被害を最小化することが非常に重要です。警戒宣言が発令された場合の対応から、発災直後の安全確保、そして避難、危機管理ができていないとは思えません。思い出していただいて、平成26年2月14日から降り続いた雪、身延町も大雪で大変でしたが、甲府で114センチ、

河口湖で143センチ、身延町でもご承知のとおりです。各地で孤立集落が発生し、私も角打から下山の会社に食料を届けるのに一日半かかりました。国道52号線では社員が6名、車内で夜を明かしました。国道52号線沿いの集落で炊き出しをしてくれたと伺っています。当時は思い出していただいて、あの大雪のとき、行政の動きはどうだったのか。庁舎内に取り残された職員もいたのではと思います。支援活動はできたのか。あの大雪災害を受けて、リスク管理、その後、改善した内容があったのか伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

平成26年の大雪災害は、山梨県の過去最深積雪を大幅に塗り替える記録的な大雪でした。雪のために交通網が麻痺し、道路上にはスタックした車や積雪により動けない車で渋滞となりました。

職員はあらかじめ届け出のある参集場所に参集し、情報収集、庁舎周辺の雪かきをはじめ、国道52号で立ち往生している車への非常食の配布や避難所の開設、避難者の受け入れ等を行っております。ボランティアで集落の方が炊き出しを行い、集落公民館に避難者を受け入れ、おにぎりや味噌汁を提供していただいております。あの大雪では、行政だけでは全てを支援することはできない、まさしく共助が大事であると実感しております。

改善点といたしましては、除雪重機の配備や職員参集システムの導入、備蓄食料等の拡充、自助・共助・公助の取り組みの普及をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。当時は私も自分のこと、仕事のこと、そればかりが頭にあって、一生懸命買い出しをしたりしていたんですけども、会社としてはかなりの被害で、テント倉庫が6つぐらい潰れてしまう。たまたま夜だったので、人がいなかったのが大丈夫だったんですけども、たぶん町内全てのところで皆さんも大変な思いをしたんだと思います。

そんなことでちょっと伺いますけれども、そういうときの災害の教訓を生かして、一人の犠牲者も出さないまちづくり、安心・安全な地域の構築、スピードを持ってお願いをいたします。

また、町内の企業にも役割を担っていただきたいとありましたけれども、災害が発生したら相互支援、協力体制が必要です。ぜひ進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

次に、峡南地域ネクスト共創会議について伺います。

2022年設置されたこの会議は、長崎幸太郎知事と峡南地域5町が一体となり、峡南地域の観光振興など、地域活性化を図ることを目的として様々な戦略を策定して活動していると伺っています。

策定主体は富士川地域観光振興協議会で、会長は本町の高野観光課長です。直近の事業ではシェアサイクルの設置があり、活動状況を以前、伺いました。地域資源の異なる中で5町を取りまとめ、県と連携しての推進は非常に大変だと思います。本町が会長職ということで大いに

期待をしています。

そこで、共創会議の活動状況、将来の姿を見据えた今後の取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

峡南地域ネクスト共創会議につきましては、県と峡南地域5町の連携の下、共通する課題、目指すべき方向性および具体的な解決に向けた歩みを確実に進めるため、設置されました。

このうち、観光分野にかかるワーキンググループの活動として、令和4年度から富士川地域観光振興協議会が実施主体となり、事業を実施しております。

令和4年度につきましては、峡南地域観光振興戦略の策定、峡南地域周遊観光シェアサイクル事業「BURARIFUJIKAWA」の整備のほか、観光振興セミナーと5回のワークショップを開催しました。令和5年度には引き続き3回のワークショップを開催し、12月6日には八ヶ岳地域の広域観光について現地研修を実施したところです。

ワークショップには、観光関係団体の代表のほか民間の事業者が多く参加するようになり、それぞれの地域の課題と強みや峡南地域の観光周遊に向けて意見交換を行っております。

令和6年度については、さらにワークショップ参加者を中心として、旅行商品の造成など具体的な事業実施に向けて検討したいと考えております。

このように、行政だけでなく民間事業者が主体的に取り組むを行うことに大きな意義があるものと考えており、地域間の連携だけでなく官民による共創の仕組みづくりも目指してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

今、県では富士山登山鉄道構想・富士五湖自然首都圏構想など富士山北麓地域に目を向いています。知事は国中6町議会議員研修会の講演で、「峡南地域の課題について、当事者意識を持って取り組んでいく」と言ってくれています。

協議会の会長として、今の県の動きに対して、どのように感じているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

峡南地域ネクスト共創会議につきましては、公共交通、地域医療、観光振興などそれぞれ地域課題ごとにワーキンググループが設置されております。

現在のところ、観光分野が先行して事業の実施に取り組んでおりますが、山梨県観光文化スポーツ部を中心に県の強いリーダーシップのもと、5町が連携し得る具体的な方向性を示され、スタートアップできたものと認識しております。現在も県がコーディネーターとしての役割を担っていただき、5町と同様に当事者として積極的に関わっております。

令和4年の山梨県観光入込客統計調査によると、峡南地域への入込客は前年に比べて増加し

ているものの、県全体の7%ほどの入込みにとどまっております。峡南地域の広域周遊による来訪者の滞在時間の増加に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

先日、11月に入って河口湖に行く機会がありました。ちょうど日韓の知事クラス級会議が開催されていましたが、紅葉のシーズンで観光客が非常に多く、特に海外のお客さんを乗せたバスで駐車場は一杯でした。

河口湖ロープウェイは、200メートルほど歩道に乗車行列ができていました。峡南地域もぜひ、賑わいを取り戻すように、峡南地域ネクスト共創会議に期待をしております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。リンケージ農園について伺います。

本町には、リンケージ農園貸付規程があります。

目的は、都市住民が農産物を栽培し、土・緑および自然に触れ合い、身延町の住民との交流を拡大することにより、定住を促進するとともに、地域の活性化を図るためとなっています。実際にリンケージ農園を活用しています。場所的にはかなり国道から奥に入ったところだなど思いますけれども、資料では「身延町のリンケージ農園で自然に触れ合おう」「貸し農園で13区画あり、各区画が約100平方メートル、年間1万円」「みのぶ自然の里の宿泊と農園利用をセットでご利用ください」と表示されています。

現在のリンケージ農園の管理は、みのぶ自然の里に依頼しているのか。また、リンケージ農園の利用状況について、お聞かせください。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

まず管理についてですが、みのぶ自然の里指定管理者であります「合同会社manabiya」に委託しております。

利用状況についてですが、令和3年度は3名の方に9区画貸し出しを行い、指定管理者の実施事業として4区画、合計全13区画を貸し出しました。

令和4年度は2名の方に3区画、指定管理者自主事業として5区画、合計8区画を貸し出しております。

令和5年度につきましては、1名の方に1区画、指定管理者自主事業として3区画、合計4区画を貸し出しております。

貸出区画数につきましては、減少傾向が見られますが、コロナ禍によるみのぶ自然の里利用者数の減少が原因であると推測できます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

私は、以前お話ししましたけれども、国道・県道の両側は草が生い茂り、木が生えて林に変貌しようとしている実態を話しました。観光客が見ても、誰が見ても恥ずかしい状況です。こういう土地を町が借り受けて、きれいに貸し出すことができないのか、以前から思っていました。地主にしても、ありがたい内容だと思います。手を入れたくても年でそれができない。草が生い茂り、木が生えている、地主も困っています。都市住民に無償で貸し出す、国道・県道に看板を立てる、必ず利用したい人がいると思いますが、どのようにお考えなのか、いま一度伺いたします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

質問4の2番について、お答えいたします。

令和4年第3回定例会でお答えしたとおり、町が農地を借り受けることは、市民農園か、試験圃場に利用することに限られます。

町としましては、現在のところ新たな試験圃場、リンケージ農園の設置についての計画はありませんが、今後の状況等を注視しながら考察してまいりたいと考えます。

遊休農地・荒廃農地の増加につきましては、町としても深刻に受け止めておまして、農業委員会の現地活動として、不在地主への草刈り依頼や農地の利用意向等の相談に応じるなどの取り組みを行っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

再質問します。

農園の貸出区画が減少していることに対し、みのぶ自然の里利用者の減少が原因とのことですが、身延町リンケージ農園貸付規程にある利用者の範囲ですが、田舎暮らし体験施設利用者、空き家土地バンクを利用し住宅購入、また賃借した者、みのぶ自然の里が実施する農園体験事業に参加している者とありますが、この内容では利用者が限定されてしまうと思います。それ以外の者、県外の人たち、利用できないのか伺います。

また、県のリンケージ農園利用促進事業でも県内へ来訪や二地域居住等によるリンケージ人口の増加を図るため、県外者の受け入れを想定した市民農園整備を推進しています。市町村等の実施主体に補助金も交付があります。先ほど計画はないと答弁いただきましたけれども、利用頻度を上げるのは、進め方の問題だと思っています。耕作放棄地の解消にも非常に役立つと思っています。検討をしていただけませんか、再度伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

まず、規程の利用者の範囲以外の方、あるいは県外者等の利用についてということでお答えいたしますが、リンケージ農園につきましては、「平成28年度やまなしリンケージ農園利用促

進事業費補助金」を受け整備されたもので、補助金の趣旨は、都市住民の本県への来訪、二地域居住等によるリンケージ人口（山梨県への経済貢献、愛着、帰属意識の高い人）増加を図るため、県外者の受け入れを想定した農園の整備を行うというものです。

「利用者の範囲」につきましては、農園を整備する際、山梨県と協議する中で「県外者の長期滞在」を目的として定めております。

今後につきましては、補助金の交付要件に沿う形で利用者の増加を図れるよう検討していきたいと考えます。

それからリンケージ農園の新たな計画ということでございますけれども、繰り返しになってしまいますが、先ほど農業委員の活動について説明させていただきました。農地法の下限面積撤廃によりまして、農地の権利移転・権利設定が容易になったこと等を踏まえまして、農業委員による「貸し手、借り手」に関する相談活動を行い、遊休農地・荒廃農地の増加防止の活動を行っております。

再質問の中の農園整備につきましては、立地条件や一連の農用地であること等の要件が必要でございますので、町が農地を借り受け、市民農園として管理運営することに関しては、課題が多いと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。今お答えいただきました内容、規程補助をもらうための要件、様々な規制はあると思うんですけれども、いろんな問題に対して、この件に関してもできることであれば、そういう理由があって、できないということではなくて、するためには、どうしたらいいかという前向きな考え方を持って検討をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後3時10分といたします。

休憩 午後 2時58分

---

再開 午後 3時10分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告6番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は3点、5項目について質問をしたいと思います。

まず1点目、物価高騰対策について質問をいたします。

物価高で町民の生活は本当に大変です。食料品をはじめ、いろいろなものが値上がりをしています。年金生活者や一人親世帯などを中心に不安の声が多くあります。寒さが厳しくなる年末に向け、物価高騰から町民の暮らしを守る取り組みが必要になっています。

町民の暮らしだけではなくて、事業者の暮らしも大変になっています。数日前、一昨日ですか、山梨日日新聞の記事で、ゼロゼロ融資で県内調査をして返済が遅れるおそれというのが2割あるというような新聞報道もありまして、本当に国全体が大変な状況になっている、こういう中でやはり町として、町民の暮らしをどう守るのかということで、対策があるのかどうなのかということで、まず1点目、伺いたいと思います。お願いします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

身延町では、国の令和4年度補正予算5,940万8千円の交付金を活用して、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援を実施しています。

生活者支援として、原油高騰・物価高騰等の影響が町内における生活困窮者の増加や消費低迷による事業者の経営悪化へとつながっています。町民1人あたり5千円の町内限定商品券を配布し、生活者支援と地域経済の消費喚起を実施しています。

また、事業者支援として、原油価格・物価高騰等に直面する医療機関および社会福祉施設等の事業継続を支援することにより、安定した施設運営および住民サービスの維持を図っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

質問に正しく答えていただきたいなと思ったんですけど、寒さが厳しくなる年末に向け、これから町民の生活をどう守るのかということでお聞きをしたんですけども、今の答弁は今まで、5千円の商品券、11月30日で終わってしまって、もうみんな使ってしまったのではないかなと思うんですね。だから、これからどうするのかということ、私、質問しているんですけども、それについて。

それで、今朝の山梨日日新聞に富士吉田市は物価高に伴う生活支援として市民1人あたり1万円を給付すると。市によると、物価高の影響が続く中、出費がかさむ年末年始を控え、生活の支援や消費の喚起につなげようと給付を決めた。年内に支給を開始する方針というように、今朝の新聞に載っていました。

やっぱり課税されている人でも、ぎりぎりという人からも、課税はされているけど本当に苦しいんだ、この冬を、年末年始をどういうふうに乗切ろうかという話も伺っています。それから、灯油代がかさんでしまうということで、本当に町民の皆さん不安を抱えている生活状況だと思うんですね。

だからこそ、この年末年始に向けて、町としてどういう対策があるのかということをお聞きしたんですけども、今の答弁ではちょっと納得できないんですけど、今後どうするのかという

ことで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

現在、国で実施します交付金事業が行われます。町が実施する推奨事業につきましては、現在、国から示された事業メニュー等を参考にしながら検討を図っております。早い段階での予算措置を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

国では、いろいろなことを言っただけで、非課税世帯の7万円とか、11月後半に決めて年内に配れということを行っているらしいですけれども、それも年内給付はもう困難だということ多くの声が聞こえています。

そういう中で、やはり町民の生活を考えたときに町としてどうするのかということを考えていかなければいけないのではないかなと思うんですね。これから来年4千万円という国からの交付金が来るという話なんですけど、それをどういうふうに使おうかということで、今まで町内の限定商品券というのを何回か、いただいたんですけど、その中でなかなか商店がなくて使えないというような、検証結果もちょっと見せていただいて、かなり業者には好評だと。99%ぐらい利用されているということで、かなり実績はあるのかなと思ったんですけど、中にはやはり使うことができないという山付きの人たち、曙の方に聞いたら、やはり使うところがなくて、使うには下まで行かなければいけないと。車もなくて行けないという話もしていました。できたら、移動販売車がうちのほう来るんだけど、そこで日常的なものを買っているんだけど、そういう移動販売車でその商品券が使えたら本当に助かるというような話も、その方は話をされていて、何か皆さん、そんなことを言っていたということを知ったんですけども、町内の業者に限るということで、そのところはきっと規制があるんでしょうけども、やっぱり食べるものとか、生活に必要なものが購入できるように、そういう移動販売車にも使えるようなことを今後検討していただきたいと思います。その商品券にしてもいろいろ改善を重ねて、今まで来たと思うんですね。より町民の皆さんに使いやすいような状況というもので、いろいろ改善を図ってきたと思うんですけど、それも一つで、なんとか町内業者ではないかも分からないけれども、登録をしてもらったり、なんとか山付きの人たちが移動販売車でも商品券を使えるような方策を考えてほしいなというふうに、そのお話を聞いて思ったんですけど、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

よろしいですか。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

現在は、商工会の会員を対象としております。町内限定商品券事業を実施する際には、ご意

見を参考にして検討したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

検討していただきたいと思います。

そして、物価高騰対策のことですけれども、昨年第4回定例会で福祉灯油の実施をという私の質問に対して、灯油に限らないほうがいいと思うが、来年以降の冬に向けての対策を検討する余地はあると町長が答弁をされましたが、対策はあるのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

今年度の物価高騰対策としては、国の交付金を活用して町民1人あたり5千円の商品券の配布と住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円の給付金などを支給いたしました。

さらに、国は物価高騰対策として、低所得者世帯の支援を追加的に拡大する方針を固めました。内容は、1世帯あたり7万円の給付金を追加するというもので、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり3万円を支給していますので、併せて10万円の支援を行うというものです。

住民税非課税世帯に対しての1世帯あたり7万円の給付金については、国は年内の予算化を各地方公共団体に要請しているところです。本町においても、年内の予算化に向けて準備を進めているところですが、時間的余裕がありませんので、専決処分する予定でいますので、どうか議員皆さまのご理解をお願いいたします。

また、7万円の給付金は、来年1月下旬を目標に支給したいと考えております。

来年度以降の物価高騰対策については、国の経済対策や社会情勢、それから地域の実情などを考慮しながら慎重に考えていく必要があると思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

福祉灯油をという質問に対して、やはりこの7万円というのは来年になってしまって、昨年に私が福祉灯油をという質問をしたことに対して、来年以降の冬に向けて対策を検討するという、必要があると町長おっしゃったんだけど、それについて私、何か対策を立ててくれるのかなというふうに思って期待をしていたんですね。やっぱり冬も寒くなって灯油も出費がかさむということで、せめて年金暮らしの高齢者世帯とか、一人親世帯とか、そういう方に福祉灯油、灯油に限らないとおっしゃったけど、とりあえず灯油代が高くて大変だということであれば、そういう措置をしてほしかったなと思うんですけど、通告はしていませんが、その前の質問に対して、町長がそういうふうにお答えになったので、町長からその答弁をお願いしたいです。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

そう答えたのは間違いありません。ただし、今回は国のほうからの予算が7万円ついておりますので、あえて町が二重で出さなくてもいいだろうということです。国の今後の助成の方向とか、そういうものを見極めながら検討していくほうがいいのかなと思っております。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

それは分かるんです。7万円来るのは、でも1月末か2月ではないですかね。この年末が大変だと。いろいろ出費もかさむし、年末が大変だからという思いで質問したんですけど、今後いろいろ国の経済対策や社会状況、それから地域の実情などを考慮しながら慎重に考えていく必要があるということで、検討していただけるんじゃないかなという希望的観測で、この質問は締めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは2点目です。今、高齢者に配布している町の温泉施設の無料券の有効利用ということで、住民との懇談会の中でも温泉施設の無料券をもらっても使えないと、行けないという声がありました。私の周りでもそういう声がありまして、駅の近くの人はいいですけど、やっぱり山付きが多いので、なかなか行けないと。そしてデマンドを使うと、行って来いで600円かかってしまう。せっかく無料券もらっても600円の、わずかな年金で600円というのは大変だということで、結局利用しないという方が結構います。

午前中の同僚議員の質問の中でも、なかなか利用があまり多くはないというようなお答えもあったんですけども、私、前にも、足の確保を考えてほしいということを質問したんですけども、それに対しては、業者がそれは考えることだからというようなことだったんですけど、業者はやっぱり儲けを考えたら足なんか出さないですよ。でも町はやっぱり、町民のために健康増進のために造った施設でもありますので、町と業者と一緒にあって、やっぱりどうしたら、行きたい、行ってみたいという町民が利用できるかということを考えることは必要ではないかなと思って、今回、再度ですけど、こういう質問をさせてもらいました。

1回行ったらかなり良いし、私も今ちょっと行けないんですけど、前には結構行って、そこでお友だちになった方とかいろんな話も聞いたり、それからそこに行って、血圧が下がってすぐ調子がいいという方も結構いて、そういう効果もあるんだと、やっぱり健康増進施設ってそういうようなことがあって、やっぱり1回行ってもらえれば良い施設で、また行きたいなというふうに思ってもらえる施設だと思っていますので、ぜひサンロードと協議をしていただいて、足の確保の問題をなんとか考えてほしいなという思いで、この質問をしたんですけど、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

本年度6月の第2回定例会におきまして、渡辺議員のご質問にお答えしたことと同様になりますが、温泉施設の送迎バスにつきましては、事業者が集客対策の手段として運行するものと考えております。

事業者には集客の手段として検討をお願いしておりますが、運行経費の面や費用対効果の面

から送迎バスの運行には至っておりません。事業者が運行する場合は、町として協力できることを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

町として協力できるというふうにあったんですけど、やっぱりどこに原因があって、どうしたら多くの人たちに利用していただけるかということをも町も分析をして、それに向けて何か対策を考えるということもしていかなければいけないのではないかなと。ただ、券を配ればいいのではなくて、どうしたら健康でいてもらえるのかということを考えて、この券を配っていると思うので、ぜひ企業だけにお任せするのではなくて、やはりきちっと両方で考えていく必要があるのではないかなと思いますので、ぜひこれは検討をお願いしたいと思います。

そして次なんですけども、高齢者に配布している町の温泉施設の無料券の有効活用をとということで質問をさせていただきたいんですけども、高齢者の中には無料券をもらっても行けないという方が結構多くいて、午前中の答弁でも、どのくらいのパーセントでというような答弁があったんですけど、やっぱり1回行ってもらえれば、家族も一緒に行ってもらえれば、良いとなったら、その家族は自分で今度は利用料を払っていくというふうになると思うので、とりあえず、そのきっかけとして同居の家族が一緒に行くときには、その高齢者の分と、それからその家族の分がタダに、その券を使えるようになればいいのかなと。とりあえず、住所が同じ、同居ということを条件にすれば、そんなに難しいことではないのかなと思って、この質問をさせていただきました。答弁をお願いします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

町営温泉施設無料回数券交付事業は、医療や介護リスクの高まる後期高齢者を対象として町営温泉施設の利用を促すことにより、外出の機会および他者との交流の機会を創出し、もって健康の維持および介護予防に資することを目的に、高齢者の福祉事業の一環で実施しているものですので、入浴無料券を使用できるのは本人だけで、他人への譲渡は禁止させていただいております。

家族にまで使用を拡大した場合、いろんなケースが考えられ、ルールが複雑化したり、家族の関係性をどう証明していただくかなど、いろんな問題が発生すると考えられます。例えば、家族が使用できるとした場合、後期高齢者が同伴でなければ無料券を使用できるのか、できないのか、家族なら孫でもいいのか、また後期高齢者は一人暮らしだが、隣の敷地に子ども夫婦がいる場合に家族と認めるかどうか、さらに町内にいる子どもたちはどうかなど、いろんなケースが考えられます。

福祉保健課が実施する高齢者福祉事業ですので、後期高齢者でない町内に住んでいる家族の方には、ぜひ、すでに割引されている町内料金で入浴していただきたいと思っていますので、現段階では、入浴無料券の対象者を家族まで拡充することは考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

言いたいことは分かります。こんな世の中だから、いろんなことを想定できるのかなというのは、そういう答弁は分かるんですけど、私は、ただ同居している家族が一緒に行った場合にどうかなです。実際そういう声もあったので、そういう町民の声を代弁したということで、私もそれだったらいいんじゃないかなと思ったので、質問をさせていただきましたけど、75歳以上の方たちが、なるべくなら本当は一人で来て利用していただきたいとは思いますが、なかなかそれは難しいことなのかなというふうには思っていますけど、一応そういう声があるということで、お届けをするということで、この質問はこれで終わりにしたいと思います。

3点目です。図書館に読書通帳の制度をとということで質問をしたいと思います。

今、スマホやタブレットなどでインターネットを利用することが大人でも子どもでも本当に多くなっています。常に携帯を持っているというような状況があります。

先日、11月だったかな、町の教育を語る会主催で講演会があり、インターネットの使用時間の長さが子どもたちの認知機能や脳の発達に悪影響を及ぼしているという研究結果があるというお話を聞いて、本当にショックを受けました。私はもう年なのでいいんですけど、子どもたちがそれで脳の発達に大きな影響を及ぼすなんていうことを、私、今まで考えていなくて、昔はテレビに子どものお守りをさせないでということがあったんですけど、今は本当に小さな子どもからYouTubeを見たりして、見ていればおとなしいから親はどうしてもそういうふうに見させておくということが、ちょっとあります。そのことが子どもの脳にすごい悪影響を及ぼすという、その講演を聞いて、私自身、本当にショックを受けて、自分も考えなければいけないなというような思いでいました。

そのころ、知人から読書通帳というものを身延町立図書館にほしいという話があって、その図書館関係の会議でも、その読書通帳がほしいねみたいな話が出ましたということを知って、早速、山梨県で一番最初に読書通帳を導入したという南アルプス市の中央図書館というところに行って、その中央図書館はすごいところで、環境的にはすごいところだなというふうに思って、早速、読書通帳というのを私、作ってきました。100円で作れました。私たちみたいに年取ると、あの本は読んだかな、もう1回借りてしまったみたいなこともよくあるんですけども、こういう通帳があるとすごく便利でいいなというような思いがしました。

身延町子ども読書活動推進計画、これに基づいて、図書館では4カ月検診のときからのブックスタートから始まって、3歳児のセカンドブックということで、図書館でもいろんな工夫をしてもらって、子どもたちが本に親しむようなことをしてくれている。それから学校にも伺いましたけど、今は1校に1人、図書館司書の先生がいて、本当に子どもたちにこの計画に基づいて、いろんな工夫をしてくれて、努力をしてくれたり、学校全体で努力をしてくれるという様子を伺ってきました。

この推進計画の中にもありますけれども、身延町の子どもたちは、中学校は大体、部活か何かで忙しいですけど、それでもよその町村の子どもに比べたら、身延町の子どもたち、小中学校は本を読む冊数は多いということで、皆さんの努力の成果だと思っていますけど、こういう読書推進計画を進める上でも、私はこの読書通帳というのが必要で、子どもたちもすごく楽しみに増やして、本当にお金の通帳みたいに増やすのを楽しみにするんじゃないかなと思って、

今回こういう質問をしましたが、これについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

身延町子ども読書推進計画につきましては、令和4年度を初年度とし、5カ年計画として子ども読書活動を推進するために策定されました。この計画は、未就学児や小中学生の読書活動を推進することを中心とする内容となっております。

ご質問の読書通帳と呼ばれるものは、個人の「図書館での借受履歴」を記入するための預金通帳型のノートのことで、図書館等に設置された専用端末で、借りた本のタイトルや貸出日が印刷できるものです。比較的新しいシステムで、県内での導入実績につきましては、5市町村ございます。

このシステムの導入につきましては、読んだ本の履歴から、その人の思想信条が分かってしまうのではないかと、個人情報保護の観点から論議されたり、また情報セキュリティ上、解決しなければならない点もあります。また、導入実績も少なくシステムも高額なことから、導入は時期尚早と考えております。

なお、これに代わるシステムとしまして、読書記録アプリがございます。これはスマートフォンにアプリをインストールすることで使用でき、読んだ本や読みたい本などを分類して管理できるものです。現時点では、このアプリの活用を推奨します。

なお、図書館等、私のところでも構いませんが、お越しいただければ、このアプリの使用について実演してお見せすることも可能です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

南アルプス市の中央図書館でも、リニューアルのときにこれを導入したということをお聞きしました。何かやっぱりきっかけがないと、なかなか難しいとは思いますが、そんなにお金が大変なのかどうか、ちょっとよく分からないですけども、でもやっぱり子どもたちのために読書を勧めるということは、私は本当に、ぜひみんなで行っていかねばいけない問題だと思いますので、できたらリニューアルのときでもそういう機会があったら、ぜひ考えていただきたいということをお願いをしたいと思います。

以上、私の質問はこれで終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

続けて、一般質問を行いたいと思います。

支度がありますので、しばらくお待ちください。

それでは、再開します。

次に通告7番、佐野知世君の一般質問を行います。

佐野知世君の質問を許します。

登壇してください。

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

通告書により、一般質問をさせていただきます。

まずはじめの質問は、町の人口ビジョンに関する質問でございます。

身延町の人口の推移は、2015年に1万2,669人が現在1万104人。それから2045年には5,067人、2060年には2,765人と著しい減少分析結果が報告されております。

自然減、町外または都市部への移住、少子化が原因として挙げられておりますが、町外へ流出する移住の歯止めとなる具体的な対策をお伺いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

少子高齢化への対応、人口減少対策、東京圏への過度の人口集中の是正などを目的として「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同法の下に国をはじめ地方公共団体において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、全国的に対策が推進されております。

本町におきましても、平成27年12月に「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、その取り組みを開始し、現在は「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みを進めております。

ご質問の移住の歯止めとなる施策につきましては、「まち創生」「ひと創生」「しごと創生」がバランスよく進められていくことが重要であり、その具体的な施策は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン」に示し、5つの基本目標「地域に根ざした雇用の創出」「町を元気にできる人財の育成」「人の流れをつくり、移住・定住の促進」「結婚・出産・子育て環境の充実」「特色ある持続可能な地域社会の形成」の達成に向けて59施策を推進しております。

しかしながら、日本の総人口の約3割が生活する東京圏への人口の流れを止めることは、今の社会状況において、行政の取り組みだけでは限界があるものと考えております。将来に向けて身延町を持続していくためには、町民一人ひとりが現状を受け止めていただき、身延町の将来・未来を守り育むことを意識して行動していただくことも肝要であると考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

来年には1万人を割ってしまうことは目に見えてはおりますが、全町民に現状を訴え、予想される人口減少のおりとならないよう、先ほど答弁いただいた5つの基本方針を強く押し進めていただきたいと思います。

次の関連した質問をさせていただきます。

少子化につきましては、出生率は1.5人を下回っているのが現状で、理想的な子どもの数の3人以上の半分以下であります。これを打開する手立てとして、出産祝金や子育て支援金制度があり、手厚い好条件の施策の数々だと思っておりますが、出生率を上げる新たな方法がないか、

お伺いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

日本の人口は加速度的に減少すると推計され、人口減少がそのまま続けば、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招くことが懸念され、少子化対策が大きな課題となっていることから「こども家庭庁」が新たに創設されました。

少子化は、全国的な問題となっており、本町においても同様に進行していることから、その対策に向けて、子育て支援を中心とした取り組みを行っており、これらの施策は、保護者や子どもたちからも高い評価を得ております。

しかしながら、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、各世帯における仕事と子育ての両立の難しさなど、各々が抱える結婚や出産、子育ての希望を阻む様々な要因が複雑に絡み合っており、解決に導くことは容易ではありません。国の少子化対策の基本的な考え方「若い世代が結婚や子どもについて希望を実現できる社会づくり」に前向きに取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

少子化問題については、国の施策課題でもあり、答弁をしていただいたとおり、それぞれ家庭や仕事の事情等により原因があるわけではございますけれども、町の施策の制度を最大に活用、指導、推進していただき、出生率のアップにつなげていただきたいものであります。

次の質問は結婚問題ではありますが、町内には独身の男女が数多く暮らしております。現在は結婚相談員もいなくなり、仲人や元世話という話も聞かなくなりました。今の時代、個人の自由が尊重され、結婚にそれほど興味を持たない方も多いのかもしれませんが。そのため、独身者から、あえて結婚支援センターに登録するのを躊躇している人も多いと思われまます。そんな方に橋渡しをする方法はないものか、お伺いをしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、結婚相談と出会い環境の充実に向けた施策を推進しており、平成30年度からは峡南5町が連携し、民間事業者を活用した婚活イベントやお見合いを行っており、本町独自の取り組みとしましては、令和4年度からこの民間事業者のノウハウを活用し、異性との話し方や自己紹介、身だしなみなどについてもご希望に応じて個別相談を行い、婚活を後押ししております。

また、山梨県におきましても、メールマガジンの配信や婚活イベントの開催など、婚活支援事業を行っており、婚活の機会の充実が図られてきております。

ご質問のような場合につきましては、ご家族や身近な方から本人への手助けが必要だと思

ます。本人のご意思を確認の上、ご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

お答えいただきました、まち・ひと・しごと総合戦略において結婚を取りまとめる活動を推し進めているということではございますけれども、町の人口減少の対策の一環として、企画財政課を中心に、ぜひ独身の男女に結婚の機会を与えていただくようお願いを申し上げまして、次の質問にまいりたいと思います。

次の質問については、先ほど伊藤達美議員が質問をした庁舎の移転の関係でございましてけれども、国土交通省の富士川の河川改修計画により、立ち退き移転をせざるを得ないと聞いておりますが、確かに河川の上流、または下流のほうから河川改修の工事が行われていまして、この間が残っているような格好になってきて、この場合は町の防災拠点でございまして、新しい計画高水位は、ちょっと今の堤防の高さと比べてどうなのかという気がするんですけども、そのへんも懸念されるところでございまして。答弁のほうは結構でございまして。

次の質問は、国道300号線、中之倉バイパス第2期改良工事の件でございまして。

令和4年12月に中之倉バイパス第1期工事が完成し、供用が開始され、富士五湖方面より身延山や下部温泉などの観光拠点を結ぶ周遊ルートとして、また災害時に緊急輸送道路としての役目を果たす道路として大いに期待されておりますが、中屋敷集落先から本栖湖トンネル間の第2期、または3期の改良工事がまだ未着工でございまして。早期着工を身延町からも働きかけていただきまして、ぜひ身延町の観光拠点に人を呼び込めるよう、その対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

国道300号中之倉地内の道路は、急峻な地形に起因してヘアピンカーブが連続し、幅員も狭く大型車や観光バスのすれ違いが困難な狭隘道路で、山梨県において中之倉地区の約5キロメートル区間におきまして、急カーブの解消を図るため、バイパスなどの整備を進めており、令和4年12月18日に平成22年度から先行して着手しておりました古関側の1.8キロメートル区間が完成し、第1期整備区間の供用を開始いたしました。

第2期区間につきましては、令和5年2月19日に中之倉公民館において事業説明会が実施され、町も説明会に参加し、地域の方々と共に事業の継続実施および早期完成を要望したところであります。

現在の進捗状況は、第2期整備区間の地質調査業務は完了し、道路設計業務および測量業務を実施中で、第3期整備区間も令和4年度に道路概略設計が完了し、今後、道路予備設計を予定しているとのこととです。

長崎知事も、中之倉バイパス開通式の式典の式辞で、残る本栖湖側の3.2キロメートル区間につきましても、早期の全線開通を目指すとおっしゃられております。

町も早期の全線開通に向けた事業実施の要望活動や、事業協力を継続していきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

ありがとうございます。11月の末に、また前回、崩落災害で長期間通行止めの側で再び落石災害があり、現在、片側通行により通行をしております。そのような災害もバイパストンネルが開いていたら、その区間であったら支障がなかったなとは思われますが、第2期、第3期の改良工事の計画は、おっしゃられたとおり進められているはずですが、早期着工に向けて再び要望をしていただけたらと考えております。

次は、4番目の猟友会会員の確保とジビエ処理施設について、質問をさせていただきます。

まずはじめに、猟友会会員の確保についてであります。

毎回、一般質問に挙がる獣害についてはありますが、シカやサル、イノシシによる獣害に対して猟友会の会員の数が足りない深刻な状況であります。また、猟友会の高齢化が進み、経験豊富な人材が減りつつあるのが現状であります。

これまでの一般質問では、狩猟の免許取得や駆除獣1頭あたりの補助金も与えられる答弁がありました。銃や罠の確保、弾などの経費、運び出し、解体手間などを勘案するとボランティア活動ではないかという人も見られるようでございます。

猟友会員の確保や費用については、再度、猟友会と協議し、改善の策を打ち出すことについてはいかがでしょうか、質問をしたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

令和5年12月4日、猟友会3分会の役員の皆さまにお集まりいただき、話し合いを持ちました。

まず、有害鳥獣捕獲奨励金につきましては、現行と変更なくニホンザル1頭あたり2万5千円。ニホンジカ、イノシシ1頭あたり1万4千円。ツキノワグマ1頭あたり3万円。分会への補助金につきましては、現在1分会20万円と会員1名あたり1千円を交付しておりますが、今後は分会の繰越金の状況によっては、調整が必要であるとの方向でご理解をいただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

つい最近の話し合いが持たれ、捕獲奨励金や補助金について、ある程度の理解を得られたと認識いたしました。

続いて、また関連の質問ですが、年間の確保頭数による県の事業費からの町に交付される補助金の総額ですが、被害が多く、捕獲頭数が予算枠を超えてしまうため、捕獲の打ち切りをせざるを得なくなった場合は、県に追加の申請ができるような仕組みが必要ではあると考えますが、その対応についてお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

有害鳥獣捕獲奨励金の財源につきましては、ご質問のとおり山梨県より特定鳥獣適正管理事業費補助金としまして、2分の1を交付されております。これは山梨県の「鳥獣保護管理事業計画」により各市町村が行う適正管理捕獲に対して交付されるものです。基本的にはこの適正管理捕獲数を超えることはできませんが、山梨県全体の計画ですので、昨年度も何回か、他市町村の捕獲頭数との調整の中で、本町の割り当て頭数増加をお願いした経過があります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

耕作物が獣害の被害を受けたが、捕獲頭数が予算枠を超えたため駆除ができず畑が全滅し、休耕地になってしまったということがないよう追加申請をしていただき、獣害から耕地を守っていただきたいと考えております。

次の質問は、ジビエ処理施設についてでございます。

駆除獣の処理については、山で仕留めた獲物は有効に活用するのが望ましいのですが、山ですぐに血抜きをして、2時間以内に冷蔵、冷凍を行う必要があります、その間に解体、分別もしなければいけないとなると大変忙しい作業であります。

身延町には、現在、処理施設はございません。獲物の有効活用を目指してジビエ処理施設を設ける必要があると思っておりますけども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」および山梨県の「シカ肉の衛生及び品質の確保に関するガイドライン」によりますと、流通を前提とした捕獲は「食品」としての扱いを意識すること、それから捕殺の方法、個体の異常の有無の確認（病気や捕獲以前の受傷）、速やかな処理施設への搬入、必要に応じての冷却運搬、捕獲から搬入はおおむね2時間を目安とするなど、衛生保持について厳しく規定されております。

町がジビエ施設を設置することについては、財源や効果、ジビエに適した止め刺しのスキルを持つ捕獲者の育成、保冷運搬車の用意、販路の開拓等の問題があり、現時点では難しいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

施設については、いっぺんに、全部、施設をそろえるのは予算的にも大変難しいとは考えますけれども、保冷库とか、運搬車両とか、それから処理の施設とか、順番に少しずつ整えてい

くという方法もございます。なるべく身延町で確保した駆除獣については、有効に町内で処理をして活用するという方向が見られればと考えております。

以上につきまして、最後の質問になりましたが、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君の一般質問を終わります。

---

日程第3 休会の決定をお諮りします。

議案調査のため、12月14日（木曜日）は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、12月14日（木曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時12分



令和 5 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 5 日

令和5年第4回身延町議会定例会（3日目）

令和5年12月15日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告  
日程第2 委員長報告  
日程第3 議案第63号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について  
日程第4 議案第64号 身延町上下水道事業審議会条例の制定について  
日程第5 議案第65号 身延町水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について  
日程第6 議案第66号 身延町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について  
日程第7 議案第67号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について  
日程第8 議案第68号 身延町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第69号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第70号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第71号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第72号 身延町税条例の一部を改正する条例について  
日程第13 議案第73号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について  
日程第14 議案第74号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について  
日程第15 議案第75号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第5号）  
日程第16 議案第76号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第17 議案第77号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第18 議案第78号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第19 議案第79号 令和5年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20 議案第80号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第81号 令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第82号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 議案第84号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第3 議案第85号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第4 同意第27号 身延町名誉町民の選定について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

- |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 遠藤公久 | 2番  | 深山光信 |
| 3番  | 佐野昇  | 4番  | 山下利彦 |
| 5番  | 佐野知世 | 6番  | 伊藤雄波 |
| 7番  | 望月悟良 | 8番  | 田中一泰 |
| 9番  | 広島法明 | 10番 | 野島俊博 |
| 12番 | 渡辺文子 | 13番 | 伊藤達美 |
| 14番 | 上田孝二 |     |      |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月 幹也	教 育 長	保坂 新一
総 務 課	長	大村 隆	会 計 管 理 者	望月 融
企 画 政 策 課	長	幡野 弘	交 通 防 災 課 長	天野 芳英
財 政 課	長	佐野 美秀	税 務 課 長	中山 耕史
町 民 課	長	伊藤 剛	福 祉 保 健 課 長	深沢 泉
観 光 課	長	高野 修	子 育 て 支 援 課 長	遠藤 仁
産 業 課	長	松田 宜親	建 設 課 長	千頭和康樹
土 地 対 策 課	長	深沢 暢之	環 境 上 下 水 道 課 長	内藤 哲也
身 延 支 所	長	加藤 千登勢	下 部 支 所 長	笠井 健一
学 校 教 育 課	長	望月 俊也	施 設 整 備 課 長	佐野 彰
生 涯 学 習 課	長	青嶋 浩二		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹  
録音係 佐野 吏



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第68号から議案第72号までについて、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤達美君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（伊藤達美君）

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧いただきたいと思います。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に（2）教育厚生常任委員会に付託した議案第63号から議案第67号まで、および議案第73号、議案第74号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長 (上田孝二君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に(3) 予算決算常任委員会に付託した議案第75号および議案第78号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

○予算決算常任委員長 (伊藤雄波君)

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

(以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長 (上田孝二君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

それでは、これから日程に従い討論・採決を行います。

---

日程第3 議案第63号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

議案第63号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第64号 身延町上下水道事業審議会条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

議案第64号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第65号 身延町水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

議案第65号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第66号 身延町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

議案第66号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第67号 身延町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

議案第67号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第68号 身延町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

議案第68号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第69号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

議案第69号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第70号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員(渡辺文子君)

議案第70号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論いたします。

この条例は、令和5年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告による身延町職員給与条例の一部改正に伴い、特別職の期末手当を引き上げるものです。

一般質問でも話をしましたが、今、町民の暮らしは本当に大変です。物価高で食料品をはじめ、いろいろなものが値上がりをして、年金生活の方々、ひとり親世帯などを中心に生活への不安の声が多くあります。そんな中でのこの特別職の期末手当の増額です。

町長、改正前が174万8,230円、改正後182万7,695円、7万9,465円の増額です。副町長、改正前142万6,920円、改正後149万1,780円、6万4,860円の増額です。教育長、改正前130万8,010円、改正後136万7,465円、5万9,455円の増額です。この増額には、賛成できません。

以上です。

○議長(上田孝二君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

山下利彦君。

○4番議員(山下利彦君)

議案第70号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

人事院勧告につきまして、国家公務員の給与状況につきまして、民間事業所との給与比較を行った上で、民間の給与を国家公務員の年齢、学歴とかに置き換えた場合にどれだけ差があるのかといったことで調査をして出すものです。

国家公務員の給与の勧告ですが、基本的には、地方公務員につきましても国にならうところだと思います。これについては、均衡の原則に従って、国、近隣自治体、それから民間の給与の均衡を

図るという原則になります。特別給につきましても、民間の特別給の年間支給月数に合わせることを基本に勧告されています。

今回の特別職の賞与については、現状と異なる報酬を定めるわけではなく、単なる支給率を改正するもので、これについては従うべきものと考え、本条例につきましても賛成いたします。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

議案第70号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第71号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

議案第71号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第72号 身延町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

議案第72号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第73号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

議案第73号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第74号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

議案第74号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第75号 令和5年度身延町一般会計補正予算(第5号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第75号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第5号）のうち、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、特別職期末手当14万円。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、特別職期末手当6万円は議案第70号の具体化ですので、反対をいたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

議案第70号に基づく補正予算ですので、この予算につきまして賛成いたします。

○議長（上田孝二君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

議案第75号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第76号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第17 議案第77号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第18 議案第78号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

議案第78号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第79号 令和5年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第20 議案第80号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第21 議案第81号 令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第22 議案第82号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人事案件のため、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、討論を省略し直ちに採決に入ることに決定しました。

諮問第2号を採決します。

なお、採決は異議があるかどうか求めます。

お諮りします。

諮問第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と意見を付することに決定しました。

---

日程第24 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、定例会資料3ページから7ページまでのとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、条例案1件、補正予算2件、人事案件1件の計4件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出された議案を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで、追加の議事日程配布のため、暫時休憩といたします。

再開は10時といたします。

休憩 午前 9時45分

---

再開 午前 9時56分

○議長(上田孝二君)

時間前ですが、全員おそろいですので、休憩前に引き続き議事を再開したいと思います。

はじめに、町長から追加提出議案に対する説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議案の説明の前に、今日はちょっと副町長が欠席をさせていただいていますけれども、インフルでも、コロナでもないようですが、どうも風邪を家族でひかれて、熱が出ているということで、安全のために今日は出てくるなということで欠席をさせていますので、ぜひご承知ください。お願いいたします。

それでは、今日、議会の最終日ですけれども、3件の議案と1件の同意案件を追加提出させていただきたいと思います。

まず、議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について1議案、次にこの税条例改正に伴います補正予算といたしまして、議案第84号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第6号）、議案第85号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の3議案を提出いたします。

また、同意案件といたしまして、同意第27号、これは平成16年の新町合併後、第1号となります身延町名誉町民の選定について1案件、合わせて4件を提出させていただきます。

内容につきましては、後ほど担当課長、ならびに私から説明させていただきますので、ご議決、ご同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

町長の追加議案の説明を終わります。

---

追加日程第1 議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由および内容説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山耕史君）

まずはじめに、私から今回の追加議案につきまして、12月4日開催の議員全員協議会におきまして、これまでの経緯、ならびに制度内容などをご説明させていただき、本日は追加議案として上程させていただくことにつきまして、議員の皆さまにご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回、追加議案として上程させていただきます内容が整いましたので、改めましてご説明をさせていただきますと思います。

まず、議案書をご覧ください。

今回、上程いたします議案は、議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてとなります。

提出日は、令和5年12月15日となります。

続きまして、提案理由を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）および全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）がそれぞれ令和6年1月1日から施行されることに伴い、身延町健康保険税条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

ここからは、議案説明書によりご説明させていただきます。

議案第83号議案説明書をご覧ください。

令和5年第4回定例会議案説明書 議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

提案理由につきましては、先ほど申し上げました内容と同様となり、重複いたしますので省略させていただきます。

続きまして、内容をご説明いたします。

まず背景といたしまして、国では全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、子ども・子育て支援の拡充を目的に、産前産後期間の国民健康保険税（料）を軽減することといたしました。

内容の①番として、対象となる方は届け出になります。

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象で、妊娠85日以上分娩、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）および早産の場合も対象となります。

出産予定の6カ月前から届け出が可能で、出産後の届け出も可能となっております。

②といたしまして、軽減される内容ですが、出産する国民健康保険被保険者の国民健康保険税のうち、産前産後期間の均等割と所得割を届け出により減額し、軽減を図ります。

対象期間、産前産後期間についてですが、単体妊娠の場合、出産予定日の前月から出産予定日の翌々月の計4カ月を減額します。

多胎妊娠の場合、出産予定日の3カ月前から出産予定日の翌々月の計6カ月を減額としております。

③財政措置につきましては、減額を行った費用を国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担し、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しの措置を講じることとなります。

このため、議案第84号 身延町一般会計補正予算（第6号）および議案第85号 身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、当該制度の対象者1名にかかる追加の補正予算案を併せて上程させていただいております。

引き続きまして、改正条文についてご説明いたします。

1点目としましては、身延町国民健康保険税条例第23条第3項を新たに追加し、産前産後期間にかかる被保険者の所得割および均等割の減額について規定を追記しました改正としております。

2点目としまして、同条例第24条の3を新たに追加し、産前産後期間の減額にかかる届け出について規定を追記しました改正としております。

この2点の改正につきましては、いずれも条例中の項および条文を新たに追記しました改正となっております。

詳細な条例の改正箇所につきましては、参考資料、改正条例案新旧対照表をご参照いただき、ご確認をお願いしたいと思います。

なお、施行期日は令和6年1月1日となります。

以上で、私からの議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由および内容説明が終わりました。

---

追加日程第2 議案第84号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第6号）

追加日程第3 議案第85号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

以上の2議案は、補正予算のため、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第84号から議案第85号までの、令和5年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第84号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,287万9千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

15款2項2目民生費国庫補助金、産前産後期間の保険料の軽減措置に関する補助金7千円を計上いたしました。国からの補助率は2分の1であります。

16款2項2目民生費県補助金、産前産後期間の保険料の軽減措置に関する補助金3千円を計上いたしました。県からの補助率は4分の1であります。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

3款1項2目国民健康保険費、繰出金1万4千円を計上いたしました。これは国民健康保険特別会計への繰出金であります。

2ページをお開きください。

議案第85号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、説明いたします。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1万4千円を減額いたしました。これは医療給付費分の現年課税分であります。

8款1項1目一般会計繰入金、産前産後保険料繰入金1万4千円を計上いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分の財源組み替えをいたしました。

以上で、議案第84号から議案第85号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由および内容説明が終わりました。

---

追加日程第4 同意第27号 身延町名誉町民の選定についてを議題とします。

町長から本案について提案理由説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、私から同意第27号 身延町名誉町民の選定について説明をさせていただきます。  
身延町名誉町民に下記の者を選定したいので、議会の同意を求めます。

氏名 内野日総さま。住所、生年月日は記載のとおりであります。

提案理由を申し上げます。

身延町名誉町民の選定については、身延町名誉町民条例第3条の規定により、議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

おめくりいただいて、調書を見ていただきたいと思います。

氏名 内野日総さま。生年月日、職業、出生地、住所地は記載のとおりであります。

推挙に該当すると認められる事項ですが、平成18年7月に日蓮宗総本山身延山久遠寺法主に就き、平成29年6月に聖地である身延町の地域の発展および地域観光の活性化を目的に高額のご寄附をいただき、町の観光振興に多大な貢献をされました。

また、現在建設中の身延中学校新校舎建設事業において木造校舎建設に賛同され、身延山久遠寺所有の山林の木材提供をご明断いただき、身延中学校新校舎建設に大きく貢献をされたところであります。

賞罰といたしましては、平成18年5月15日、日蓮宗一級法功章、平成30年3月31日、紺綬褒章。

経歴の内容につきましては、記載のとおりであります。

その他の参考事項といたしまして、記載はございませんけれども、12月11日、身延町名誉町民選考委員会を開催いたしまして、全員の賛同を得まして、本日も同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、町長の提案理由および内容説明が終わりました。

それでは、これから質疑に入ります。

はじめに、議案第83号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号および議案第85号については、補正予算案であるため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第84号および議案第85号については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第84号および議案第85号の質疑を終わります。

次に、同意第27号については、人事案件でありますので、質疑を省略したいと思います。  
お諮りします。

本案について、質疑を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第27号については、質疑を省略することに決定しました。

それでは、これから討論および採決に入ります。

はじめに、議案第83号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第84号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第85号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に同意第27号については、人事案件でありますので、討論を省略し、採決を行いたいと思います。

お諮りします。

本案について、討論を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第27号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

それでは、同意第27号を採決します。

なお、採決は起立によって行います。

お諮りします。

同意第27号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、同意第27号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

皆さん、大変お疲れさまでございました。

令和5年身延町議会第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に私どもが提案いたしました提出議案につきまして慎重なご審議をいただく中で、全てご議決、ご決定、ご同意をいただきました。議員の皆さまのご協力に敬意を表し、感謝を申し上げたいと存じます。

師走に入り、今年も残すところ2週間余りとなり、寒さも一段と厳しく、また何かと気ぜわしい日々が続きますので、皆さま方には健康に十分ご留意をいただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

5日間、ありがとうございました。

○議長 (上田孝二君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思いますますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期の5日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のためになお一層のご尽力を賜りま

すようお願い申し上げます、これもちまして令和5年第4回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会議務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時21分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上